

日本国際情報学会誌
2011年度

ISSN1884-2178

国際情報研究



通巻 第8号

日本国際情報学会

(目次)

発刊の言葉	-----	1
巻頭言	-----	2
研究論文		
審査論文: Original		
C. S. ルイスの『天路逆程』に見るフロイト批判の意義 櫻井 直美	-----	3
Metaphorgram: As a Component of a Metaphorprint - Disclosing the Chronological Features of Conceptual Metaphors - SHIMIZU Toshihiro	-----	14
クラウドコンピューティング導入における情報セキュリティ対策 小笠原 裕、長井 壽満、坊農 豊彦	-----	26
シンガポール多元主義の中でのLim Boon Keng再評価 Straits Chineseを巡る比較文化論的考察 山田 洋	-----	35
報告論文		
自由投稿論文: Review		
プロジェクト: KDU大学院留学生キャンパスガイドの作成を 通じて留学生のニーズを把握する試み 佐久間 華	-----	47
終末期医療をめぐる法的現状と課題 林 かおり	-----	56
報告論文		
研究ノート: Research Report		
「スピリチュアリティ」とは - ヘーゲル『エントツクロペディ』の体系区分を手掛かりに - 佐々木 健	-----	72
中国による高速鉄道技術導入の問題点 最近の特許騒動と事故の遠因 西海 重和	-----	78
書評		
乾 一字 著『力の信奉者ロシア - その思想と戦略』 佐々木 孝博	-----	90
日本国際情報学会誌規程	-----	94
編集後記	-----	98

発刊の言葉

日本国際情報学会 会長 近藤大博

社会科学は、その研究の歴史において、多くの先達の知恵と経験を蓄積させ現在があります。たしかに知識の積重ねと経験に支えられた研究は重要です。それらの蓄積が各学問の礎としてあります。

しかし、今日、国際化・グローバル化の波は、各学問の境界・領域・枠をいとも容易に乗り越えます。各学問の境界・領域・枠を乗り越えたかたちで、新たな問題が生じています。

各研究者は、従来の礎・専門領域に拘泥しては、新時代に、新たな問題に、対処・対応できません。

また、グローバル化は、国境を超えての研究協力、積極的な情報の受発信の機会をもたらしました。この機会を大いに活用すべきです。縦横に協働研究すべきです。研究成果を共有すべきです。

今日の社会的・公共的問題は、知識・学問と社会・政治の境目にあります。さらには従来の学問体系では対処不能・対応不能となっています。解決するためには、学際的な集団の確立と学際的な取り組み、ひいては学際的な理論的枠組みが必要となります。

つまり、21世紀の現在、社会学・経済学・歴史学・心理学・哲学等々の専門領域・枠を超えた協働研究が必要不可欠となってきたのです。

既存の考え方・方法論、既存の専門分野にとらわれることなく、幅広く研究テーマを募りたいと存じます。学際的な研究に積極的に発表の機会を与えたいと存じます。多くの方々が斬新的で視点の違う研究を競い合う場を設定したいと存じます。

日本国際情報学会は、上のような思いを密かに胸に、2002年3月に設立されました。

このたび、会員の研究を促進すべく、活動の成果を公表・公開すべく、学会誌発行を企画しました。本誌がその創刊号です。

今回発刊にあたり、多くの方々から、ご指導、ご支援を賜りました。厚く御礼申し上げます。

本誌が、広く世に迎えられ、新しい社会の創造に多少なりとも寄与できますよう、さらに学問の垣根が取り払われた研究の場として数多くの研究者に活用していただきますよう、祈念いたします。

2004年5月10日

当学会の目的の一つは、日本語で思索する全世界の同学のフォーラムを形成することです。その目的達成のためにも、従来の機関誌『国際情報研究』を刷新し、『日本国際情報学会誌』としました。新しく編集実務を担当することになった編集委員会の諸兄の尽力あつてのことです。

全世界に読者を求めるため、インターネットにて公開発行いたします。もちろん、ダウンロードしてプリントアウトすれば、通常の紙媒体の冊子と同様になります。活用願います。なお、学会論文の質の向上を目指すため査読の方式をも、今号をもって改めました。詳しくは、「投稿論文の査読について」をご覧ください。

当学会の会員層は産学官に属する人材で形成され、その研究テーマは総合社会情報研究を中心に幅の広いジャンルを網羅しており、新たな学術的価値創造を可能にしています。今後、会員間のコミュニケーションをより充実させ、社会に貢献する学会活動を目指したいと存じ上げますので、よろしくご協力をお願い申し上げます。

2008年12月5日

「巻頭言」

日本国際情報学会 編集委員長
佐々木 健

First Floor と Ground Floor との間

建物の1階を、アメリカでは First Floor と、イギリスでは Ground Floor と呼ぶ。

建物がすべて例外なしに平屋なら、このような名称の違いが生じる余地はない。いや、そもそも1階と2階を区別する必要などおこるはずがない。2階、またはそれ以上の高さの建物が建てられるようになって、それぞれの階をどう呼ぶかが問題となったのであろう。

1階を First Floor、2階を Second Floor、云々と呼ぶ呼び方には、素朴ながらそれなりに「合理性」がある。わかりやすい。使いやすい。実際に誤解が生じる可能性はまずない。

イギリス流の呼び方には、慣れないうちは違和感を覚える。非合理的にさえ思われる。

しかし、この呼び方に慣れてくれば、そして冷静にじっくり考えてみると、この呼び方の背後にある考え方には、ある種の重要な真理性が含まれているように思われる。

第1に、エレベーターを使わずに、あるいはエレベーターなどなかった時代に自分をおいてみて、1階から徒歩で階段を登ってみる。重い体を上へ、上へと持ち上げることはしんどい。一苦勞である。それだけに、汗をかきフーフー言って2階にたどり着いたときの快感なり喜びはひとしおである。このときに初めて気づくのである。

「First Floor というのは、自分の脚を使って苦勞して一階から登ってきて到着する最初の階なのだ！」

第2に、そのことに気づけば、1階こそは、2階、またはそれ以上の階を根本から支える基礎であり土台でもある階、建物の基盤となる階なのだということに想いをいたすことは容易であらう。地面(ground)に接続しているからではなく、地面の上に立ち、同時に全体を支える根底・基盤・基礎 (ground)となる階なのである。

だからこそ、第3に、First Floor としての「2階」は、それだけで単独には存立できない。Ground Floor がなければ First Floor としての2階は宙に浮いた地盤喪失 (ボーンロス) 物にすぎない。そして、2階にいきなり「直接」到達することは不可能である。First Floor に達するには、Ground Floor という階梯を通ることが必要不可欠である。その点で Ground Floor は、より高次の階に辿り着くためにどうしても通らなければならない通過点なのである。このようなことが、事柄の本性から言っても、問題の本質からも、おのずと了解されるであらう。

このような Ground Floor を、Moment と呼ぶかどうかは、各人の自由であらう。

研究論文

(審査論文 : Original)

C. S. ルイスの『天路逆程』に見るフロイト批判の意義

櫻井 直美
日本国際情報学会

C. S. Lewis's Refutation of Freudianism in *The Pilgrim's Regress*

SAKURAI Naomi
Japanese Society for Global Social and Cultural Studies

In this essay the author attempts to examine how Clive Staples Lewis refuted Freud's argument about human nature and mind. Until he returned to Christianity and became a powerful apologist, Lewis had to make a long journey of difficulties with twists and turns. *The Pilgrim's Regress* is the first book he wrote after he was brought back to Christian faith. Written in a form of allegory, the story tells how Lewis came back to what was his original belief. In the story, a young man named John sets out from his home of Puritania in search for an Island where he might be saved and set free. While wandering, John strays into *Zeitgeistheim*, where he is captured by a man called Sigismund. This caricatured character representing Sigmund Freud and his followers has this to say: the Island is nothing other than a lust in disguise and the eastern mountains are no more than reified wishful thinking. In the face of this theory which explains what are real as mere reflections of subjective human thoughts and feelings, John realizes that reality and truth exist independent of, and apart from, human minds whether one likes it or not. Fundamental criticism of Freudian notions was an absolutely necessary step in the process of Lewis's "regress".

はじめに

ベルファスト生まれのイギリス人作家 C. S. ルイス (Clive Staples Lewis, 1898-1963) は、キリスト教弁証家として多くの作品を発表した。とりわけ『ナルニア国年代記物語』(*The Chronicles of Narnia*, 1950-56) 全7巻は有名で、世界中の子供たちに愛読されている。しかし、ルイス自身のキリスト教との関わりは平坦なものではなく、10代で一旦キリスト教を棄教した後、33歳の時に再受容するという経緯を持つ。ルイスが紆余曲折を経てキリスト教を再受容した後、初めて発表した作品が『天路逆程』(*The Pilgrim's Regress*, 1933)¹である。

¹*The Pilgrim's Regress* は明らかにジョン・バニヤンの *The Pilgrim's Progress* を意識して書かれたものである。*The Pilgrim's Regress* を『天路退行』もしくは『天路逆行』とする先行記述もあるが、本論考では *The Pilgrim's*

『天路逆程』においては、ルイスがキリスト教を棄て、再び受容するまでの思想遍歴が夢物語としてアレゴリー形式で語られる。それ故に、ルイスの思想や観念が具象的な人物や景色により比喩的に表現されている『天路逆程』は、自伝的作品とみなされ、主人公のジョン(John)はルイス自身と多くの符合点がみられる。ルイスは幼い頃から、遠くはるかなものに対する甘美な憧れを抱いていた。その憧れは、何の前触れもなく突然湧きあがる名状しがたいもので、ルイスはそれを 歓び (Joy) と名付けた。歓びはルイスが「わたしの人生の中心をなす物語はこれ以外にない」²と断言するテーマであり、歓びに対する渴望が『天路逆程』においては憧れの島と

Progress の邦訳が『天路歷程』とされていることから『天路逆程』を使用する。

² *Surprised by Joy*, Harper Collins Publishers, 2002, p.18.

して描かれている。ルイスの 歓び に対する渴望は異性、文学、音楽、自然、思想などによっては満たされることがなかった。そして遂にキリスト教の神こそ、憧れの究極的源であると認識し、キリスト教再受容に至ったのである。『天路逆程』では、ジョンは憧れの島が長旅の末に、生まれ故郷ピューリタニアのランドロード(Landlord) = 神の住む東の山であると知るのである。

本論考では『天路逆程』の第3巻の舞台となる 時代精神 (Zeitgeistheim)の国において、1920年代のイギリス知識人の間に流布していたフロイト学説への言及が少なからず見られることに注目し、 歓び を希求したルイスの思想遍歴にそれがどのような影響を及ぼし得たのかを検討したい。先行研究においては、『天路逆程』に関する論考の中でフロイトへの言及はあるが、本研究のように、フロイトに注目して論を展開した研究は筆者の調べたかぎりでは未見である、

なお、ルイスは本作品発表の10年後、第3版以降に、アレゴリーの不明瞭さを補うためとして、序文と各章の冒頭に説明を追記している。本論考では各章冒頭の追記は冒頭表題と記し、作品考察の要として扱う。

1. 『天路逆程』のプロット

ピューリタニアの国で生まれたジョン(John)は、幼い頃の或る日に、家の料理人から守らなければならない規則があるということを教えられた。その一年後、ある陰鬱な寒い朝、ジョンは両親に連れられてその地区のスチュワード (Steward)の所へ行った。そこでスチュワードに教えられた話を聞いてジョンは困惑する。ランドロード(Landlord)は愛深き人であると同時に、規則を破った者を蛇やサソリの蔓延るブラック・ホール(black hole)へ投げ込む人であると教えられたからである。スチュワードは聖職者、ランドロードは神、ブラック・ホールは地獄のアレゴリーである。その後しばらく時間が経過したある日のこと、ジョンは家から遠く離れた道で美しい音楽を耳にし、時おり遠くに穏やかな海と魅惑的な島を見る。その島への憧れが日に日に募り、とうとうその島を探し求める旅に出る。

ジョンは南北を分断する真っ直ぐ西へ延びる本道(main road)を歩き始めた。最初に出会うのは、19世紀の啓蒙主義者エンライトンメント氏(Mr. Enlightenment)である。彼はランドロードというのは科学に無知なスチュワード達の作り話だと言って、ランドロードを怖れるジョンを安心させる。次にジョンは旅の道連れとなるヴァーチャー(Mr. Vertue)に出会う。ヴァーチャーは、本道を西へ進むという自身が課した厳しい規則を順守して旅をしているが、その旅の目的地はない。ジョンは南のスリル(Thrill)の街に立ち寄るためにヴァーチャーと別れて本道を離れる。その後、ジョンは北に向かい、時代精神の国に迷い込んでしまうのである。

ジョンは 時代精神 のエスクロポリス(Eschropolis)の街で、感傷的で陳腐な詩や芸術に陶酔するクレバズたち(Clevers)に出会う。エスクロポリスはギリシア語で恥ずべき街の意味³である。クレバズたちというのは、1920年代の斬新奇抜な芸術に傾倒する人々を表している。クレバズたちは、ジョンが彼らの新しい芸術を理解できないと知るやいなや、暴言や暴力をふるいジョンを痛めつける。命からがらエスクロポリスの街から逃げ出したジョンは、時代精神 の国境と見られる山道で、兵士たちに捕まってしまう。その兵士の一人がジーグスマンド・エンライトンメント(Sigismund Enlightenment)である。ジーグスマンドはジークムンド・フロイト(Sigmund Freud 1856-1939)のもじりである。時代精神 の国の規則に逆らったジョンは、国の支配者であるジャイアント(Giant)に処刑されそうになったが、凜々しい女騎士のリーズン(Reason)に救い出される。

ようやく本道に戻ったジョンはヴァーチャーと再会するが、今度は二人の行く手を大渓谷(Peccatum Adae)⁴に阻まれる。そこにいた老婦人マザー・カーク(Mother Kirk)⁵はこの渓谷の由来を語り、憧れの島

³ Lewisiana:Quotations and Allusions in *The Pilgrim's Regress* <http://www.lewisiana.nl/regressquotes/> 2011年8月9日現在。

⁴ アダムの罪という意のラテン語。 *A Latin Dictionary*, Oxford at the Clarendon Press, 1958年、1320ページ。

⁵ 9章4節冒頭表題にルイス自身がマザー・カークは教会のアレゴリーと追記。

を見つけないのなら彼女の助けを得て渓谷を渡るように告げる。しかし、ジョンとヴァーチューはその申し出を断り旅を続ける。

大渓谷を渡る道を求めて北に向かった二人は、ペール・メン(Pale Men)と呼ばれる三人の兄弟に出会う。彼らは禁欲的で非現実的な抽象論に酔うばかりで、憧れの島などないと言う。次に二人が出会ったブロード氏(Mr. Broad)は、実に愛想がよいが、ジョンの憧れの島については詭弁を弄し曖昧な答えをするばかりでジョンは失望する。思い余った二人はマザー・カークに助けを求めると、裸で谷底の泉を渡ることを命ぜられる。

対岸に泳ぎ着いたジョンは、憧れの島を目の当たりにする。それは想像を絶する美しさで、なんと憧れの島は、彼の生まれ故郷ピューリタニアの東の山であった。心の満たされたジョンは案内者(Guide)に導かれて帰途に着くが、戻り道は別世界のように輝き、歓びに包まれていた。ジョンは、島に対する憧れは実はランドロードへの憧れであったが、それを知らずに暗中模索していたことが分かる。ジョンとヴァーチューは楽しげに歌を歌いながら川を渡り、故郷のランドロードの御許に向かう。

2.フロイト(Sigmund Freud 1856-1939)旋風

フロイトは、オーストリア帝国モラヴィアのフライベルク(Freiberg、現チェコ プシーボル)で、アシケナジーである毛織物商人ヤーコブ・フロイトの息子として生まれた⁶。彼は神経病理学者を経て精神科医となり、神経症の研究に従事した後、身体的原因のない病気に注目し、精神分析を創始した⁷。フロイトは「夢は(抑圧された)願望の(偽装された)実現」⁸という説をもって、夢の中に人の願望が、何かに形を変えて現れると唱えた。その願望は、夢を見る本人も気づかない抑圧されたものであり、夢の中で達成されるというものである。フロイトはその抑圧された願望を、何かの形に変えることを置き換

えと呼んだ。さらにフロイトは、「すべての神経症あるいは精神病の根本的原因は性にある」⁹と考えた。彼は終生無神論者であり、宗教もしくは宗教的なものに対して峻厳な拒否を示し続けたのである。

フロイトの精神分析は、20世紀初頭のイギリス文学においても影響を与えた。D. H.ロレンス(D. H. Lawrence, 1888-1935)、ジェームズ・ジョイス(James Joyce, 1882-1941)などは人間心理を探究して、その意識下の世界まで追求した作家である。彼らはこの意識下の人間の心理、あるいは意識の追求との関連から、性の問題を掘り下げて、新しい光を当てたのである。ロレンスの『息子と恋人』(Sons and Lovers 1913)は、母親と息子との人間的・心理的葛藤と挫折が描かれており、母への愛と憎悪が混在した息子の心理が精密に描き出されている。ジョイスの『ユリシーズ』(Ulysses 1922)においては、ダブリンのある一日に起こった出来事を、様々な文体で意識の流れなどの実験的な手法を用いて描写している。当初、その大胆な性描写のため発売禁止処分を受けた作品であった。イギリスやイギリス文学界における新風は、フロイトなどの精神分析と少なからず結びついていたのである¹⁰。

ルイス自身も兵役を終え、オクスフォードに戻った1920年ごろには、「新しい心理学が当時わたしたちみんなに圧倒的な影響を及ぼしていた」¹¹と述べている。ルイスは幼い頃から渴望した「歓び」は、決して満たされることのない単なる夢ではないかと考えるようになり、新知識の吸収に忙しく「歓び」の希求を忘れようと努めたのである。

3.フロイトの肖像ジーグスムンドのと出会い

『天路逆程』の第3巻の舞台となる時代精神の国での出来事である。ジョンは暗い雨の中、疲労と寒さに震えながら西に向かって歩いていた。しばらくすると北風が雨雲を吹き払い月が姿を現わし

⁹ 同上、94ページ。

¹⁰ 『英米文学史講座 第十巻 二十世紀』、福原麟太郎・西川正身 監修、研究社、1960年、2ページ。

¹¹ 『C. S. ルイス著作集 1』 『不意なる歓び』中村妙子訳、すぐ書房、1996年、267ページ。

⁶ 『世界の名著 49 フロイト』、責任編集 懸田克躬、中央公論社、1982年、545ページ。

⁷ ラッセル・ベイカー 『フロイトその思想と生涯』、宮城音弥 訳、講談社現代新書、1975年、63-4ページ。

⁸ 『世界の名著 49 フロイト』、110ページ。

た。ジョンは寒さで歯をカタカタさせながら見上げると、左右に高い崖のある谷間に小道を見つけた。そこで、躓きながらも谷間を前進して狭い小道に入ろうとした時に武装した兵士たちに行く手を遮られたのである。ジョンは不法侵入するつもりはないことを告げて引き返そうとするが、兵士に拘束される。

「馬鹿者。おまえはあの方の国に今いるのだ。この小道はこの国からの出口であって入り口ではないのだ。あの方は見知らぬ人たちを歓迎するが、逃亡者には反目するのだ。」と兵士のリーダーは言った。そして、兵士の一人を呼びつけて、「エンライトンメント、この逃亡者を我らの頭のところに連れて行け」と命じた。若い男が歩みでて、ジョンにパチンと手枷をした。¹²

ジョンに手枷をはめた兵士は、ジョンが旅の次の日に出会ったエンライトンメント氏の息子、ジーギスムンド・エンライトンメントである。ルイスは3巻6章の冒頭表題に次のような説明を追記している。

ジョンはとりわけフロイト学説に阻まれる—すべては願望充足にすぎない—この学説は巨人の牢獄へと導くものである(PR 74)

この追記からもジーギスムントがジークムント・フロイト(Sigmund Freud 1856-1939)のアレゴリーであることは明らかであると言えよう。ジーギスムントはジョンを連行する道すがらジョンの憧れの島について患者に精神分析を施す医師のような問診を繰り返す。

「あなたは、いままで、ブラウン・ガールズで終わらなかった 島のヴィジョンを抱いたことはありますか。」

「どうなのか分かりません。でも、彼女たちは

私が求めたものではありませんでした。」

「違います。あなたが求めたのは彼女たちを所有して、彼女たちと一緒に、良い気持になって満足することです。それが 島 なのです。」

「どういうことですか。」

「島はあなた自身の情欲を隠すための偽装なのです」(PR 75)

ここで述べられるブラウン・ガールズとは情欲のアレゴリーである。ジョンは、ブラウン・ガールズが自分の求めたもの、憧れの島ではないと言うが、ジーギスムンドは憧れの島は情欲の偽装だと言い張るのである。さらにジョンが生まれ故郷にある東の山について言及すると、ジーギスムンドは山など存在しないと言う。

「あなたの先祖は借地権が切れたときには、山に登りランドロードの城に住むと考えていたに違いありません—どこにも行かないと考えるよりは楽しい見通しですからね。」(PR 76)

ジーギスムンドはジョンの憧れの島を情欲の偽装と呼び、ランドロードへの信仰を希望的観測に過ぎないと言う。まさしくジーギスムンドの言葉はフロイト学説を暗示させるものである。フロイトは無意識の自我が形を変えて夢に現れると論じた。その夢は、ある種の事態を、自分が願わしいと思うように表現したものである。つまり、夢の内容は一つの願望充足であり、夢の動機は願望なのである。¹³ とりわけ夢に現れる象徴的表現では、圧倒的に性的対象や性的関係を現わしているとした。¹⁴ フロイトは1907年にある強迫神経症の患者(29歳・男)に出会う。その折に、無神論者であった患者が突然来世という言葉を使い始めたことについて、次のように分析している。

彼(患者)は14,5歳までは極めて宗教的であっ

¹² *The Pilgrim's Regress—An Allegorical Apology for Christianity, Reason and Romanticism.* Collins, Seventh impression, 1987, p.74. 本論考での引用文は同書からのもので、筆者による私訳である。以下PRと略しページ数を記す。

¹³ 佐々木承玄、『こころの秘密 フロイトの夢と悲しみ』、新曜社、2002年、68ページ。

¹⁴ 小此木啓吾、『フロイト』、講談社学術文庫、1989年、50ページ。

たが、無宗教者にかわって今日にいたり、無神論者になっている。このような来世の承認というのは、彼のその建前に反する。彼は自分でもその矛盾に気づいている。しかし彼は、それを次のように考えて、解消させようとする。「お前は来世の生命について、何を知っていると言うのか。ほかの人たちは来世の生命についてなにを知っているだろう。結局人間は、来世の生命なんということについては、何一つ知ることはできないのだ。なんにも知ることができないのだったら、それについてどんなことを考えてもよい。」¹⁵

ジーグスマンドがランドロードについて希望的観測として分析した言葉は、上述のフロイトの分析を暗示させるものである。

4.コンプレックス

ジーグスマンドに手枷をはめられ、連行されたジョンは土牢の中で夜を過ごした。朝になり周囲を見渡すと大勢の老若男女が囚われの身となっているのを見た。3巻7章の冒頭表題は次のようである。

ジョンは人間性をすべからくコンプレックスの束と見る。(PR 77)

囚われ人たちは格子窓からできるだけ遠ざかるところにいたが、ジョンは格子窓に近づいて外を見た。そこには 時代精神 の頭であるジャイアント(Giant)がいたのである。ジャイアントが眼を開き始めると、ジョンは何か不気味な恐ろしさに見舞われて格子窓から身を引いた。実は、ジャイアントが見たものはすべて透けて見えるのである。ジョンが土牢の中を見回すと、囚われ人たちは透けてみえるために悪鬼が轟めきあっていた。ジョンの近くに女性が座っていたが、女性とは気づかなかった。というも、彼はその顔から骸骨、骸骨から脳と鼻の導管、そして喉頭、腺の中を動いている唾液、血管のなかの血液

を、そして顔よりも低いところにスポンジのようにあえいでいる両肺、肝臓、とぐるを巻いた蛇のような腸管を見たのである。ジョンはその光景に思わず叫び声をあげた。

「ブラック・ホールだ。ランドロードはいないかもしれないが、ブラック・ホールのことは本当だったんだ。僕は気が変になってしまった。死んだんだ。永遠に地獄にいるんだ」(PR 78)

ジョンは精神を病んでしまったかのようだった。時代精神 の国の支配者ジャイアントは、人々の器官や内臓をすべて透けて見えるようにさせてしまう不気味な力を持っている。ルイスはこの新しい時代の思潮はフロイトに代表される人間の深層心理を分析する学説により、人間をコンプレックスによりがんにがらめにしてしまったことを示している。¹⁶

フロイトは「患者の頭に思いついたメロディーやイメージには、強いコンプレックスが表象されている」¹⁷という。この「コンプレックスの働きは、その瞬間には本人にはわからない、つまり無意識的なものである」¹⁸という。またフロイトは、幼児に性的衝動がある証拠を自分自身の人生の中に見つけ出し、子供のころ母を愛し、欲していて、母を独り占めできるよう、父も、きょうだいも、他の競争相手もいなくなればよかったことを記している。¹⁹彼はこのひと組の葛藤をエディプス(オイディプス)・コンプレックスと名づけた。幼児期の性衝動と、エディプス・コンプレックスの 家族ドラマ ともに、フロイトが子供の発達について考え出すさまざまな理論で中心的な役割を演じるようになったのである。²⁰ ルイスは「フロイト派が、私たちがコンプレックスのかたまりであることを発見し

¹⁶ C. S. ルイス、『被告席に立つ神』本多峰子訳、新教出版社、1998年、124ページ。

¹⁷ 『世界の名著 49 フロイト』、172ページ。

¹⁸ 同上、172ページ。

¹⁹ マーガレット・マッケンハウプト、『フロイト 無意識の世界への探検』、林大訳、大月書店、2008年、107ページ。

²⁰ 同上、107-8ページ。

¹⁵ 牧康夫、『フロイトの方法』、岩波新書、1977年、117ページ。

た」²¹と記し、そのような形で「自分たちが存在していることを発見したのは大変不幸なことである」²²と述べている。さらにルイスは、フロイト派の学者たちは、「たとえば皆がエリザベス一世を偉大な女王だと思ふのはマザー・コンプレックスからだとし、根源で心理学的に汚染されているからだ」²³と云うであろうと批判している。

また、ルイスは 自分たちの存在の発見の不幸をバラの知覚を例に次のように記している。

つまり、ただバラに注意を傾けているだけでなく、ある型の心とある型の目とでバラを見ている自分たちを否応なく意識するようになれば、それは不幸なのです。不幸なのは、もし私たちが非常に注意していなければ、バラの色は私たちの視神経のせいにされ、香りは鼻のせいにされ、ついにバラは何も残らなくなってしまうからです。²⁴

このバラの知覚の例は、ジョンが土牢で見た、透けて見える囚われ人たちの器官や内臓に表されていると言えるのではないか。ジャイアントは生が醜悪であるとジョンに信じ込ませようとしたのである。

5. フロイト学説の前提についての問題 ブルヴェリズム (Bulverism)

3 巻 8 節の冒頭表題は次のフレーズである。

ついにジョンの良識が反乱を起こす(PR 78)

ついにジョンは何かの間違っていると気づき始めた。土牢の中で過ごすジョンや囚われ人たちに、毎日、看守は食事を持ってきて、料理を置く毎に一言彼らに言うのが習慣だった。食事が新鮮であれば、死骸を食べているのだということを思い起こさせ、あるいは家畜の虐殺の説明をした。食事がミルクだ

けのとき、看守は、雌牛の他の分泌物を飲むことを想像させた。突然ジョンは頭の中でなにかがパチンと弾け、大声で叫んだ。

「そう言うことだったのか！とうとうあなたがたわごとを言っているということが分かったぞ。……あなたはあるものを違ったものに仕立てようとしているんだ。ミルクを汗や糞だと思わせようとしているんだ」(PR 79)

叫ぶジョンに看守は冷笑を浮かべて立ち去ろうとした。ジョンはなお食い下がった。

「ミルクは子牛を養うが、糞では子牛は成長しないんだ」(PR 79)

看守はあれこれ言うジョンを大逆罪と決めつけ、しこたま殴りつけたので、ジョンは口の中が血で一杯になり何も話すことが出来なくなった。そこで看守はマスター・パロット(Master Parrot)という名の模範的な一人の囚われ人を前にだして次のようなやり取りをして見せた。

「議論とは何か？」と看守は言った。

「議論は論者の願望を合理化するものです」とマスター・パロットは言った。

「よろしい、しかし、つま先を外に向けて手を後ろで組め。よろしい。それでは、ランドロードの存在を証明しようとする議論に対する正しい答えは？」と看守は尋ねた。

「正しい答えは、あんたはスチュワードだからそう言うのだ です」

「よろしい、しかし、顔を上げよ！そうだ、...それではもう一つ、二足す二は四という信念に基づく議論に対する正しい答えは？」

「正しい答えは、あんたは数学者だからそう言うのだ です。」

「よくできた」と看守は言った。(PR 80)

このやり取りは一見無意味なことのように見えるが、ルイスはこの問答に見られる論法をブルヴェリ

²¹ 『被告席に立つ神』、124 ページ。

²² 『C. S. ルイス文学案内事典』、ウォルター・フーパー著、山形和美監修、1998 年、457 ページ。

²³ 『被告席に立つ神』、125 ページ。

²⁴ 同上、124 ページ。

ズム(Bulverism)と呼んで執拗に攻撃している。この概念はルイスの「ブルヴェリズム あるいは、20世紀の思想の根底にあるもの」と題するエッセーに由来する。その中でルイスは次のように記している。

現代のやり方は、議論もせずにもまずその人が誤っていると前提し、なぜその人がそれほど愚かになったのかを忙しく説明することで、この(唯一の重要)問題から当人の注意をそらすのです。私は、この悪徳があまりにも蔓延してきているのを見て、ついにこれと呼ぶ名前を付けなければならなくなりました。それがブルヴェリズムです。²⁵

さらにルイスはブルヴェリズムの名前の由来を次のように語っている。

その名を考え出した架空の創作者エゼキエル・ブルヴァーの運命は彼が5歳の時に、母親が父親に言った言葉で決まりました。彼の父が、三角形の二辺の和は他の一辺よりも大きいと述べたとき、母親は「ああ、あなたがそう言うのはね、あなたが男だからよ」と言ったのです。エゼキエルは「その時たしかに、物心ついたばかりの私に、反駁は議論には全く必要がないのだという、偉大な真理がひらめいたのです」と言います。²⁶

このような架空の人物を名前の由来にもつ偽論法ブルヴェリズムは、先に示した、看守とマスター・パロットのやり取りに場面に具現されている。

ルイスは、フロイト及びフロイト派の示す流行りの精神分析はブルヴェリズムに依拠していると批判したと考えられる。フロイトの『トーテムとタブー』には「4つの論文が含まれているが、目標はひとつ、すべて人類文明の発展全体をエディプス・コンプレックスで説明している」²⁷。晩年発表した『文明へ

の不満』は個人と宗教と文化がどのように相互作用を起こすかを述べるものである。その論においてフロイトはまず「人間は不幸だという前提から出発した。嵐、地震、疫病におびやかされていないとき私たちは、自分の体がぼろぼろになっていくのを見つめ、死を待っている」²⁸とフロイトは書いている。さらに人間は「さまざまな仕方て気を紛らわす。その方法のひとつが宗教だ」²⁹と記している。

またフロイトは自身の記述する基本概念を前提に芸術作品解釈も試みている。『レオナルド・ダ・ヴィンチの子ども時代の記憶』³⁰(1910)では、「モナリザの微笑み」が、ダ・ヴィンチの幼くして別れ、失った実母のカタリーナの微笑みではないかと推論を述べる。それは限りない愛と、別れの不幸の予告とを同時にあらわしていると論じている。『ミケランジェロのモーゼ』³¹(1914)においては、フロイトは「モーゼ像」を詳細に観察し記述しながら、このモーゼ像が民に対して怒りを向け、十戒を地に叩きつけるモーゼ像ではなく、むしろ、怒りにふるえながらも、しかも十戒の板が壊れるかもしれないという危惧によって、自らの憤怒を鎮めようとしている、と解釈した。このような新しいモーゼ像を創りだしたフロイトは、このモーゼ像に精神分析の創始者としての人類的な使命を背負った自己像をも密かに託していたふしもある。これらの論文は「精神分析の観点から芸術家の仕事の基礎を探り、芸術家の人生に影響を及ぼした子供時代を思い起こすとともに、芸術家が作品をとおして、抑圧された感情をどのように伝えたか」³²と解釈したものである。

上述したことからフロイト学説は、ルイスのいうブルヴェリズムであるともいえよう。

時代精神の囚われ人たちはブルヴェリズム論法により、支配者ジャイアントの教義に洗脳されているのである。看守の質問に模範的解答を示したマ

²⁸ 同上、180 ページ。

²⁹ 『フロイト 無意識の世界への探検』、180 ページ。

³⁰ 小此木啓吾、『フロイト』、講談社学術文庫、1989年、94 ページ。

³¹ 小此木啓吾、『フロイト』、講談社学術文庫、1989年、95 ページ。

³² 『フロイト 無意識の世界への探検』、154 ページ。

²⁵ 『C. S. ルイス文学案内事典』、ウォルター・フーパー著、山形和美監修、1998年、453 ページ。

²⁶ 『被告席に立つ神』、127 ページ。

²⁷ 『フロイト 無意識の世界への探検』、155 ページ。

スター・パロットは褒美をもらい、逆らったジョンは看守に蹴り飛ばされ、牢から引きずり出された。

6. フロイト学説の対抗者 リーズン(Reason) 出現

看守に反抗したジョンは、怒り狂うジャイアントの前に引きずり出された。そのとき蹄の音が響きわたり、頭巾で頭を覆った何者かが大きな黒い馬に乗ってやってきた。それは、鋼鉄と剣に身を固めた女騎士のリーズン(Reason)で、彼女はジョンの手枷を解き放った。

第3巻9章の冒頭表題は次のように記されている。

魔法は敗れる ふたたび理性的な議論が展開され、巨人は消え去る (PR 81)

ジャイアントはその女性の名前がリーズンだと知ると、彼女を連れてきた兵士に小声で伝えた。

「リーズンに通行許可書を出せ、そして我々の領土から彼女の望むスピードで出ていかせろ。」とジャイアントは小声で言った。(PR 82)

ジャイアントはリーズン、すなわち理性は厄介な存在であり、時代精神の国に留まることは自分たちにとって不都合なことを知っていたのである。すなわち時代精神の根幹と見られるブルヴァリズムは理性的な議論により跡形もなくその実を消し去られてしまうからである。

ジャイアントの不安は的中する。リーズンは立ち去らずにジャイアントに三つの謎かけをするのである。もしもジャイアントが答えられない場合はその首を頂戴すると告げる。謎かけの一つは、「どのような基準によって、原型と模写を判別するのか」というものである。リーズンは、ジャイアントが答えられないと見るやいなやジャイアントに飛びかかって心臓を突き刺す。すると大音響とともに地滑りのように崩れ、大きな形骸が横たわった。それは大の字に横たわるただの岩山であった。

ジャイアントを退治したリーズンは牢に残された囚われ人たちを助けだそうとした。第4巻1章の冒

頭表題には「フロイト学説に長く影響された者たちは癒されがたい」(PR 86)と記されている。

リーズンは馬から下りて彼女の剣を拭い、穴の戸口に向かい、扉を叩き壊し、穴の暗闇をのぞき込んだ。彼女は「みなさんでられますよ」と言ったが、なかからは何の動きもなく、次のような声が聞こえた。

「これも願望充足の夢だ。それに違いない。もう騙されないぞ」(PR 86)

しばらくして模範的な囚われ人であるパロット・マスターが穴の入り口に姿を現して、もう二度と騙されないぞと言って舌を付き出し土牢の中へ戻っていった。リーズンは囚われ人たちはオウム病という頑迷な疾患を患っており治癒が困難だと諦めたのである。リーズンはジョンと共に時代精神の国を後にした。

まさにフロイト学説に長く影響を受けたものは、その呪縛からなかなか抜け出すことができないというルイス独特の慧眼である。パロット・マスターが舌を突き出すという子供じみた行為に、ブルヴェリズムが幼稚な論法であることが伺えるのである。

7. フロイト批判 原型と模写について

ジョンはリーズンと一緒に出発した。しばらく行くとジョンは草の中に一輪のクロッカスを目にした。その花がジョンに憧れの島を一瞬想起させ、たちまち消え去ったのである。ジョンは目に涙を浮かべながら憧れの島は本当にあるのだろうか、それとも心の中の思いに過ぎないのかとリーズンに尋ねた。

4巻2章冒頭表題は以下である。

疑問を呈する主張は暴かれる 科学は 事実に対して、事実から由来すると主張する哲学を持ち出す (PR 87)

ジョンの問いかけにリーズンは次のように答える。

「私には教えられません。あなたをご存じない

からです。私の出来ることはあなたの心の暗い部分にあるものを明るい部分に引き出すことだけです。今あなたが尋ねていることは、あなたの心の暗い部分にさえない事柄です」(PR 87)

リーズンつまり理性はジョンが知らないことは答えられないと言う。これはフロイトの無意識に対する概念への反駁と言えよう。フロイトは自分の中の知らない自分の部分のことを無意識と呼んだ。そして無意識は意識よりも大きい存在で、人間は無意識の欲望がもとになって行動すると説いた³³。さらにリーズンは時代精神の国でジョンが見聞きした事、すなわちフロイト学説について話し始める。

「いま私たちが通って来た時代精神の国の人たちは、あなたの島への愛着がブラウン・ガールズ(情欲)への愛着とよく似ているのを見ました。だから、一方は他方の写しであると言います。彼らはまた、私(リーズン)があなたの母に似ていて、私への信頼は母への愛の写しであるから私に従っていると言うでしょう。ですから母への愛はブラウン・ガールズへの愛着の写しで、さらにそれらの写しはぐるりと回って元の情欲に戻ると言うでしょう。」(PR 88)

リーズンは二つのものが似ている時にどちらが原型でどちらが模写であるかの問いを投げかけている。あるいは両方とも第三番目の模写である可能性も提示している。それはランドロードに対する愛の模写であるかもしれないと告げる。ジョンが時代精神の人たちは科学によってそれを論駁したというとしてリーズンは続ける。

「彼らに立証はできないでしょう。なぜなら、彼らの諸科学はこの国の東西に横たわっている事柄との全般的な関係にまったく関心がな

いからです。彼らは彼らの研究の結果、二つのものが似ているなら、美しいものはつねに汚いものの模写であるとあなた方に間違いなく告げるでしょう。ですが、かれらがそのように言う唯一の理由は、美しい物事はすべてランドロードであれ、山であれ、島であれ、この国の単なる模写にすぎないとはじめから決めてかかっているからです。彼らは自分たちの研究がそのような学説に導いていると装っていますが、実際には、その学説を初めに想定し、それによって彼らの研究を解釈しているのです。」(PR 89)

ルイスは、リーズンのこの言葉に酷似した内容をルイスの親友であるアーサー・グリーブスへの手紙に記している。それは、ルイスが冬のある日、散歩を楽しんでいた時のことであった。静かな田畑や牧草地、黄金色の光、鳥のさえずりの中で突然、歓びに似た感覚を得たのだ。それがあまりに甘美であったためルイスは情欲のようだと記し、次のように続けている。

ある精神分析医はそれを外面的な貞潔を補償するために、空想がもたらした情欲の昇華、一種の阻止された情欲だと言うだろう。でも結局のところ、そんな見方は正しいだろうか？その精神分析医が“神との関係”は情欲の昇華だというのが、情欲は未発達の“神との関係”だと言うことができないだろうか？……ふっと思うが、精神分析学者は神話(根拠のない説)つまり、実在する人々は鏡の中にある本物の(と彼が考えたように)空想的な代用にすぎないと常に言い張る人の学説を信じているのかもしれない。³⁴

この手紙の記述こそがジョンが真っ暗な時代精神

³³ ラッセル・ベイカー、『フロイトその思想と生涯』、宮城音弥 訳、講談社現代新書、1982年、137-9ページ。

³⁴ Edited by Walter Hooper, *The Collected Letters of C. S. Lewis* Volume , Harper San Francisco, 1999, p.877-8.引用文は筆者の私訳である。なおアンダーラインの原文は it であるが、it が神との関係を示すので挿入した。

の迷宮に迷い込み、ようやくリーズンに助けられ迷宮から抜け出した理由であると言えよう。

8. 理性的議論によるフロイト学説からの解放

ジョンは、土牢で見た人間の体の内部の器官や血管のことが忘れられなかった。そしてジョンは、自身の憧れの島など人間の想像の産物は、やはりジャイアントのいう汚いもののヴェールに過ぎない、ということが正しいのではないかとリーズンに再び質問した。

4巻3章冒頭表題である。

理性の義務は（生きるためにでも）証拠なしに決定することではない 無意識に関するあらゆる説明はなぜ間違っているのか それらの説明も用途があるのに(PR 89)

リーズンは憧れの島が想像の産物ではなく本物であるかもしれないと告げる。そしてそれが立証できるまでは早まった答えを出すべきではないと言う。さらに、人間の内部は器官や血管が蠢いているというのはジャイアントが示した虚偽であり、真実は次のような感覚であると言う。

私たちの内部は目に見えないものです。色つきの形あるものではなく内部はさまざまな感覚です。この瞬間の手足の暖かさ、息を吸い込むときの甘美さ、朝食を充分採ったあとのおなかの心地よさ、次の食事への期待、これらが現実なのです。(PR 91-2)

さらに4巻4章冒頭表題は次のように続く。

もしも宗教が願望充足の夢であるとすれば、それは誰の渴望を満足させるのか ジョンの渴望でないことは確かである 彼はこの地点で論証をやめようと決意する。(PR 93)

リーズンはもう一つジョンに大切なことを語る。時代精神の支配者であるジャイアントは、領主

は願望充足の夢に過ぎず存在しないと言うが、もしそうならジャイアントの主張する領主不在もまた希望的観測でなければならない。すなわちジャイアントの理論によれば、神の不在はジャイアントの願望充足の夢であり、それゆえに実際には神は存在するということである。そのことに気がついたジョンは

時代精神の示す論の単純な、そして重大な弱点に笑いが止まらなくなった。ひとしきり笑った後にジョンはリーズンに諭される。

「彼の国に滞在したことによってまったく益がなかったとは愚かしいことでしょう。願望充足の学説にはなにほどか力があるのです。」とリーズンは言った。(PR 95)

リーズンは時代精神の学説が有していた力はむしろランドロードの存在に味方しているものであり、それに反対していたものではないと語る。そしてジョンにランドロードを恐れて逃げているだけではなく、ランドロードの存在を受け入れるように告げる。

ルイスは「理性を神聖なものとし、理性は神の恵みの助けなしには保持することが難しい」³⁵と述べている。そのことはリーズンの父が神であること、彼女の姉妹の名前がフィロソフィー(Philosophy)とセオロジー(Theology)である³⁶ことに示されている。

ルイスが兵役を終えてオクスフォードに戻った1920年頃はルイス自身、「現代の知的雰囲気は無批判に受け入れて、古いものは古いから信用できない」³⁷という「近代をまさった時代と考える俗論の影響を受けていた」³⁸と語っている。ロレンスやジョイスの新しい文学、フロイトに代表される新しい心理学、マルクス主義が示す新しい経済学が一挙にヨーロッパ知識階級に流布した時代である。

遠く離れた日本においても、奇しくもルイスと同

³⁵ 『C. S. ルイス文学案内事典』、ウォルター・フーバー著、山形和美監修、1998年、457ページ。

³⁶ PR 89,90 ページ。

³⁷ 『C. S. ルイス著作集1』 『不意なる歓び』中村妙子訳、すぐ書房、1996年、273ページ。

³⁸ 同上、271ページ。

年生まれの安田徳太郎(1898-1983)がフロイト『精神分析入門』を邦訳して日本に紹介している。安田徳太郎は『精神分析入門』の前書きで、青年時代にはマルクスとフロイトを熱心に読んだと記している。さらに「フロイトからは人間の精神に対してまるで違った新しい見方を学ぶことができ、これこそ私の望む本当に身近な心理学であった」³⁹と1926年に記している。このようにイギリスのみならず世界の知識人がフロイトに興味を持った時代であった。

ルイスは様々な新しい文化思潮を無批判に受け入れて、古いものを拒絶して近代をまさった時代と考える思潮を 時代精神 の国として、文化思潮の代表者としてフロイトを描いたのである。ルイス自身はまさに理性に導かれた正しい議論、すなわちブルヴェリズムに依拠することのない議論により 時代精神 の呪縛から解放されたのである。

さらにルイスのそれまで貪欲に求めていた 喜び は性的渴望などではなく神聖さへの渴望の置換であると感じ始めた。この時点でルイスは、神の存在を再び検討しなければならぬ事態に立ち至ったのである。

ジョンはリーズンに示された本道へ戻る道を再び進み始めたのである。

結語

ジョンは1920年代の斬新奇抜な芸術に傾倒する人々を表徴するクレバーズから命からがら逃げ出した後、時代精神 の最も手強い国境でジーギスムンドに拘束されてしまう。ルイスは彼が生きていた 現代 の知的雰囲気は無批判に受け入れて、その 現代 をまさった時代と考える影響をひとたび受けると、その俗論から抜け出せなくなるというテーマを 時代精神 に盛り込んでいたのである。それを裏付けるように、リーズンが囚われ人を助け出そうと土牢の鍵を開けたにも関わらず、誰一人そこから出てこようとしなかった場面を設けたのである。

ルイスは自身の名状しがたい何かに対する憧れの

希求も、フロイト学説に従うならば抑圧された性の偽装になってしまうと考えたのであろう。しかし、ルイスは、1920年代のイギリスにおける知識人の間で広まったフロイト学説の論法がブルヴェリズムであることを知るに至った。さらにジョンがリーズンによって助けられたように、ルイスは彼が示すところの神聖な理性により、洪水のように押し寄せる新しい学説に惑わされることなく、喜び それ自体に導かれて 喜び を希求できたのである。すなわちルイスはフロイト学説と対峙することにより、その学説の重大なる弱点を通して、自身の 喜び の渴望が決して性的なものに依拠するのではないことを確信し、さらに芸術や文学によるものでもないことに気付き始めたのである。同時にルイスにとって、目を背け続けた神の存在が再びおぼろげに浮上したのも1920年代であった。

ルイスの思想遍歴を辿るアレゴリー作品『天路逆程』において、ジョンが迷い込んだ国 時代精神 でのジーギスムンド、つまりフロイト学説との出会いは、ルイスにおいて、キリスト教への回帰への第一歩となる重要な役割を担っているのである。

³⁹ フロイト、『精神分析入門』、上・下、安田徳太郎訳、角川文庫、1956年、3ページ。

Metaphorgram: As a Component of a Metaphorprint

- Disclosing the Chronological Features of Conceptual Metaphors -

SHIMIZU Toshihiro

Language Education Center, Ritsumeikan University

メタファグラム：比喻紋の構成要因

- 概念メタファの時系列的特性を追う -

清水 利宏

立命館大学 言語教育センター

本稿は、スピーチコミュニケーションのメタファ分析における「メタファグラム」(造語)に関連し、話者やスピーチを特定するための技術となる「比喻紋」の可能性を考察するものである。スピーチにおける概念メタファの時系列的な表出傾向の推移は、メンタルディスタンス分析によって描写できることが分かっている。ここでの議論は次の2点に絞られる。まず、(1)時系列的な推移状況を、視覚性に富む「メタファグラム」でとらえたとき、その特徴が、話者を特定しうるほどの有意性を持つのかということ。そして、(2)メタファグラムが時系列的特徴を示すとすれば、それは具体的にどのようなものなのかという疑問である。本稿では、先行研究で考察された2人の発表者による6本のスピーチを再検証の素材とし、メタファグラムを構成する個々の要素について、より詳細な統計分析を施して考察を進めた。援用したのは、相関分析、時系列分析、定常化、自己相関分析、そして交差相関分析である。その結果、得られたメタファグラムには、それだけで人物の特定を実証しうるほど統計的に有意な相関性はみられなかった。しかしその一方、メタファグラムによって記録される各メタファ要素の関連性に、隠された「時系列的周期性」が存在することが明らかになった。

I. Introduction

The main purpose of this paper is to introduce the new terms “metaphorgram¹⁾” and “metaphorprint²⁾,” and to discuss the implications and limitations of their application to metaphor research. Metaphorgram, a newly coined word to be discussed in this paper, is a graphical output of chronological variations of metaphors in speeches. This output shows the qualitative and quantitative time series data of linguistic metaphorical expressions, computed by the “mental distance analysis” (Shimizu, 2010a). This approach is based on the conceptual metaphor theory proposed by Lakoff & Johnson (1980). It is expected that the metaphorgram represents the speaker’s metaphorical

strength and the chronological changes of conceptual images during the presentations.

This paper is composed of four sections. Section II will review the roles of metaphors in business communication and the preceding studies of the mental distance analysis (Shimizu, 2010a; 2010c). In Section III, the research questions will be presented, and the concept of the metaphorgram will be discussed. In the re-examination process, statistical methods, such as correlation, autocorrelation and cross-correlation, will all be applied in the analyses. In conclusion, an overall summary and directions for further research will be mentioned in Section IV. Throughout the research, the application range of the metaphorgram will be discussed.

II. Chronological Approach to Metaphor

2.1 Metaphors in Business Communication

The term “metaphor” often reminds us of literary metaphors. Two examples of literary metaphors are, “You are my sunshine,” or, “You’re beautiful, like a rose.” It is an effective way to visualize a certain aspect of the entity by referring to another. Aristotle once stated in *Poetics*, “Metaphor is the application of an alien name by transference either from genus to species, or from species to genus, or species to species, or by analogy, that is proportion” (350 B.C. / 2008: p.40). This has remained a central idea when we talk about metaphors.

In business situations, effective utilization of metaphors is vital for successful communicators. Since “words in metaphor can be clues to how another is feeling, to what he or she views as important” (McCaskey, 1979: p. 136), it should be recognized that a strong command of metaphors is an important tool for delivering a powerful message. Many researchers, such as Martin et al. (1963), VanOosting (1985), Filson (1991, 1994), Miller (2004), and Gallo (2010), have stressed the need for efficient application of metaphors in business communication.

Learning the rhetorical importance of “A is B,” or “A is like B” types of metaphors itself may not be so difficult, but putting knowledge into practical use by business communicators is a challenge. Some texts attempt to describe how to make effective business presentations. One example is *The Presentation Secrets of Steve Jobs* (Gallo, 2010). Steven P. Jobs, the former CEO of Apple Inc., was well known for his splendid presentation performances. The book is designed for those who wish to be powerful on stage like Jobs. However, as far as metaphors are concerned, the same book only spares a little more than a single explanatory page. It gives some examples while simply saying that a metaphor is a persuasive tool (p.8). The key issue for business communicators however should be knowledge about “how” and, hopefully, “when” to use metaphors. Even though many books like Gallo (2010) clearly state

the importance of using metaphors in presentations, they appear to fail to emphasize the chronological dimension of metaphors. The mental distance analysis (Shimizu, 2010a) was proposed to further fill this gap and explore the chronological aspects of metaphors.

2.2 Mental Distance Analysis

The mental distance analysis focuses on the chronological variations and correlations between conceptual metaphors (Lakoff & Johnson, 1980) applied in business speeches. Shimizu (2010b) explains the mental distance approach to metaphor as follows.

‘Mental Distance’ analysis ... is designed to capture the chronological variations of the speaker’s conceptual viewpoints toward an issue, through investigating metaphorical expressions and the underlying conceptual metaphors found in a business speech. Mental distance indicates the level of occurrence frequency of the metaphorical expressions at a certain point of the speech. The analysis begins by searching for metaphors – metaphorical expressions and the underlying conceptual metaphors – in the corpus. After the proper MIP [Metaphor Identification Procedure] has been conducted, the occurrence of the metaphorical expressions is quantified, while being categorized into the several groups of conceptual metaphor domains. One of the main purposes of the mental distance analysis is to depict the chronological variations of the speaker’s intentions, thoughts and stances on a certain issue that the speaker is talking about, from the viewpoint of the correlations between the conceptual metaphors applied in the speech. (Shimizu, 2010b: p.205)

Metaphors analyzed in the mental distance analysis include not only the so-called literary metaphors but also the linguistic metaphorical expressions of conceptual metaphors. These conceptual metaphors are important because the concepts structuring what we perceive define everyday realities (Lakoff & Johnson, 1980), and because customers’ perceptions about a company can even create reality (Smith, 1989).

This notion has lead many researchers to study metaphors primarily from the “metaphor-by-metaphor” perspective. On the other hand, the mental distance analysis looks at metaphors from a chronological “timeline-based” perspective. This method produces a

graphic output of the analytical results. This visual output, which holds the underlying statistical data, is called “metaphorgram” (Fig. 2-2-1). “Metaphorgram” is a newly coined term especially for the chronological metaphor analysis. It is like the cardiogram or electroencephalogram, which visually record the chronological and time-sequential functions that work inside a human. The visual information presented by metaphorgrams can help both business communicators and researchers to understand the complex chronological mixture of metaphors hidden behind a speech.

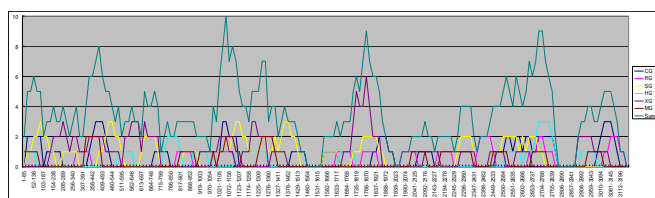


Fig. 2-2-1 Metaphorgram: Mental distance analysis

2.3 Procedures in the Preceding Studies

Step 1) Selection of sample speeches

Speeches “N” were made by the same speaker, Indra N. Nooyi as the CEO at PepsiCo (Nooyi, 2009; 2005; 2010). Speeches “K” were made by the same speaker Muhtar Kent as the CEO at the Coca-Cola Company (Kent, 2009a; 2009b; 2010). In this paper, they are renamed Speeches “N0, N1, and N2”, and “K0, K1, and K2.”

Sample Speeches

Speech N0: [Former Speech “A”] Nooyi (2009)

Speech N1: Nooyi (2010)

Speech N2: Nooyi (2005)

Speech K0: [Former Speech “B”] Kent (2009a)

Speech K1: Kent (2009b)

Speech K2: Kent (2010)

Step 2) Metaphor identification and categorization into Conceptual Metaphor Groups (CMGs)

All the metaphorical linguistic expressions were manually identified according to the metaphor identification policy (Shimizu, 2010c: pp.109-110). They were also manually categorized in one of the following

Conceptual Metaphor Groups for the analysis.

- (1) Competition-related conceptual metaphor group (CG), such as: GAME³, WAR, WARFARE, SPORTS, DEBATE.
- (2) Relation-related conceptual metaphor group (RG), such as: ROMANCE, MATING, RELATIONSHIP.
- (3) Structure-related conceptual metaphor group (SG), such as: ORGANISM, SOCIETY, BUILDING, FACTORY, PLANT, CONTAINER, PRODUCTS, SUBSTANCE.
- (4) Human-related conceptual metaphor group (HG) such as: HEALTH, FEEDING, FOOD, BODY, FEELING.
- (5) Experience-related conceptual metaphor group (XG) such as: JOURNEY, ADVENTURE, HARDSHIP, ARTISTIC ACTIVITY.
- (6) Moving-object-related conceptual metaphor group (MG) such as: CAR, SHIP, HORSE, ENGINE, PHYSICAL FORCE.

Step 3) Quantification using WordSmith Tools and T-Scope 2.0

The next step was the concordancing process of the sample speeches using WordSmith Tools version 5.0⁴. Quantification was then conducted using the original Excel VBA program, T-Scope version 2.0 (Shimizu & Shimokura, 2010). The Scope & Step parameters were set at: (Speech N0) Scope 85 & Step 17, (Speech N1) Scope 80 & Step 16, (Speech N2) Scope 75 & Step 15, (Speech K0) Scope 85 & Step 17, (Speech K1) Scope 95 & Step 19, and (Speech K2) Scope 75 & Step 15.

[N0]	CG	RG	SG	HG	XG	MG	Sum
CG	1						
RG	-0.12	1					
SG	0.03	0.11	1				
HG	0.15	0.00	0.01	1			
XG	0.05	0.11	0.02	0.02	1		
MG	-0.02	-0.08	-0.10	0.12	0.03	1	
Sum	0.42	0.35	0.48	0.41	0.63	0.22	1.00

[K0]	CG	RG	SG	HG	XG	MG	Sum
CG	1						
RG	0.10	1					
SG	0.13	-0.20	1				
HG	0.11	0.10	-0.03	1			
XG	-0.07	-0.11	0.20	-0.13	1		
MG	0.18	0.06	0.07	0.06	-0.04	1	
Sum	0.55	0.22	0.54	0.32	0.49	0.41	1

[N1]	CG	RG	SG	HG	XG	MG	Sum
CG	1						
RG	-0.02	1					
SG	0.11	-0.08	1				
HG	-0.12	-0.07	-0.31	1			
XG	0.10	0.13	-0.11	0.02	1		
MG	0.16	0.14	0.06	0.01	0.29	1	
Sum	0.38	0.29	0.38	0.22	0.60	0.62	1

[K1]	CG	RG	SG	HG	XG	MG	Sum
CG	1						
RG	0.06	1					
SG	0.26	0.17	1				
HG	-0.28	-0.19	-0.08	1			
XG	0.26	-0.19	0.00	-0.12	1		
MG	0.01	-0.17	-0.15	0.14	-0.29	1	
Sum	0.49	-0.07	0.47	0.37	0.33	0.43	1

[N2]	CG	RG	SG	HG	XG	MG	Sum
CG	1						
RG	0.15	1					
SG	0.17	0.06	1				
HG	0.10	0.05	0.21	1			
XG	-0.11	-0.15	-0.24	0.03	1		
MG	-0.09	-0.07	-0.14	0.38	0.07	1	
Sum	0.19	0.30	0.38	0.89	0.20	0.44	1

[K2]	CG	RG	SG	HG	XG	MG	Sum
CG	1						
RG	0.15	1					
SG	0.04	-0.13	1				
HG	0.19	0.22	0.15	1			
XG	0.06	0.17	0.19	0.20	1		
MG	-0.21	0.05	-0.07	-0.06	-0.06	1	
Sum	0.43	0.37	0.45	0.73	0.57	0.16	1

Table 2-3-1 Correlations between CMGs: from Shimizu (2010c)

Step 4) Analysis and Discussion

A sample metaphogram was shown in Figure 2-2-1, and the summarized statistical correlations are in Table 2-3-1. The detailed metaphograms and other visualized images will be shown and re-examined in Section III.

2-4 Metaphogram as a Component of Metaphorprint

Figures 2-4-1 and 2-4-2 are the visual comparisons of the metaphograms for two sets of three speeches analyzed in the preceding studies. As far as these visual images imply, we may hypothesize that three metaphograms of the same speaker (“N0, N1, N2” & “K0, K1, K2”) have similar chronological trends. As for the N-speeches (Figure 2-4-1), the chronological elevations stay rather

complex in the first 1/3 to 1/2, followed by periodical movements with several peaks to the end. As for the K-speeches (Figure 2-4-2), the chronological elevations leave four clear peaks at regular intervals. If these characteristics are found only within the speeches of the same speaker, metaphograms could possibly identify a person. If so, metaphograms can be recognized as components of a “metaphorprint,” similar to a fingerprint and voiceprint, which deal with the identification of a person.

Can metaphograms become tools to identify a person? The preceding studies have not yet provided adequate evidence. This is why the following chapters will explore the significance and the chronological quality of metaphograms in metaphor research.

III. Quality of Metaphogram: A Re-examination

3.1 Research Questions

The research questions in this paper are focused on the metaphogram. A metaphogram, which the mental distance analysis yields, depicts the chronological, timeline-based, variations of metaphor usage in a speech. The questions below will further investigate the potentials and the limitations of the mental distance analysis.

A) “Does a metaphogram identify a person?”

The first question concerns the quality. It asks if a metaphogram has an identifying function like a fingerprint and voiceprint. A metaphogram is expected to depict the chronological conceptual representations of a single speaker. It could be possible that the different metaphograms recorded by the same single speaker will show some identical features.

B) “How does a metaphogram represent the chronological characteristics of the speech?”

The second question is concerned with the possible range of its application. Regardless of the answer to the first question, a metaphogram should show something very characteristic that can at least identify the speech

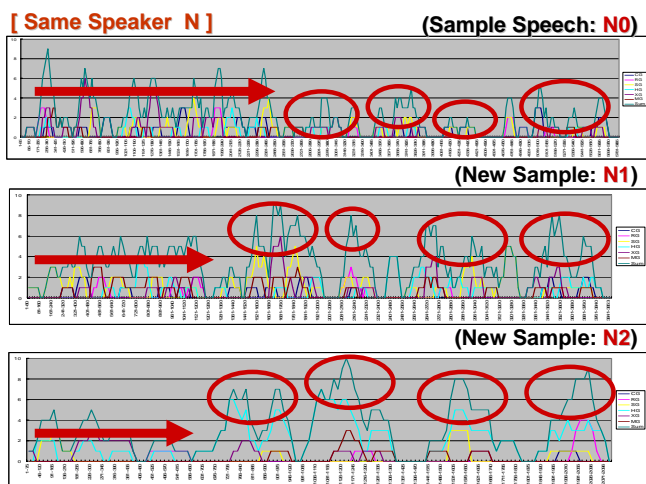


Fig. 2-4-1 Metaphograms of Speeches N: from Shimizu (2010c)

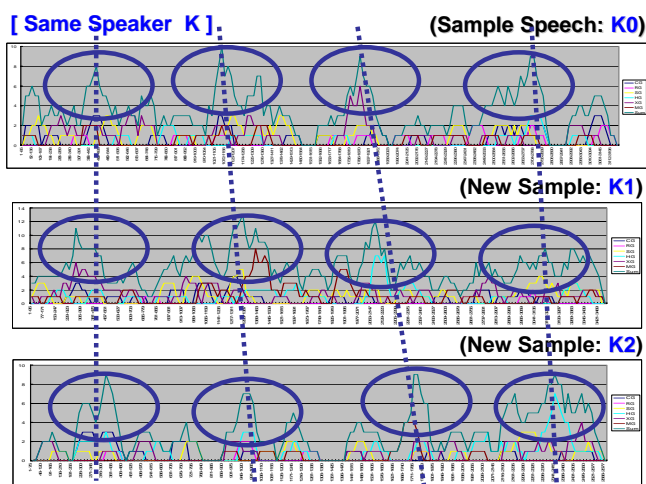


Fig. 2-4-2 Metaphograms of Speeches K: from Shimizu (2010c)

itself (not “the speaker him/herself”).

3.2 Methods

3.2.1 Methods for the research question A

In Shimizu (2010a; 2010c), the chronological correlations of metaphors were analyzed by comparing the six Conceptual Metaphor Groups. Although both studies provided the metaphors for visual comparisons, they did not demonstrate the statistical correlations between the sample speeches investigated. Therefore, the approach for question A is designed to show the inter-speech relationship between the samples. It will follow the analytic procedures⁵⁾ shown below.

[The macro approach] – Comparisons of all the “Sum” values in each metaphorgram

- 1) List the time series data of all the sample speeches and extract the “Sum” [total] values from each metaphorgram.
- 2) Equalize the number of Scopes [time series length] between every two speeches by multiplying. If we do not have sample speeches ready at the same length, the longer part of the time series will be automatically cut off in the statistical analysis.
- 3) Conduct the correlation analysis.

[The micro approach] – Comparisons of the whole elements in each metaphorgram

- 4) List the time series data of all the sample speeches.
- 5) Conduct the correlation analysis *without* equalizing the number of Scopes. Without the equalizing process, the complete-length comparison can not be completed as explained in Step (2) above. Instead, the following comparison process will give us the detailed statistical correlation data. The lengths available in the analysis will be limited according to each compared pair of speeches.
- 6) Conduct the correlation analysis.

3.2.2 Methods for the research question B

In order to obtain the rationale for question B, the statistical time series analysis will be conducted. The

time series analysis is a common type of approach often applied in the field of quantitative economics. It fits the research method in this study, since the mental distance analysis was originally designed on the time series basis. The research will follow these procedures:

- 1) List the time series data of all the sample speeches.
- 2) Make the time series stationary by “differencing” (Pankratz, 1983: pp. 24-28). This process is necessary to remove the trend and/or any types of “random walk” (Chatfield, 1980: pp. 40-41) behavior from the series. Stationarity of each time series can be confirmed by carrying out the Augmented Dickey-Fuller (ADF) Test (Dickey & Fuller, 1979).
- 3) Draw the time series line graphs that display both the original Sum-metaphorgram and its differenced series in a single chart.
- 4) Conduct the autocorrelation analysis to obtain correlograms. They will graphically show a cyclic behavior, if any, in the time series. The autocorrelation, or lagged correlation, helps to determine how the values of the time series in its own past correlate with its future values.
- 5) Perform the cross-correlation analysis to obtain cross-correlograms. This analysis will estimate the degree to which two time series of different Conceptual Metaphor Groups are correlated.

3.3 Results

3.3.1 Results for the research question A

The result of the statistical correlation analysis between six sample speeches is shown in Table 3-3-1. Two statistical facts should be noted: (1: Regarding Figure 3-3-1) Due to the equalizing process of the number of Scopes [time series length], the *p* values (significance) in the table could no longer work appropriately. It is because the numbers of samples in the table were highly multiplied to realize the same length. (2: Regarding this section) Conducting a general statistical analysis against the time series data does not often guarantee the desired

outcome in precision and quality. It may be recommended that the correlation coefficients be treated as one of the guidelines.

Table 3-3-2 is a simplified image of the correlation table between each component of all metaphorsgrams. The gray cells show the locations which have the significant correlation coefficients (r) higher than .30 ($p < .05$). In this correlation analysis, the number of Scopes was not manually modified. As mentioned in Section 3.2.1-(2), the length of the longer speech in each pair was automatically cut off by the analysis software.

3.3.2 Results for the research question B

All the time series line graphs are shown in Figure 3-3-3 to 3-3-8. The gray-dotted line in the middle of each figure depicts the chronological movements of the differenced time series. During the drawing process, the Augmented Dickey-Fuller Test was performed. Among

the six time series, three speeches N0, N1 and K0 were originally confirmed stationary ($p < .05$). After the differencing process, all the time series were confirmed

Correlations

	N0	N1	N2	K0	K1	K2
N0 Pearson Correlation	1					
Sig. (2-tailed)						
N						
N1 Pearson Correlation	-.106**	1				
Sig. (2-tailed)	.000					
N	82181					
N2 Pearson Correlation	-.095**	.027**	1			
Sig. (2-tailed)	.000	.000				
N	47740	33740				
K0 Pearson Correlation	.161**	-.135**	.109**	1		
Sig. (2-tailed)	.000	.000	.000			
N	2046	44826	13020			
K1 Pearson Correlation	.139**	-.137**	.130**	.091**	1	
Sig. (2-tailed)	.000	.000	.000	.000		
N	62403	44103	25620	29639		
K2 Pearson Correlation	-.104**	.229**	.009	.129**	.181**	1
Sig. (2-tailed)	.000	.000	.172	.000	.000	
N	58652	41452	24080	31992	31476	

** Correlation is significant at the 0.01 level (2-tailed).

Table 3-3-1 Correlation table of six speeches: Lengths adjusted

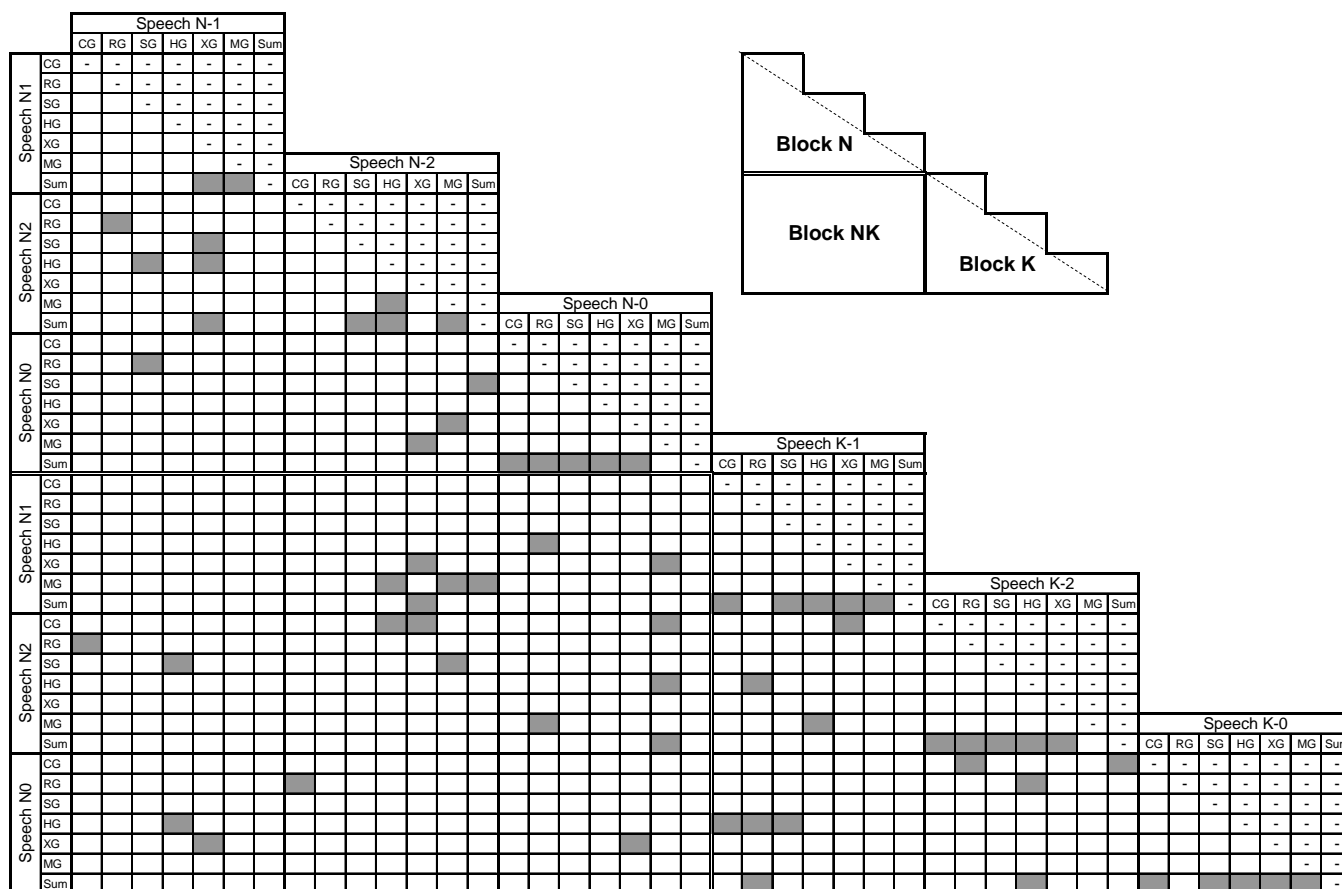


Table 3-3-2 Simplified correlation outlook: Lengths un-adjusted

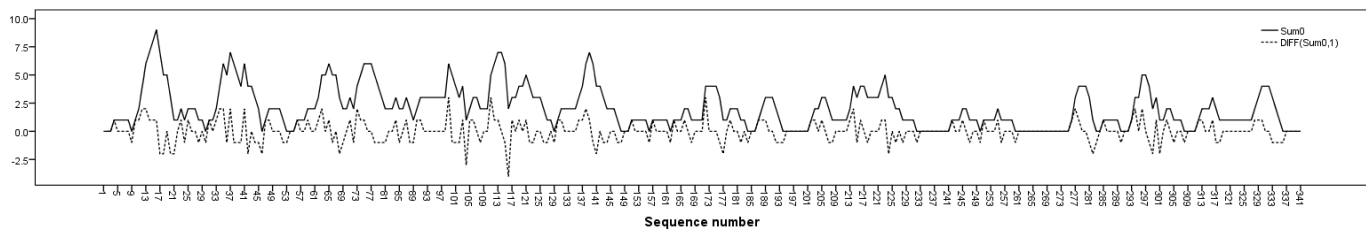


Fig. 3-3-3 Metaphogram: “Sum” and the differenced series (Speech N0)

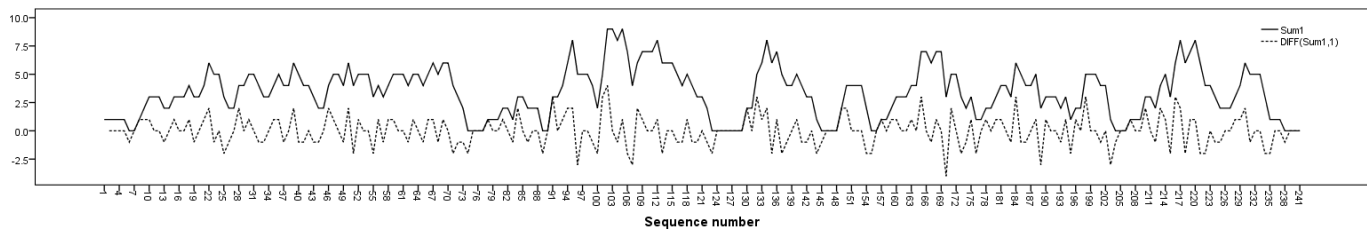


Fig. 3-3-4 Metaphogram: “Sum” and the differenced series (Speech N1)

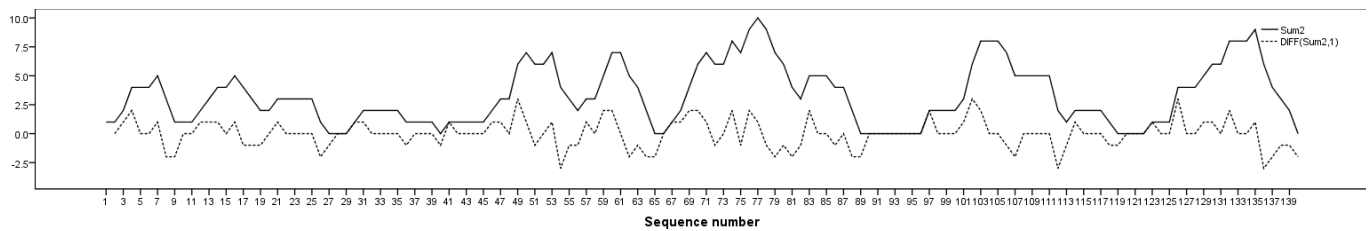


Fig. 3-3-5 Metaphogram: “Sum” and the differenced series (Speech N2)

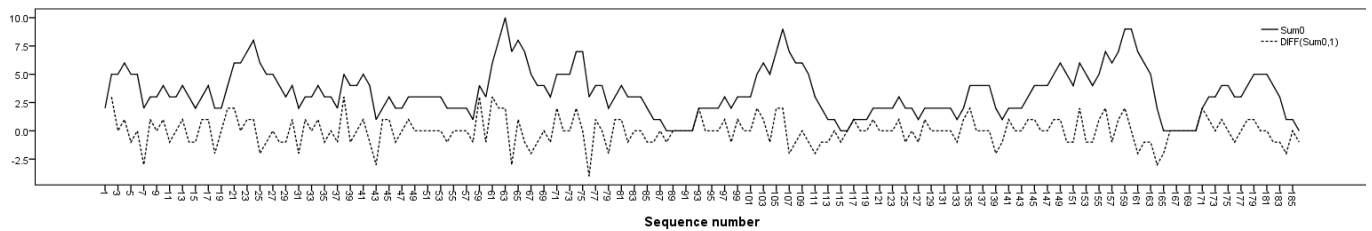


Fig. 3-3-6 Metaphogram: “Sum” and the differenced series (Speech K0)

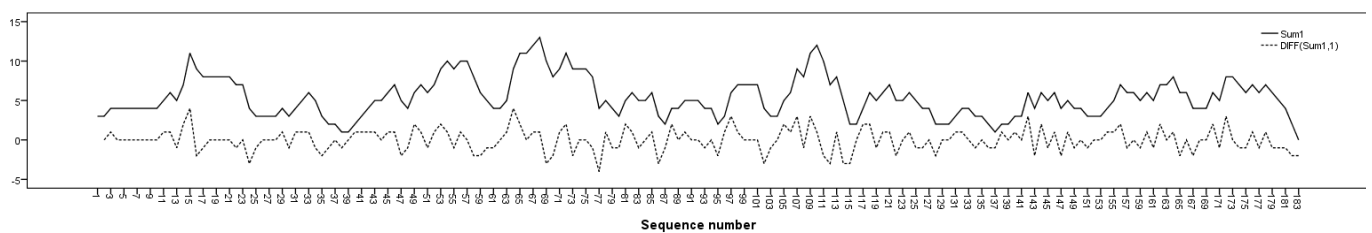


Fig. 3-3-7 Metaphogram: “Sum” and the differenced series (Speech K1)

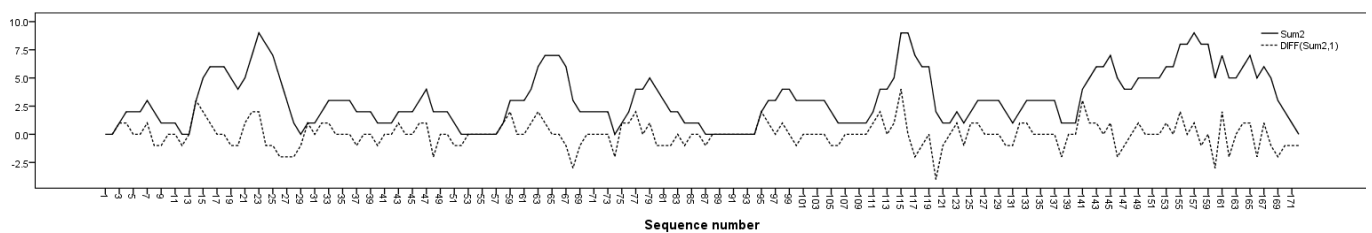


Fig. 3-3-8 Metaphogram: “Sum” and the differenced series (Speech K2)

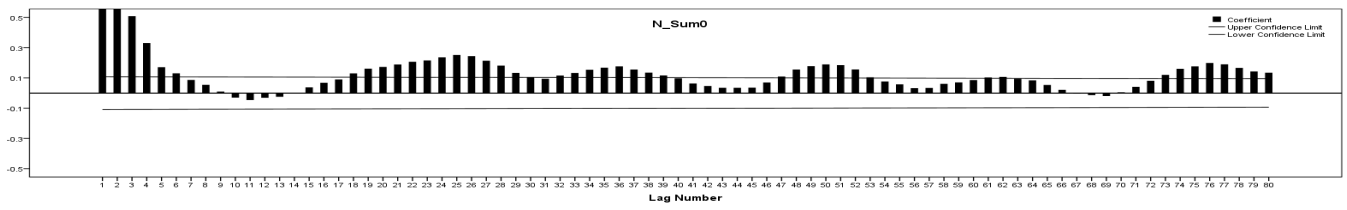


Fig. 3-3-9 Correlogram: Time series of “Sum” (Speech N0)

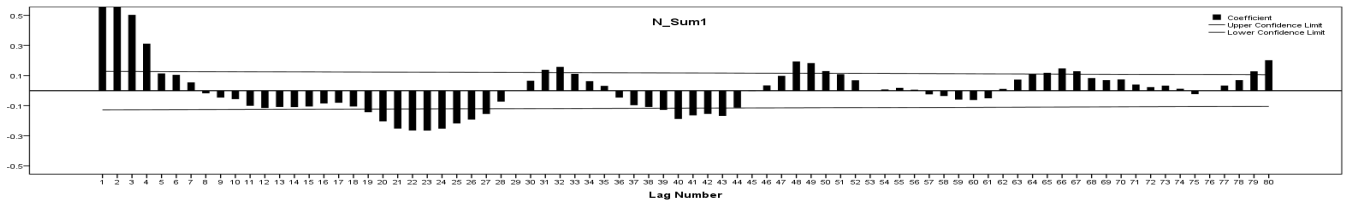


Fig. 3-3-10 Correlogram: Time series of “Sum” (Speech N1)

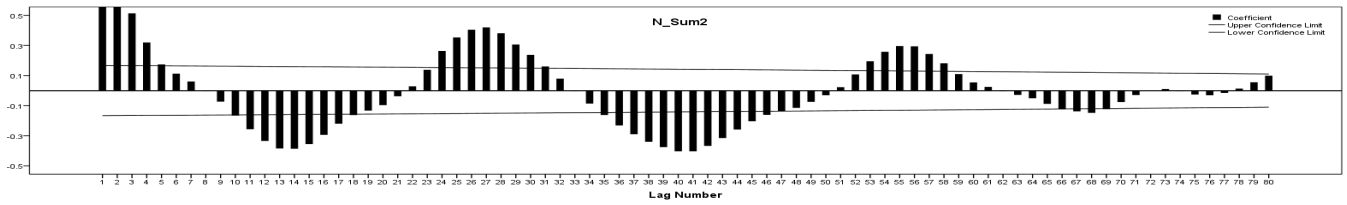


Fig. 3-3-11 Correlogram: Time series of “Sum” (Speech N2)

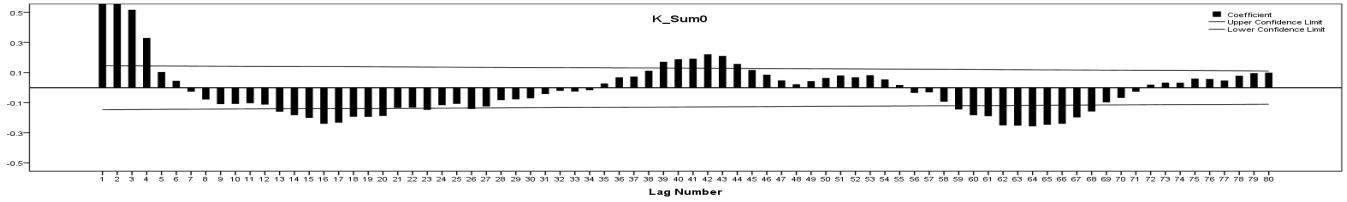


Fig. 3-3-12 Correlogram: Time series of “Sum” (Speech K0)

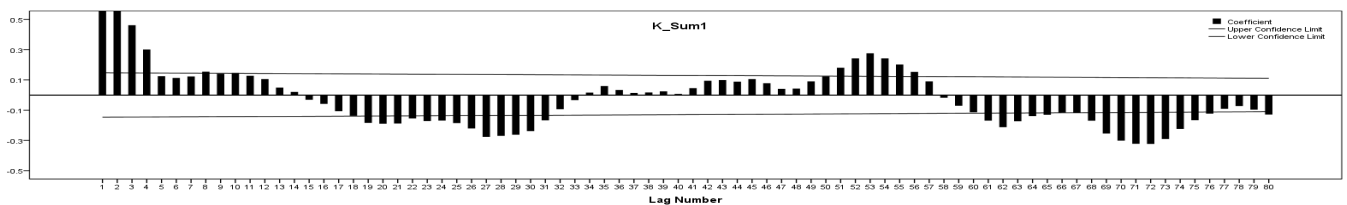


Fig. 3-3-13 Correlogram: Time series of “Sum” (Speech K1)

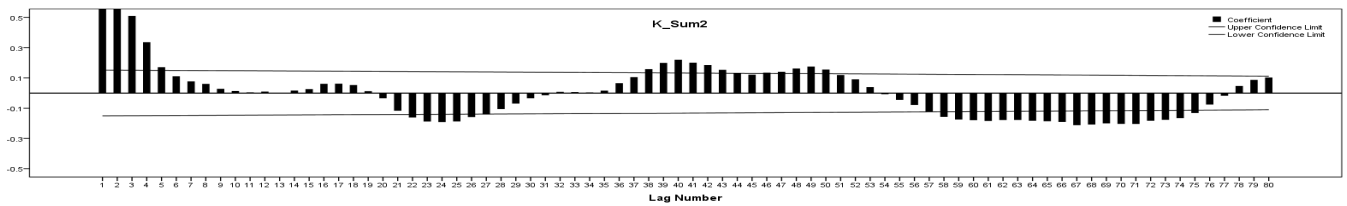


Fig. 3-3-14 Correlogram: Time series of “Sum” (Speech K2)

stationary. Since this is not a forecasting-model analysis, it is not necessarily required to conduct the ADF test. However, the confirmation of stationarity facilitates a more precise understanding of the autocorrelation analyses that follow next.

Figures 3-3-9 to 3-3-14 are six correlograms of the same Sum-metaphorgrams. They were computed using the raw time series data of each speech, and they visually depict the cyclic trend of chronological movement hidden in the time series.

As characteristic examples of cross-correlation analysis, five cross-correlograms are shown in Figures 3-3-15 to 3-3-19. The first three figures have similar visual images, but the peak at the lag #0 is gradually shifting from the center (Figure 3-3-15) to the left (Figure 3-3-17). The other two cross-correlograms in Figures 3-3-18 & 3-3-19 share nearly the same graphical image. However, one has its neutral (zero) point in the center (Figure 3-3-18), while the other neutral point is slightly off the center to the right (Figure 3-3-19).

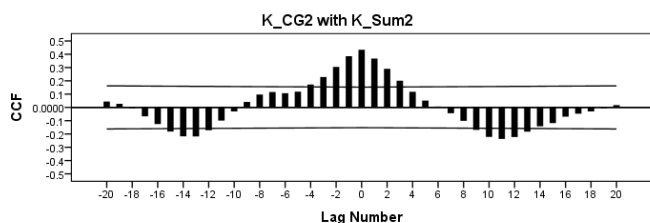


Fig. 3-3-15 Cross-correlogram of CG with Sum (Speech K2)

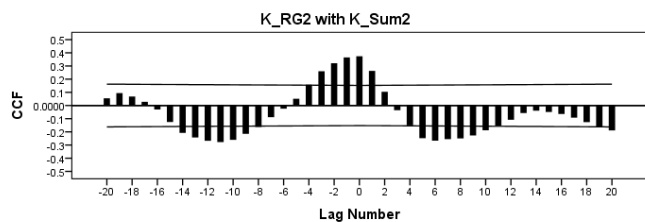


Fig. 3-3-16 Cross-correlogram of RG with Sum (Speech K2)

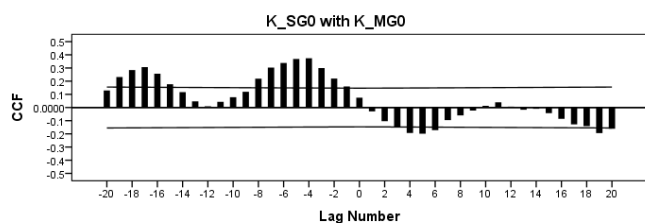


Fig. 3-3-17 Cross-correlogram of SG with MG (Speech K0)

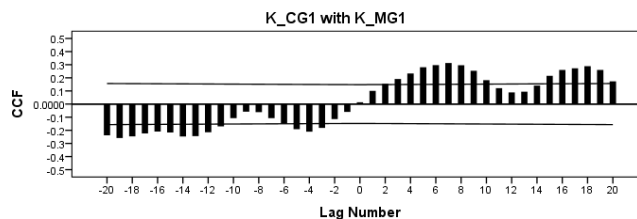


Fig. 3-3-18 Cross-correlogram of CG with MG (Speech K1)

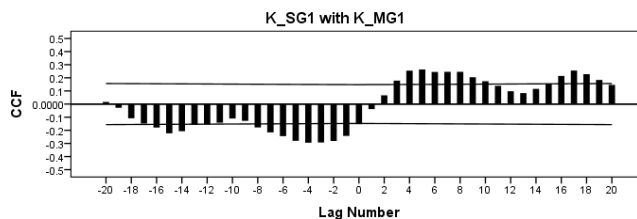


Fig. 3-3-19 Cross-correlogram of SG with MG (Speech K1)

3.4 Discussion

3.4.1 Discussion for the research question A

Table 3-3-1 shows very low correlation coefficients between the speeches. In addition, as mentioned in Section 3.3.1, the significance values (p) may not be reliable enough for this case. The highest correlation is observed between the speeches N1 & K2 ($r=.229, p<.01, N=41,452$). Nonetheless, it is ironic to find the highest correlation coefficient between the different speakers. In addition, among the speeches made by the same speaker, the highest correlation coefficient was only .181 ($p<.01, N=31,476$). This r value can not be sufficient to justify the hypothesis that the speeches made by the same speaker will show the higher correlation coefficients than those made by other speakers.

Table 3-3-2 also appears to support the same negative impression. The gray-colored cells, which have the significant r value of .30 or higher ($p<.05$), do not seem to be occupied by the areas Block N and Block K. Instead, the gray cells seem to be spreading uniformly throughout Table 3-3-2, including the cells in the area Block NK. Since this correlation analysis summarized in Table 3-3-2 does not cover the complete lengths of the speeches, it might be premature to state a negative conclusion. Nevertheless, as far as we can see from the correlation tables and from the gray-colored cells, metaphorgrams do not seem to represent the definite

characteristics and the quality of a certain speaker.

It might not be surprising that metaphograms can not make a metaphorprint that can identify a certain person. If metaphograms really did that, regardless of the length, topic, and occasions, it would mean that we could not even imitate someone else’s speeches. In other words, even if we try to recite someone else’s speech, all the metaphograms will stay the same. It seems reasonable to state that a metaphogram is not strong enough to identify a person. However, from an educational point of view, it is encouraging to realize that there is a good possibility that we can imitate and reproduce the other person’s metaphograms.

3.4.2 Discussion for the research question B

As we learn from the Figures 3-3-3 to 3-3-8, metaphograms usually demonstrate the complex mental distance flows with ups and downs in the variations of metaphors in each speech. The metaphograms actually seem to have certain peaks and troughs. However, it is practically impossible to state the precise length of intervals simply by having a glance at the visual images of metaphograms.

The gray line moving up and down around the level zero represents the stationary time series of the metaphogram of the Sum. Statistically speaking, this gray line shows the direction and strength of the chronological shifts of the Sum-metaphogram. Still, it is also impossible to visually read the intervals hidden behind the gray line.

Six correlograms in Figures 3-3-9 to 3-3-14 propose a way to read the cyclic, or sometimes rhythmic, movement of metaphograms. The time series autocorrelation analysis unveils the hidden intervals of peaks and troughs by specific numbers of lags as shown in Table 3-4-1.

According the Table 3-4-1, as for the speech N1, the peaks are most likely to appear every 32 lags. One lag refers to one Step in the mental distance analysis. Typically, one Step is set at the range between 15 to 20 words. The Step was set at 16 for the speech N1, so the

length of the intervals can be calculated by the impression: 16 (words) x 32 (lags) = 512 (words). Thus we may assume that in Speech N1, every 512 words (approximately every five minutes), the speaker created the peaks of metaphors. This clear chronological vision is one of the outcomes of the time series autocorrelation analysis of metaphograms.

	Positive		Negative	
	Lag (Step)	Autocorrelation	Lag (Step)	Autocorrelation
Speech N0	25	.252	ns	ns
Speech N1	32	.158	22	-.265
Speech N2	27	.420	13	-.384
Speech K0	42	.222	16	-.240
Speech K1	53	.276	27	-.277
Speech K2	41	.201	24	-.192

Table 3-4-1 Intervals of positive & negative peaks: ACF Analysis

Figures 3-3-15 to 3-3-19 are the graphical output of cross-correlation analysis. The visualized image is called cross-correlogram. Cross-correlograms unveil the time series cross-correlations between the variables *A* and *B*. Take Figure 3-3-18 (Speech K1) for example, we learn that the MG value have a negative correlation to the CG value, with a 4-lag delay. On the other hand, the CG value has a positive correlation to the MG value, with a 7-lag delay. By investigating the delays and the different shapes of cross-correlograms, we can explore the detailed chronological relationship between two Conceptual Metaphor Groups or their Sum.

It suggests to us that the outline shapes in Figures 3-3-15, 3-3-16, and 3-3-17 are very similar. However, if we look more closely at these three figures, it is clear that the peaks in the center have gradually shifted to the left. This implies that the effect trends in the speeches K2 (for: CG & Sum; RG & Sum) and in the speech K0 (for: SG & MG) are similar, but they appear slightly different, indicating the delay of 3 to 5 lags. The same can be said of Speech K1 (for: CG & MG; SG & MG) in Figures 3-3-18 & 3-3-19.

Metaphograms themselves can not disclose the detailed information underlying the visual image. However, statistical time series analyses disclose the

hidden relationships between the variables analyzed.

In Section 3.4.1, it was discussed that metaphorgrams do not make a metaphorprint that identifies a person. This may be true. However, as Figures 3-3-15 to 3-3-19 have demonstrated, a chance still remains to explore the identical chronological features hidden behind the time series. As demonstrated in this paper, metaphorgrams represent the unique chronological characteristics, holding the complex elements of the time series quality. Metaphorgrams still present the possibility of becoming a component of a metaphorprint in the future.

IV. Conclusion

4.1 Summary

The first research question asked if metaphorgrams can be used as a means of identification of a person. The answer is no. There was insufficient evidence found to justify statistical similarities in metaphorgrams from a same single speaker. Rather, it was revealed that different speeches made by different speakers presented the higher correlation coefficient. It was an ironic result, but on the other hand, the research implies the practical possibility that a speaker can reproduce someone else's metaphorgram when making speeches. This finding does emphasize the educational applications of metaphorgrams.

The second research question was concerned with the quality and roles of metaphorgrams, and about how they represent the characteristic aspects of speeches. To answer this question, the time series analysis was applied. The result showed that the metaphorgrams contain very complex chronological components inside, and that they were operating, indicating the cyclic behavior with ups and downs at certain individual intervals. It was demonstrated by cross-correlograms that a Conceptual Metaphor Group (CMG) can affect another CMG, and this process creates the whole visual image of metaphorgrams.

Through the research, it has been learned that the metaphorgram itself can not be utilized as a

metaphorprint to identify a speaker – just like fingerprints and voiceprints. However, since metaphorgrams contain a lot of very unique information, they can at least describe the identity of a certain speech. That identity becomes a key to reproducing similar metaphorgrams that will deliver the similar conceptual images to the audience. Last, it must be noted again that the hidden chronological behaviors, such as cyclic and periodic movements of metaphors, reinforce the significance of the chronological approach to metaphor research.

4.2 Further Research

Studies of metaphorgrams, yielded by the mental distance analysis of metaphors, originated with the simple wish that the business communicators would apply the findings in research to the real business world. This paper discussed: (1) The Sum-metaphorgram could possibly be reproduced. (2) The cyclic period can be measured by the statistical time series analysis. In addition, it has already been shown that the chronological quantitative balance of conceptual metaphors can be obtained through the mental distance analysis. At this point, further research shall focus on accumulating practical case-studies that enhance the applications of metaphorgrams in the real business field.

Notes

- 1) The term “metaphorgram” introduced in this paper is coined for describing the visual record of the chronological variations of metaphors in presentations. Thompson (1966) and Houston (2001) used the same term, but they referred to the word, metaphogram, as a representation observed in the Maya civilization or Maya religion.
- 2) The term “metaphorprint” introduced in this paper is coined for describing the fixed visual impression, which can identify a

certain person, and which consists of multiple individual components of metaphors.

- 3) In this article, in order to distinguish the conceptual metaphor and its linguistic metaphorical expression, metaphoric concepts are represented graphically by SMALL CAPITALS.
- 4) Details available at: <http://www.lexically.net/wordsmith/index.html>
- 5) All the statistical analyses were operated using the IBM SPSS (version 20) with the Advanced Statistics and Forecasting packages.

References

- Aristotle (350B.C.). *Poetics*. (S. H. Butcher, Trans., 2008) New York: Cosimo Books.
- Chatfield, Christopher (1980). *The Analysis of Time Series: An Introduction* (Second Edition). London: Chapman and Hall.
- Dickey, David A., & Fuller, Wayne A. (1979). Distribution of the estimators for autoregressive time series with a unit root, *Journal of American Statistical Association*, vol.74, 427-431.
- Filson, Brent (1991). *Executive Speeches - 51 CEOs Tell You How to Do Yours*. Massachusetts: Williamstown Publishing Company.
- Filson, Brent (1994). *Executive Speeches*. New York: John Wiley & Sons, Inc.
- Gallo, Carmine (2010). *The Presentation Secrets of Steve Jobs: How to be Insanely Great in Front of Any Audience*. New York: McGraw Hill.
- Houston, Stephen D. (2001). *The Decipherment of Ancient Maya Writing*. Oklahoma: University of Oklahoma Press.
- Kent, Muhtar (2009a, June 1). America and Turkey [Speech]. In *Vital Speeches of the Day* (September, 2009) (pp. 416-420). Phoenix, Arizona: McMurry.
- Kent, Muhtar (2009b, November 16). Are we ready for tomorrow, today? [Speech]. In *Vital Speeches of the Day* (March, 2010) (pp. 117-121). Phoenix, Arizona: McMurry.
- Kent, Muhtar (2010, May 19). Losing our national competitiveness is not an option [Speech]. In *Vital Speeches of the Day* (July, 2010) (pp. 328-331). Phoenix, Arizona: McMurry.
- Lakoff, George, & Johnson, Mark (1980). *Metaphors We Live By*. Chicago: The University of Chicago Press.
- Martin, Robert C., Robinson, Karl F., & Tomlinson, Russell C. (1963). *Practical Speech for Modern Business*. New York: Appleton-Century-Crofts.
- McCaskey, Michael B. (1979). The hidden messages managers send. In *Harvard Business Review* (November-December 1979) (pp. 135-148). Boston: Harvard Business School Publishing.
- Miller, Anne (2004). *Metaphorically Selling*. New York: Chiron Associates, Inc.
- Nooyi, Indra K. (2005, May 15). Graduation remarks [Speech]. In *Bloomberg Businessweek* (Online). Retrieved September 10, 2010, from http://www.businessweek.com/bwdaily/dnflash/may2005/nf20050520_9852.htm
- Nooyi, Indra K. (2009, May 12). Leading to the future [Speech]. In *Vital Speeches of the Day* (September, 2009) (pp. 404-410). Phoenix, Arizona: McMurry.
- Nooyi, Indra K. (2010, April 12). Short-term demands vs. long-term responsibilities [Speech]. In *Vital Speeches of the Day* (June, 2010) (pp. 246-250). Phoenix, Arizona: McMurry.
- Pankratz, Alan (1983). *Forecasting with Univariate Box-Jenkins Models*. New York: John Wiley & Sons.
- Shimizu, Toshihiro (2010a). 'Mental Distance' concept for chronological metaphor analysis of business executive speeches. *Osaka Keidai Ronshu (The Journal of Osaka University of Economics)*, vol. 60(6), 245-268.
- Shimizu, Toshihiro (2010b). A metaphor identification procedure for corpus-based 'Mental Distance' analysis, *Osaka Keidai Ronshu (The Journal of Osaka University of Economics)*, vol.61(1), 203-215.
- Shimizu, Toshihiro (2010c). Dominant Metaphor Factors in Business Speech Communication: A Chronological View, *Osaka Keidai Ronshu (The Journal of Osaka University of Economics)*, vol.61(4), 105-122.
- Shimizu, Toshihiro, & Shimokura, Masayuki (2010). Developing the T-Scope (version 2.0) program for a statistical approach to business metaphor analysis, *Osaka Keidai Ronshu (The Journal of Osaka University of Economics)*, vol.61(2), 329-343.
- Smith, Roger B. (1989). A CEO's perspective of his public relations staff. In Chester. Burger (Ed.), *Experts in Action: Inside Public Relations* (Second Edition) (pp.208-218). New York: Longman.
- Thompson, J. Eric S. (1966). Maya hieroglyphs of the bat as metaphors, *Man*, Vol.1 & 2, 176-184.
- VanOosting, James (1985). *The Business Speech: Speaker, Audience, and Text*. New Jersey: Prentice-Hall.

クラウドコンピューティング導入における情報セキュリティ対策

日本国際情報学会
長井 壽満 小笠原 裕 坊農 豊彦

Cloud Computing and Information Security - Safety Measures that Must Be Taken when Adopting Cloud Computing -

Japanese Society for Global Social and Cultural Studies
OGASAWARA Hiroshi NAGAI Toshimitsu BONO Toyihiko

Today, cloud computing is essential for our society. Cloud-based services such as mail, calendar or document production provided by Google, Yahoo!, Microsoft, etc. are already common infrastructure. However, it is important to investigate both merit and demerit of introduction of the cloud computing.

In this research, we focus our interest to the security of the cloud computing since it is the most concerned topic when end-user plans to introduce the cloud computing to its business. Cloud service provider should include security related terms in their Service Level Agreements (SLA). One of their guidelines is provided by METI in April, 2011. However, the guideline does not mention the difference of standpoint between vendor and end-user, or technical or economical rationality. We claim that vendor and end-user should file a "win-win" SLA to develop healthy cloud computing market.

From security point of view, there are items that can be covered by SLA and hardly can be. For example, data divulgation is hardly covered, since it is difficult to estimate the affection once it happens, while data corruption or lost can be covered since it is possible to estimate the amount of damage. However, to protect end-user, it is still preferable that the SLA mentions not only limited items to protect vendor for example cyber-attacks, but also all security related requirements in order to balance end-user's convenience, cost and risk of cloud service use.

はじめに

現在、我が国において、クラウドコンピューティングは、新たなコンピューター利用形態として企業や個人において非常に注目されている。いままで企業が独自に情報システム部門を持ち、機器を導入してソフトウェア開発を行うスタイルから元々サービスとして提供されている資源を必要な時にのみ利用するというレンタカー形式のスタイルに一新させるものである。各企業はクラウドを利用することにより、コスト削減や利便性の向上を目指している。し

かし、クラウドサービス利用者(以下、「クラウド利用者」とする)は、社外で供給されている資源をサービス、すなわち、あらかじめ第三者が準備したシステムのサービスとして利用するもので、セキュリティ面で不安を抱くのは当然である。本論ではクラウド利用者が何を重要課題として留意しなければならないか考察し、社会に円滑で安全なクラウドが普及するためには何が必要か、どこに留意すればよいかを論ずる。

1. クラウドコンピューティングとは

クラウドコンピューティングとは、クラウド（＝雲を意味し、インターネットをイメージする）とコンピューティング（コンピューターの利用形態、または利用方法）を合わせた造語である。米国連邦政府が2009年5月13日付で発表したRFI(Request For Information)の中では、以下のように定義されている¹。

クラウドコンピューティング(以下、「クラウド」とする)とは、以下の条件を満たすコンピューターの使用法のことである。すなわち、

- (1) コンピューターを使用するために必要な資源を予め十分な量だけ用意しておき、ネットワークを通して共有し、使用するモデル。
- (2) 次に述べる5つの特徴と、3つの提供モデルと、4つの実装モデルからなる。

5つの特徴

1. ユーザーは資源をセルフサービスで使うことができる。
2. どこからでも、ネットワークを通じて資源を使うことができる。
3. 実際の資源が、物理的にどの場所で準備されているかについては、利用者は意識する必要がない。
4. 資源の割り当ては、短期間で、かつ柔軟に増減させることができる。
5. ユーザーは、資源を使用した分だけ料金を支払う。

3つの提供モデル

1. 利用者に対してソフトウェアを提供する(SaaS(“ソース”): Software as a Service)。
2. 利用者に対してコンピューティング資源をインフラとして提供する(IaaS(“イアース”): Infrastructure as a Service)。

3. 利用者に対して開発用の基盤を提供する(PaaS(“パース”): Platform as a Service)。

4つの実装モデル

1. プライベートクラウド:クラウドを使いたい企業が、自社内ですべてインフラを準備し管理する。
2. コミュニティクラウド:いくつかの組織がクラウドインフラを共有して使用する。
3. パブリッククラウド:クラウドを提供する企業がインフラを所有し、一般の利用者(企業、あるいは個人)などに時間貸しする。
4. ハイブリッドクラウド:上記の複数のクラウド形態の混合。

これらを纏めると、クラウドとは、企業、あるいは個人が、コンピューターおよび周辺機器を利用した業務を行う際に、これらコンピューターやストレージ、ネットワーク、ソフトウェアなどのほとんどを自社や自分で所有することなく、その代わりに、社外で供給されている資源をサービスとして受けることによりコンピューターのストレージ、ネットワーク、ソフトウェアなどの能力を利用することによって目的を達成しようとするコンピューターの利用形態のことを言う。また、料金体系は、利用時間ごと、かつ利用能力単位で決められる場合が大半である。

これらのハードウェア、通信手段、ソフトウェアの共有化・共通化により、これまでの「自前で準備し、あるいは開発するコンピューターシステム」から「あらかじめ第三者が準備したシステムを、インターネットなどのネットワーク環境を通じて、使いたいときだけ使うシステム」への転換が行われようとしている。

最新の報告では、クラウドの国内市場規模は、2015年に7,438億円に達すると見積もられている²。これ

¹ Federal Business Opportunities “Infrastructure as a Service(IaaS) offerings”、<https://www.fbo.gov/index?s=opportunity&mode=form&tab=core&iid=d208ac8b8687dd9c6921d2633603aedb&cck=1&au=&ck>、2009年11月29日アクセス

² 矢野経済研究所「クラウドコンピューティング市場に関する調査結果2009」、<http://www.yano.co.jp/press/press.php/000569>、2009年12月21日アクセス

は、同市場の2009年における規模の5倍にあたる。また、これはたとえば2008年度の国内情報セキュリティ市場全体の規模(7,268億円³)とほぼ匹敵する。すなわち、この市場が急速に拡大しているとともに、その市場規模も大きなものになることを示している。

今後、普及が急速に進んでいるスマートフォンの裏側に巨大なクラウドシステムが存在していることも事実である。既に、クラウド無しに、成り立たない社会になっている。

2. 日本のクラウドコンピュータの現状と課題

2-1. e-Japan 戦略

2001年(平成13年)1月6日、IT基本法に基づき、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT戦略本部)が内閣に設置された。同年1月22日、IT戦略本部は、e-Japan戦略として、IT国家戦略を策定した。

特に超高速ネットワークインフラ整備されネットワークより音楽や映像などを配信するコンテンツサービスが充実し、電子商取引が盛んに行われるような環境を整備された。それにともない、これまでのソフトウェア利用がクライアント側のウェブブラウザを用いることが常識になってきた。これはウェブブラウザを経由してサーバ側でソフトウェアを動かせるに十分な環境が整備されてきたといえるであろう。これにより、クラウドの普及につながったのである。

2-2. サービス提供側の拡充

SaaSクラウドの普及につれてGoogleやAmazonなどのクラウドサービス提供者(事業者)は自社のサービス基盤をソフトウェアサービス開発者のプラットフォームとするメリットに気づき、API(Application Program Interface)の提供を開始した。

Amazonは2006年にプラットフォーム提供の汎用性を高めるため、ストレージ提供サービス「AmazonS3」と仮想マシン提供サービス「AmazonEC2」を開始した。このようにストレージや仮想マシンまで汎用的に利用できるようになった。このような構

成は、IaaSと呼ばれるサービスとして用いられることになった。

さらに汎用性の高いプラットフォームとしてプラットフォームごとの規約にしたがってプログラムを下記人ができるGoogleの「GoogleAppEngine(GAE)」やMicrosoftの「WindowsAzurePlatform(Azure)」のサービス提供を開始した。このようにネットワークを経由して利用できるソフトウェア開発環境をPaaSと呼ぶ。

2-3. 日本のサービス提供の動向

現在、クラウドは社会に浸透はされつつあるが、歴史は短い。ITの技術変化は激しく、「クラウド」事業者とユーザー間の責任分担等、技術の変化に伴い試行錯誤しながら成長している業界である。ユーザーはクラウドの導入にあたってのメリット、デメリットを常に変化している技術を前提に認識することが、重要である。

以下、大企業と中小企業の利点と課題について整理する。

1. 大企業の利点と課題

(利点)

- ・導入期間が短いこと
- ・初期コストや運用コストが低いこと

(課題)

- ・信頼性・安全性が不十分であること

2. 中小企業の利点と課題

(利点)

- ・導入期間が短いこと
- ・専門知識がいらないこと
- ・セキュリティ面で、自前で取り組むより容易であり充実していること

(課題)

- ・既存システムとの連携や相互運用の困難性

などが利点および課題である。

このようにクラウドは資金的な問題や人材・技術不足によって、もともとIT化が遅れている中小企業にとって、メリットが大きいものである。特に中小

³ 経済産業省「平成20年度情報セキュリティ市場調査報告書の公表について」、
http://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/h20fy_marketresearch.html、2009年5月18日アクセス

企業でのセキュリティ対策は、自前で考慮するより、クラウドサービス提供により、解消できるという期待値が大きい。それに対して、膨大な情報システムを構築している大企業においては、クラウドの大きなデータ処理能力やその柔軟性、拡張性を活かしたいが、信頼性・安全性が不十分であることが懸念されている事がクラウド導入を躊躇させている。

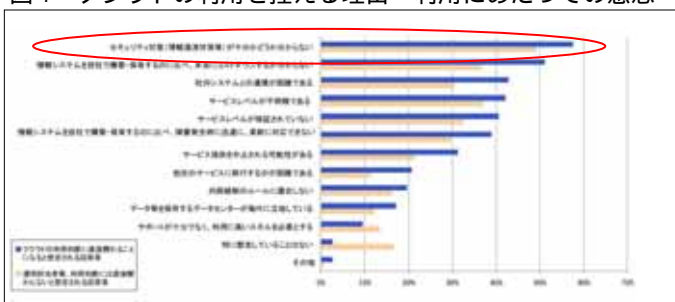
すなわち、クラウドサービス市場が拡大しているにもかかわらず、情報セキュリティ上の不安が払拭できないことが大企業のクラウドサービス利用を躊躇させている。

2-4. クラウドにおけるセキュリティ対策

クラウドサービスの利用が普及・拡大している中、データの消失、第三者への情報漏えいといった事例が報告されている。このような状況を踏まえ、クラウド利用者はクラウド事業者に対してクラウドサービスを利用に考慮すべき情報セキュリティ事項等を内容とする SLA(Service Level Agreement・役務内容同意契約書)に明記させることが重要なポイントであろう。

SLA の内容がどのようなものであるかは、経済産業省で策定された「クラウドサービス利用のための情報セキュリティマネジメントガイドライン」を参考にしてクラウド事業者がセキュリティ対策を十分に担保されているか、確認する必要がある。

図1 クラウドの利用を控える理由・利用にあたっての懸念



出典：経済産業省「情報システム・ソフトウェアの信頼性及びセキュリティの取組強化に向けて-中間報告書-」(2009年5月)

【参考文献】

『クラウドの利用を控える理由・利用にあたっての懸念』独立行政

3. クラウドサービスにおけるセキュリティ対策

経済産業省は2011年4月1日付けにて『クラウドサービス利用のための情報セキュリティマネジメントガイドラインの公表 ~クラウドサービスの安全・安心な利用に向けて⁴』(以下、「ガイドライン」)を発表している。情報セキュリティマネジメントに関しては、既に国際的な規格(ISO/IEC27002:2005)がある。ISO27001はクラウドを前提に作成されない。

ガイドラインの内容は現時点の目安になっている。クラウド事業者を国際的に認定する制度は整っておらず、これからのクラウド関連技術やビジネスモデルの発展を考慮すると、クラウド事業者に対する認定が実施されるのはまだ先になることが想定される⁵。現時点ではセキュリティの確保はクラウド利用者とクラウド提供者の間の契約(SLA: Service Level Agreement)に基づく。ガイドラインは契約(SLA)を結ぶ際の留意点を、管理手順(枠組み)(ISO27001)の概念拡張ととらえて定型化すればよい。但し、ガイドラインではクラウド利用者とクラウド事業者の立場の違い、技術的・経済合理性の点まで踏み込んだ内容になっていないことは留意する必要がある。

3-1. SLA策定に対してのセキュリティ対策

クラウドの特徴の一つとしてネットワークサービスが必須である。ネットワークサービスは通信業者・通信形態まで含まれる。スマートフォン(携帯情報端末)が急速に市場を拡大しており、ネットワークにアクセスする手段が多様化している。公共無線ラン(Wi-Fi)環境はセキュリティ脆弱性がある。クラウド利用者は、クラウドの「利便性・コスト」とリスクのバランスを十分に考慮してクラウド導入を検討すべきである。

クラウド事業者が開示する情報セキュリティ対策の内容は多くの場合はハッカー等の侵入者から事業

⁴ 経済産業省「クラウドサービス利用のための情報セキュリティマネジメントガイドライン」、
<http://www.meti.go.jp/press/2011/04/20110401001/20110401001.html>、
 2011年7月18日アクセス
⁵ 同ガイドライン 13頁

者自身を守るために限定的・抽象的なものになっている。このため、クラウド利用者は情報施設が関係するアクセス・処理・通信・管理に関わる第三者との契約には関連するすべてのセキュリティ要求事項を取り上げられている事が望ましい⁶。しかし、クラウドが複数(SaaS, IaaS, PaaS等)にまたがる場合、非常に複雑な契約形態になる可能性あり、クラウド利用者にとってクラウドが合理的な選択であるか十分吟味する必要がある。

「電磁的な形態にある情報」(データ)はストレージに保存される。ストレージの何処に保存されるかはクラウドサービス事業者のシステム設計に基づく、かつ仮想的情報処理が行われ、情報が分割され、瞬時にあるストレージから別のストレージにネットワークを通じてコピーされるのが普通である。汎用性の高いクラウドサービス事業者ほどクラウドシステムを有効的に使用するために情報の扱いが複雑になる。クラウド事業者間の互換性もなくなっている。クラウド利用者は、事前にクラウド利用者の許可なく、データの物理的な所在が移動される可能性があることを留意することが望ましい⁷。データ移動はデータ消去と対になる処理である。情報が漏洩しないようなストレージ管理手順・対策がとられる必要がある。さらには、クラウドサービス環境においては、開発施設及び運用施設の分離が、物理的に困難である可能性に留意することが望ましい⁸。アプリケーションの開発環境と実際の運用環境が同じになる可能性がある。クラウド事業者が、開発環境と運用環境を切り分けて、ログが残せるような手順が必要となってくる。

3 - 2 . 外部監視機関の必要性

クラウドシステムは非常に専門性が高く、複雑な構成になっており、会計監査会社のような第三者監視機関が必要とされている。自社内システムをクラウドに置き換える際、セキュリティ維持のためにクラウド事業者の他に監視機関に業務委託が必要になる場合がある。クラウド利用者はこのコストも考慮

してクラウド導入の可否判断が必要となる。

3 - 3 . バックアップの必要性

自社内システムの場合、自社内でデータにアクセスする作業が完結し、データのバックアップも自社の必要に応じて設計できる。クラウドの場合、データはクラウド事業者のシステム内に存在している。クラウド利用者が自由にデータをバックアップするのは技術的にも困難を伴う。クラウドでは、サービスによってバックアップ不可能な情報がある点に留意する必要がある⁹。PaaS サービスにおいては、作成したアプリケーション等のソースファイルなどをバックアップすることができないこともある。アプリケーション開発中など、頻繁に機能の追加や削除を行う場合に備えて、開発途中の状態を維持できるかどうかを確認することが望ましい。また、実行環境や試験データなどが再現できるかどうかを確認することが望ましい¹⁰。クラウド事業者は、クラウドサービス上でログ情報を一括して取得し、一括した改ざん防止を行っている場合、必要として提供されるログの完全性が担保できない可能性があることに留意することが望ましい¹¹。

3 - 4 . アクセス管理

自社内システムの場合、アクセス管理は社内のIT部門によって監視、コントロールされている。クラウドを導入すると、システムのアクセス権は動的となり社内のIT部門ではコントロールできなくなる。アクセス管理における大きな課題の一つは、様々なユーザー集団(従業員、請負契約者、取引先など)が内外にホストされたサービスにアクセスするのを管理しなければならない点である。アクセス権限の管理はクラウド事業者にとっても大きな課題である。

3 - 5 . 情報システムの取得、開発及び保守

情報システムには、オペレーティングシステム、システム基盤、業務用ソフトウェア、既成の製品、サービス及び利用者が開発したソフトウェアが含ま

⁶ 同ガイドライン 21 頁

⁷ 同ガイドライン 29 頁

⁸ 同ガイドライン 31 頁

⁹ 同ガイドライン 36 頁

¹⁰ 同ガイドライン 37 頁

¹¹ 同ガイドライン 42 頁

れる。業務プロセスを支える情報システムの設計及び実装は、セキュリティへの影響が極めて大きい。クラウド利用者はクラウド事業者へのセキュリティ要求事項は、情報システム開発/又は実装する前に、特定し、合意することが望ましい¹²。PaaS では実行環境のみが提供され、試験運用のプログラムと本番運用プログラムを区別することが難しい場合がある。クラウドはデータを一つのサーバ上に保存するのではなく、複数のサーバ上に分散して配置され、更に冗長度を高めるために、分割されたデータが複製されて複数のサーバ上に配置されることも多い。そのため、データの移動や削除などに伴って全てのデータが完全に消去されず、残存オブジェクトとしてデータの一部が残ってしまう可能性がある。資産分類において完全消去を前提としているデータについては取り扱いに慎重を期することが望ましい¹³。クラウドサービスではクラウド事業者が独自技術を利用していることが多く、仕様が公開されていないためにクラウド利用者が脆弱性に対応するのが難しい。したがって、クラウド利用者は技術的脆弱性の管理責任にかかわるサービス内容及び契約内容(SLA)を確認する必要がある。

3 - 6 . 情報セキュリティインシデントの管理

クラウドサービスではサーバのリアルタイム監視や、ログの柔軟な管理が困難なため、情報セキュリティインシデント(システム・トラブル・不具合)にクラウドサービスの利用者が最初に気づく可能性がある。このため、情報セキュリティインシデントのエスカレーション(対応)手順を見直し、クラウド利用者からの情報提供を行いやすいことを考慮する必要がある¹⁴。さらにクラウドサービス利用においてはコスト削減のために保存データ容量を必要最低限にすることがある。そのため、e-discovery(保存データ復元)のためのサービスを別途契約するなどして、必要なデータの保管を行うことが望ましい。¹⁵(説明が難解)

¹² 同ガイドライン 56 頁
¹³ 同ガイドライン 60 頁
¹⁴ 同ガイドライン 63 頁
¹⁵ 同ガイドライン 64 頁

3 - 7 . 事業継続管理 及び 法律の遵守

クラウド利用者は、自社の情報システムを外注に出すことになる。その際、事故(インシデント)が発生した場合の対応策を検討しておく必要がある。リスク対策としては、重要な業務プロセスの中断又は不具合発生の後、運用を維持又は復旧するために、又、要求されてレベル及び時間内で情報の可用性を確実にするために、計画を策定し、実施することが望ましい¹⁶。

クラウド利用者はクラウド事業者に対して、クラウド事業を営む地域(国、州など)、データセンタの所在する地域(国、州など)及びクラウド事業者自らが適用を受ける法令、規制及び契約上の要求事項を明示させることが望ましい。SaaS として契約しているクラウド事業者が国内企業であったとしても、そのバックボーンとなる PaaS や IaaS のクラウド事業者が海外の企業である場合もあるため、クラウド事業者が事業を行う国の法律や業界団体の慣習などについても洗い出し、検討することが望ましい¹⁷。

4. クラウド事業者のセキュリティ対策

4 - 1 . データセンタ事業者のケース

第一に、Google や Amazon、Salesforce といった、クラウド事業者のケースについて述べる。

Google は、世界各国に複数設置したデータセンタ間でのデータ分散配置を実現しており、たとえ各データセンタ内のデータが盗難にあたり、データセンタが障害により使用不能になったりした場合でも影響を受けない仕組みを構築している。各データセンタに、細かいチャンク(部分、かけら)に分けられて分散配置されたデータの一部を悪意の第三者が入手したとしても、そこから意味のある元データを再構築するのは実質的に不可能であり、その点ではセキュリティが担保されていると言える。また、Google はこれらの広域分散配置技術の特許化、あるいは論文発表といった形ではほとんど公開しておらず、そのためその技術の詳細はブラックボックス化されているため、外部からの解析も難しいという状

¹⁶ 同ガイドライン 66 頁
¹⁷ 同ガイドライン 67 頁

況が形作られている。

このような技術のブラックボックス化は、Amazon や Salesforce でも同様である。かれらは API (Application Program Interface) という形で、その技術を外部から使用できるインタフェースを提供するものの、技術の中身そのものについては外部に公開することはない。あえて特許料収入を捨ててまで技術の流出を防ぐことにより、強みの技術を守ると同時に、その技術を解析されセキュリティの弱点を突かれることを未然に防いでいる。

国内の例として、NTT.com を挙げる。NTT.com では、データバックアップ・アーカイブ先のディスクを自社データセンタにクラウド形式で格納するサービス「Biz シンプルディスク」を提供している。このサービスでは、データの格納先を国内のデータセンタに限定することで、海外にデータを格納することに抵抗がある顧客を取り込もうと試みている。また、複数のデータセンタ間で同一データを複製することで、障害に対する耐性を高め、稼働率 99.999999999% (理論値) を実現している。しかし、市場を日本の顧客だけに狭め、グローバル化に逆行するモデルが市場で成功するか、これからの課題である。このように、データセンタを複数所有している企業は、データの配置方法や配置場所によって、利用者に提供するセキュリティをメニュー化することができる。つまり、データセンタを複数所有している企業は、クラウド事業者と同様なセキュリティメニューを備えたクラウドサービスを提供できるチャンスがある。

4 - 2 . ハードウェア提供事業者のケース

ハードウェア提供事業者とは、サーバやストレージ、ネットワークなどを過去から現在にわたって製造・販売しており、クラウド化の波にのって自らもクラウドを提供するようになってきた企業のことである。これらの企業は、前項で述べたようなクラウド専門の企業に比べると、パブリックなクラウドの提供という点では立ち遅れており、また前項のような先行企業の技術のブラックボックス化により、技術面でも後追いを強いられている。

そのため、ハードウェア提供事業者は、パブリッ

クなクラウドの提供というよりは、プライベートなクラウドの提供に特化し、前項のデータセンタ事業者との直接競争を避ける傾向がある。プライベートクラウドであれば、ユーザーとデータセンタの間は専用線ないしは社内 LAN といった閉じたネットワークにより接続することができ、外部からの攻撃を物理的に遮断することができる。

別のアプローチとしては、データセンタ側とクラウド利用者側には自社製のハードウェアあるいはソフトウェアを配置し、その間はインターネットなどのオープンなネットワークで接続するものの、回線を流れるデータを暗号化することで、外部からの攻撃に耐えるよう設計するものもある。この方法では、データセンタ側とクラウド利用者側とのソフトウェア的な連携が重要であるため、クラウド利用者側の装置や端末は、単なるウェブブラウザのみではなく、専用のソフトウェアをインストールするか、専用の装置を購入する必要がある。ハードウェア提供事業者はクラウドサービスを提供しながらも、自社製品であるハードウェアやソフトウェアを販売することででも利潤を得ることができ、ハードウェア提供事業者の企業としては望ましいビジネスモデルと言えるが、クラウド利用者側は専用ソフトウェア、ハードウェア導入の追加コストがかかるという欠点がある。

4 - 3 . セキュリティ専門企業のケース

セキュリティ専門企業の事業領域は、クラウド以前は、たとえばパソコンに侵入するウィルスを検知してユーザーに通報し、場合によっては駆除するというウィルスチェックソフトウェアや、Web サーバに対する DDoS (Distributed Denial of Service) 攻撃と言った外部からの攻撃に対応するソフトウェア、あるいはファイアウォールと言った技術を提供するものであった。これらの企業の代表的なものは、シマンテック、トレンドマイクロ、マカフィーなどである。これらのセキュリティ対策は、ネットワークの境界線で対策を講じるアプローチであったが、クラウド時代では、データそのものと、データにアクセスするすべてのデバイスのセキュリティを考慮

する必要がある¹⁸。このため、データに関連するコンポーネントを提供する複数の企業と、セキュリティ専門企業が協業を行い、システムトータルでのセキュリティ確保を行う動きが生まれている。

別なアプローチとして、これまでのセキュリティを提供しているプラットフォームを、クラウド上に移動する手段を講じるケースもある。これまでは、セキュリティをつかさどるために、ユーザー企業内にセキュリティ関連のソフトウェアが動作する装置（多くの場合は専用のサーバー）を配置する方法が主流であった。マカフィーは、このセキュリティをクラウド上から提供する。ルーターメーカーのジャイアントメーカーCISCOは、通信回線（情報の通り道）の過程（ルーターの部分で）でセキュリティ確保する技術を開発している。すなわち、セキュリティをSaaS形式で提供することにより、ユーザーがセキュリティをサービスとして、規模の拡大や縮小を柔軟に設定できるとしている。また、このサービスは企業のファイアウォールの外側にいる社員やモバイルユーザーにも提供が可能である。

いずれのケースでも、これまで利用者の拠点内のサーバ上などにインストールされたセキュリティソフトウェアが、ネットワークの水際でのセキュリティサービスを提供していた形態に代わり、データとユーザーの間すべて、すなわちエンド・トゥ・エンドでのセキュリティを提供するようにサービス形態を変化させてきている。

4 - 4 . 需要家の立場

調査会社 IDC ジャパンの調査によると、国内企業でオンラインストレージを導入しない企業がその理由に挙げている最大のものは、セキュリティおよびデータ漏えいへの不安である。しかし最新の調査によれば、特に社員数 100 名～1000 名の中規模・中堅企業において、オンラインストレージのようなクラウド形式のサービスに興味を持つ企業が増えている。これは、東日本大震災後に停止せず稼働を続けたクラウドサービスが多かったことや、数千口～数十キ

口の遠隔地へのデータバックアップが災害時の停電やその後の計画停電のため意味をなさず、少なくとも異なる電力会社のサービス地域でのデータ分散配置が必要であると利用者が考え始めていること、また 4 - 1 項で述べたような災害に強いデータセンタを自社で構築するためには莫大な費用がかかる反面、クラウドサービスでは容易にそのリソースを従量課金形式で利用できることなどが理由と考えられる。オンラインストレージに格納するデータは、一次データ（通常業務に使用する生データ）よりも二次データ（作成から時間が経過した等の理由で、アクセス頻度が低下したデータ）のうち長期保管が必要なものであることが多く、そのため高速なアクセスが可能な自社敷地内での格納が必須ではないことから、これらの低アクセス頻度（しかし長期保管の必要性がある）のデータをクラウド上へ格納しようとしている動きが出てきている。

5. まとめ

1 章で述べたように、すでにクラウドは我々の生活の一部になっており、個人・企業を問わずクラウドの利用者はそのセキュリティについて検討する必要がある。しかし、その技術はブラックボックス化されており、利用者はクラウド事業者に比べて情報量、IT 能力で弱い立場に置かれている。このため、ユーザー側はクラウド利用に際してリスクを回避するために、3 章で述べた観点を含む SLA を締結する必要がある。

クラウドの導入は、大企業はもとより、もともと IT 化が大企業に比べて遅れている中小企業にとって、よりメリットが大きい。とくにこれら中小企業がセキュリティについて考えるとき、クラウドの利点は、事業者がデータセンタに備えている高い信頼性・セキュリティに加えて、導入の柔軟性にある。それは、自社の規模に応じて、導入コストがこれまでの投資コストにくらべて低く、会社の成長に合わせたシステム規模の拡大がしやすいという利点である。社員数が 100 名以下であるような規模の企業では、これまでデータのバックアップやアーカイブを行ってこなかった企業も多かったが、特に震災後は

¹⁸ トレンドマイクロ社、2011 年 事業戦略発表会、<http://jp.trendmicro.com/jp/trendpark/event/strategy/index.html>、2011 年 8 月 8 日アクセス

データの保全に対する関心が大きくなってきている。このような場合に、初期導入費用が安価なクラウド技術の導入は有効な解のひとつである。このとき、クラウド利用に際しての最大の懸念事項であるセキュリティの確保については、以下のように漏洩・破壊・消失など想定しうる事故に対して適切な SLA を定義する必要がある。

電子データの場合、それが漏洩した場合の回収、漏洩先からの消去は、殊にインターネット上からはほぼ不可能となる特徴があるため、その被害は甚大であり、かつ被害の規模を見積もることが困難である。このためデータの漏洩の防止は最重要項目であるが、損害の見積もりが困難である以上、SLA による補償を定義するよりは、適切なクラウド技術を採用する方法で対処することが望ましい。その一つは、Google が採用しているような大規模分散データセンタの活用や、暗号化、あるいはセキュリティ専門企業との連携である。この場合、クラウド事業者が提供するセキュリティのレベルの判断は、自社のデータセンタ内にデータをとどめ置いた場合のデータの盗難リスクと比較して、クラウド事業者が講じているデータ防衛手段を用いた場合の盗難リスクが高いか低いかで見極めることが可能である。SLA には、この防衛手段の内容が、技術的・人的両方の側面から定義されており、かつ検証・監査可能であることが求められる。また、主としてハードウェア提供事業者から得られるプライベートクラウドを構築し、閉じたネットワーク上にデータを置くことで、その漏洩を防ぐことが期待できる。

一方、データの破壊や消失に対しては、SLA による損害の補償が可能であり、かつ重要な項目となる。当該データの破壊や消失が企業に与える損害は、漏洩の場合に比べると見積もりやすいと考えられるため、重要度に応じたデータの冗長化や、クラウド事業者が提示する可用性の選択といった形で、現実的な対策を設計することができる。大企業では、データをクラウドに格納する際に、自社のデータセンタを活用したプライベートクラウドも選択肢に入ってくるであろう。これらにより、利用者は求めるレベルのセキュリティと、コスト、リスクのバランスをとり、SLA に反映させることができる。

クラウド利用者は、今まで自社内で行っていた情報処理システムをクラウドに適用することで外部に出し、安価なコストで自社システムと同じ機能を提供するサービスを利用する。しかし、クラウド事業者も独自の利益を追求する事業体であり、利用者が確保していた自社システムが持っていた仕様を 100% 満足させる事はできない。

クラウドサービスは複数のサーバと複数のオペレーティングシステムが同時並行的に動いている非常に複雑・巨大な情報処理システムとなっている。それを能力ごと、かつ利用時間単位で利用できる課金方式により、今後、コストの面からクラウドサービスに移行する企業が大幅に増えると予想される。その際、上記に述べたような留意点を考慮して契約 (SLA) を結び、契約自由の原則にたち、利用者と事業者の双方にメリットある形でクラウドサービス市場を立ち上げていくことになる。

シンガポール多元主義の中での Lim Boon Keng 再評価

Straits Chinese を巡る比較文化論的考察

山田 洋

日本大学大学院総合社会情報研究科

Reevaluation of Lim Boon Keng in the Context of Singapore's Pluralism:

A Cross-Cultural Study of the Straits Chinese

YAMADA Hiroshi

Nihon University, Graduate School of Social and Cultural Studies

Singapore is a multi-racial, multi-cultural, and multi-lingual society founded by modernized and cosmopolitan leaders, including those people commonly known as Straits Chinese. The main characteristics of the Straits Chinese are hybridity and ambiguity of identity. In the context of Singapore's pluralism, however, hybridity is denied at an official level. Therefore, the contribution of the Straits Chinese to the nation building of Singapore has not attracted much attention since its independence in 1965. However, in the present age of globalization, Singaporean people, as well as scholars, have taken a fresh look at the achievements of the Straits Chinese leaders such as Dr. Lim Boon Keng, a prominent reformer of Chinese society, who was born in colonial Singapore in the late nineteenth century. In this thesis, I examine the thought and activities of Dr. Lim Boon Keng in order to show that this reevaluation provides a new direction for Singapore's pluralism.

Keywords: Straits Chinese, pluralism, crystallization of culture, mimicry, and the "Occidentalism."

1.はじめに

小論は、植民地期シンガポールの華人社会指導者 Lim Boon Keng の活動を中心として、同国における多元主義のあり方について考察を試みるものである。

シンガポールでは種族や文化に関する多元主義が標榜されている。これに基づく国家建設を主導した指導者には Straits Chinese という華人が少なくなく、「国父」Lee Kuan Yew もその一人である。この特異な華人の特徴については後述するが、Lim Boon Keng は植民地期に活躍した Straits Chinese である。

Lim は華人の文化を巡り様々な取組を行っている。現代シンガポールの文化政策には Lim の取組を想起させるものがあり、例えば、華語（標準中国語）を華人の共通語として普及する取組はその一例である。

同様の政策が 1970 年代末に Lee Kuan Yew によって開始され、現在でも継続されているにも関わらず、Lim の取組はまったく注意を払われず、研究も十分行われていないとの指摘がある（Rudolph 1993, 95）。

この指摘が行われたのは 1990 年代初期であるが、近年 Lim Boon Keng 再評価の傾向が見られるようになってきている。シンガポール国立図書館等の主催で、“Lim Boon Keng: A Life to Remember [1869 - 1957]” と題する展示会が 2007 年に開催されたことはその一例である。¹ 人民行動党（the People's Action Party: PAP）指導者が「二つの文化を仲介する者」として Lim Boon Keng を再評価するようになってきている旨の指摘もある（Goh 507）。Lim や Straits Chinese 全般の位置づけに変化が見られるのが最近の状況である。

こうした変化の背景には、1965年の独立後半世紀近くが経ち、国家建設の苦難を知らない世代を対象とする歴史教育の重要性が高まっている状況があると考えられる。また、Straits Chinese が体現する異種混淆性や混成文化が、一定の認知を得ている可能性もあると思われる。後述するとおり、異種混淆性はシンガポールでは概して否定的に捉えられてきたが、為政者がそれを再評価しているならば注目に値する。

グローバル化が進行する今日、異種混淆性を認識して種族や文化の動態を理解する必要性が高まっている。2011年5月の総選挙後、Lee Kuan Yew 顧問相と Goh Chok Tong 上級相（前首相）の閣僚辞任に伴って、PAP 政権は新たな時代を迎えた。指導者が異種混淆性を視野に入れて種族や文化を巡る問題に対処していくならば、それは望ましい変化といえる。シンガポールにおける Lim Boon Keng の再評価は、そのような変化を示唆するものと考えられる。

Lim Boon Keng や Straits Chinese 全般に関する研究の今日的意義が高まっていると考えられるが、上述のとおり Lim に関する研究はまだ必ずしも十分には行われておらず、特に日本においては研究の余地が大きいのが現状である。こうした状況を踏まえて、小論における考察を進めることとしたい。

2. Straits Chinese と文化の「結晶化」

まず、論考を進める上で、Straits Chinese の特徴を明らかにしたい。この華人は、中国から東南アジアに比較的早期に流入した移民の子孫に多く、現地化が進み文化変容の度合いの高い特徴的集団である。² 主に海峡植民地のペナン、マラッカ、シンガポールに居住し、独特なコミュニティを形成した。

Straits Chinese は、ピジン化したマレー語や英語が母語となり、価値観や宗教に関しては西洋化が進み、「社会的に上昇を果たした者が多い」（太田 1994, 34）。彼等が「アイデンティファイする先は、植民地権力が体現する欧米の価値体系」（戴 1991, 7）であった。そうした Straits Chinese の特徴は、シンガポールと同様に英国支配下にあったインドの臣民に関する以下の特徴に、通じるものがあると考えられる。

「我々と我々が支配する大衆との間の仲介者にな

る人々、すなわち血と肌の色においてインド人でありながら、趣味、意見、道徳、及び知性においてはイギリス人であるような人々」（バーバ 151）

バーバは、そうした人が「不完全な植民地的模写の効果としての人間」、「擬態人間」であり、「擬態の言説はアンビヴァレンスのまわりに構築され」との見解を示している（148-51）。アンビヴァレンスは Straits Chinese にも認められる特徴である。言語等に関して中国との紐帯を喪失しているにも関わらず、彼等が華人としてのエスニック・アイデンティティに固執する「奇妙な二律背反性」を有していることを Clammer は指摘している（127）。

そうした固執は、冠婚葬祭や儀礼に関して顕著に認められ、Straits Chinese は他の華人と比較してより中国的な伝統を保持している者が少なくなかった。³ すなわち、彼等は全面的に西洋化しているわけではなく、文化的な両義性を持つ存在であるといえる。移民集団が移住とともに持ち込んだ文化を「結晶化」する傾向がある旨の指摘があるが（マツモト 81）、⁴ 中国的な伝統に対する Straits Chinese の固執、「奇妙な二律背反性」は、「結晶化」の観点で捉えられる。

植民地政府は、「擬態人間」としての Straits Chinese に「マラヤ社会における middleman の役割を期待し」（太田 1998, 13）便宜上、重用した。それに応えて植民地体制に組み込まれていった Straits Chinese は、華人全体の中では少数派であり、体制外に置かれた多数派の華語系華人⁵ から分離した社会を形成した。

植民地で社会的上昇を果たした少数派に対して、多数派の見方は概して否定的かつ辛らつであった。Straits Chinese を「別世界の人々とみなし、同族として交際する対象にしてこなかった」華語系華人は、彼等を「中国から忘れ去られた文化上の脱落者とさえ考える傾向があった」（太田 1998, 80）。両者の間には徐々に深い溝が形成されていったと考えられる。

中国からの先発の移民集団である Straits Chinese に対し、後発集団は「新客」（sinkeh）と呼ばれたが、第一次世界大戦が旧英領マラヤ⁶ にもたらした未曾有の繁栄が彼等を引きつけ、1920年代には「中国移民流入のピーク期」（田中 81）を迎えた。「新客」の多くは出稼ぎを目的とする僑居の人々であり、仮住

まいの地に対してではなく中国への帰属意識を持つ「僑性」(太田 1998, 6)を帯びていたと考えられる。また、「新客」の文化は、旧い移民の子孫である Straits Chinese の「結晶化」した文化に比べ、一定の変容を来していた可能性があるとするのが妥当であろう。⁷ 経済的格差に加えて、帰属意識や文化の面でも両者の間には少なからぬ差異があったと考えられる。

19 世紀後半から急増した華語系華人の大多数は、「出身地別の方言グループ、すなわち幫(パン)⁸に分かれて組織化され」(太田・今富 82) 幫相互の問題を解決するための上部組織として中華総商会在 1906 年に設立されている(田村 36)。これに対して、Straits Chinese は幫によって組織化されず、氏族や地縁によるまとまりを欠いていたことから、結束力の弱さを補って彼等を取巻く諸問題に取り組むために、Lim Boon Keng 等が中心となり 1900 年に the Straits Chinese British Association(SCBA)を結成している。これは、徐々に大きな力を持ち始めた幫に対抗して、Straits Chinese が植民地体制下で「自己の利益を守ろうとした」ものであったとの指摘がある(田村 39)。

Straits Chinese と華語系華人の対立は、1937 年の日中戦争勃発後さらに深まった。中国国内の動きに呼応してマラヤで抗日救国運動が展開され、左派の非合法団体は「漢奸の摘発制裁」を行ったが、その被害者の大半は Straits Chinese であった(荒井 73)。また、旧英領マラヤの華文文学「馬華文学」⁹では、この時期「抗戦文学運動」が盛んとなったが、「漢奸」の膺懲は主題のひとつであった(方修 8)。中国への帰属意識の差異が、異質な華人集団間の溝を深めることになったと考えられる。Straits Chinese の文化は 1930 年代に隆盛を極めた(Rudolph 1998, 399)が、以後、彼等を取巻く状況は厳しさを増していった。

一方、華語系華人を取巻く状況にも容易ならざるものがあつた。日中戦争勃発後には中国への帰国が困難となったこともあり、1930 年代から移民の定住が進んでいた(田村 38)。僑民は現地化する必要に迫られ、それに伴い彼等の「僑性」も徐々に希薄化する方向で変容を余儀なくされたものと考えられる。戦後も英国の直轄植民地となったシンガポールでは、1947 年発表の「教育 10 力年計画」で「事実上英語を共通語とする国民統合政策」が採用された(田中

106-7)。華語を拠り所とする華人の不満が高まり、1950 年代には華語教育問題が政治問題化するようになった。また、華語系華人の不満を文化運動の形で示す「反黄」運動も展開された。これは、「西洋文化を退廃的な「黄色文化」として排撃」(田中 91)するものであり、華人の「文化の浄化を求める運動」、「権利回復を求める運動」であった(太田・今富 108)。

「反黄」運動の時期に、Straits Chinese の退廃的な生き方を批判的に描いた『ニョニャとババ』という「馬華文学」の作品が発表されている。西洋かぶれの Straits Chinese として自堕落に生きた父と、西洋一辺倒でなく華人の伝統文化も重視した息子の人生を対照し、文化的基盤の重要性を説いた作品である。若干図式的ではあるが、次のくだけは異質な華人の間の差異を象徴的に描いており、示唆に富んでいる。

父親は自分の祖国をイギリスだと考えていたのに対して、細峇(引用者注：息子の名前)は中国が自分の祖国だと思っていた。これが最もはっきりした違いだった。(方北方 190)

ここで描かれた父親は、パーバのいう「擬態人間」と捉えることができると思われる。Straits Chinese のアンビヴァレンスは、華語系華人の視点ではどちらつかずの曖昧なものと映るであろう。青木(1988)が指摘するとおり、「どちらにもつかない「境界」の状態にある存在は、どちらかに属する者にとっては、いつも目障わり(ママ)でうっとうしく、憎悪と攻撃の対象になりやすい」(156)。「擬態人間」としての Straits Chinese は、華語系華人から見れば目障りな存在であり、「漢奸」と映ったのであろう。

Straits Chinese の中には、華語系華人が抱く反感に自覚的な者もあつた。上述のとおり、Lee Kuan Yew は Straits Chinese の出身であるが、シンガポールが完全内政自治に移行し彼が首相に就任して間もない 1959 年 8 月、「英語教育をうけた人たちと将来」と題する演説でそうした自覚を示している。Lee は、マラヤで英語教育を受けた者の欠点として、「文化の根を断たれたために、活力を失って骨抜きに近い状態になっていること」を挙げている(黄・呉 3)。シンガポール政府は現在の華人が Straits Chinese の状

態になることを危惧している旨の指摘（太田 1998, 127）があるが、それは「骨抜きに近い状態」を意味するものであり、『ニョニヤとババ』に描かれた退廃的な Straits Chinese にほかならない。

ただし、Lee は上述の演説で将来の展望を語り、「アジア人であることをやめてしまったアジア人が消滅し、これに代って、西洋の言語（中略）を学びはしたが、依然としてアジア人であり、アジア人であることに誇りをもっているアジア人が現れる、歴史のプロセス」があると述べている（黄・呉 3）。

3. 「擬態人間」Lim Boon Keng 特徴と思想

では、Lim Boon Keng に焦点を絞り考察することとしたい。Straits Chinese であった Lim が近年再評価されている事実からは、彼が「アジア人であることをやめてしまったアジア人」ではなく、「擬態人間」としての二律背反性を積極的に活かした面があった可能性があると考えられる。19 世紀末頃の教養ある Straits Chinese は“world citizen”になり得る絶好の立場にあった旨の指摘（DeBernardi 173）があるが、Lim もその一人であったのではないだろうか。小論では、いわゆるディアスポラとして積極的に「文化と文化の狭間、境界に生きるという立場」（青木 2001, 174）を模索した者と捉える視点で、Lim の特徴と思想を明らかにすることを試みたい。

Lim Boon Keng は、1839 年にペナンに渡来した移民を祖父として、1869 年にシンガポールで誕生した二代目の Straits Chinese である。祖母、母はともにマラヤ生まれの“Nyonya”であった。幼少期に福建幫の寺子屋で四書五経を学び、1879 年に「現地エリートを養成する学校」（田村 31）に転じて英語教育を受け始めた。ここで頭角を現した Lim は、1887 年に華人として初めてビクトリア女王奨学金を獲得し、英国のエジンバラ大学に進み医学を修めた。同校を首席で卒業した Lim は、1893 年にシンガポールに戻り診療所を開設した。以後、1895 年に立法評議会の、1897 年には華民諮詢局の職に就いた。Straits Chinese の中でも Lim は抜群のエリートであり、大衆との間をつなぐ「仲介者」として植民地政府に重用された。

植民地体制に組み込まれていった Lim は、しかし、「依然としてアジア人であり、アジア人であること

に誇りをもっているアジア人」として、華人社会の改革にも心血を注いだ。英国留学から戻った当時、Straits Chinese の「他民族の文化の無節操な模倣」を Lim が危惧したとの見方（明石 132）があるが、その背景には英国での苦い経験があった。華語の能力が不十分だった Lim は、大学の講師に漢文の巻物の翻訳を頼まれた際に自分の無知を思い知らされたのである（Khor 4）。また、中国出身の留学生から Lim は「同族として交際する対象」にされなかった。「中国から忘れ去られた文化上の脱落者」の一面があると Lim が自覚したであろうことは想像に難くない。

Lim は忠実な英国臣民として活動し、第一次世界大戦中の義捐金を巡る功績等もあって、1918 年には大英帝国勲章を授与されている。しかし、そうした活動の一方で Lim は、華人社会の因習の打破、華語や儒教の普及等にも取り組んでいった。その詳細は次節で論じるが、ここでは、華人社会を巡る取組の背景にあった Lim の思想を明らかにしておきたい。Lim の特徴は「二重性」であるとの指摘があるが、¹⁰ 華人の伝統文化への彼の固執は、「結晶化」を越えた、強い信念に基づくものであったと思われる。

留学中、Lim はキリスト教的博愛主義や進化論等の影響を受け、それが後に「改革者として活動する精神的土壌となった」（明石 114）。シンガポールに戻った Lim が Straits Chinese の現状を憂えたのは、「文化の根を断たれた」彼等が「骨抜きに近い状態」に見えたからであろう。「故国」中国の状況を見れば、西洋列強の脅威や日清戦争の勃発により、危急存亡の秋を迎えていた。そうした状況と重ね合わせて、旧態依然とした華人社会の改革を図らなければ存続は難しい、Lim はそう考えたものと思われる。その危機意識は、1897 年の論文に端的に示されている。

同胞を全ての伝統から切り離し、なおかつ彼等に繁栄を期待することは不可能である。歴史的・根本的紐帯から切断されたら、根を切り離された木のように人間は退化してしまう。（Lim 1897b, 55）

これは、英国で感じた「文化上の脱落者」の自覚に基づく危惧であり、マラヤで英語教育を受けた人の短所に関する Lee Kuan Yew の指摘にも通底する。

「非文化化」に対して警鐘を鳴らすことは、現在もシンガポールの文化政策の基調を成しているが、¹¹既に19世紀末にLim Boon Kengが同様の見解を提示していたことは注目に値する。Limは上記の主張にあわせて、英語と華語の2言語による教育が「我々同胞の生存に関わる最優先事項である」旨を同論文で述べている。上述のとおり、華人の共通語として華語の普及を図る政策が現在も継続されているが、その根底にあるシンガポール華人の「非文化化」や種族の「生存」の課題に関する危惧は、Limにその原型を見出すことができるように思われる。

種族の「生存」の課題に関して、中国の「同胞」に対しLimは厳しい見方を示している。1904年に発表した論文で、「進化論の法則に基づき、いかなる器官も長期間使われずにいたら委縮し、消失する」という考えを示した上で、中国では教育や競争を通じた人間の質の向上が図られてこなかったとして、「中国人が、彼等を取巻く環境が求めるものに従うように努力しなければ、生存競争に屈服することは疑いがない」とLimは断言している(Lim 1904a, 10)。ここには、社会進化論の「適者生存」の概念が反映されていることがわかる。¹²また、Straits Chineseに対してもLimは同様の主張を行っており、彼等が他の東洋人と比較して社会的に評価されるためには、「さらに変化して自身の位置づけを改善しなければならない」との見解を示している(Lim 1897b, 56-57)。「適者生存」の概念を踏まえ、必要に応じて変化し続けること、それがLimの信念であったと思われる。

上述の1904年の論文で、「黄禍論」に対する懸念をLimはあわせて示している。「黄禍論」は悪夢的想像に過ぎないと述べつつも、「確実に真の危機が黄色人種に迫っている」として、競争において優越する者に屈服することは「黄色人種の宿命」である旨をLimは述べている(Lim 1904a, 10)。ただし、日本の事例はアジア諸国への大きな刺激であり、「中国人は日本を手本として学ぶべきである」旨をLimは同時に述べている(Lim 1904a, 10)。「黄禍論」形成の一因となった日清戦争の加害者である日本を、近代化に成功し列強に伍する存在として、中国人の手本と見てLimが賞賛していることは注目に値する。

Limの見解は、1898年の戊戌の政変の時期に清の

光緒帝が伊藤博文に述べた言葉に通じるものがある。

改革以後の貴国政府は、すべての国から賞賛を受けております。(中略)われわれは、貴下から御意見を伺いたいし、また貴下がわが国の皇族や大臣たちに...改革の過程や方法について詳細に告げて下さり、彼らに助言して下さいを願います。(ホワイティング 48)

光緒帝が支持した康有為から、Limは多分に影響を受けていた。華人としての種族性や倫理・価値観と近代性・科学的合理性をいずれも重視すべきとするLimの見解は、明らかに康有為の影響を受けている旨の指摘がある(DeBernardi 173)。康有為等が日本を近代化のモデルと見たのは、満州族の統治する清朝が日清戦争で日本に敗れたことは「清の不適切性を象徴するもの」であり、「中国(漢)ナショナリストは、近代化した日本を肯定的に評価することができた」ためである(ホワイティング 50)。

Limの日本評価はこうした文脈で理解することができる。後述するが、儒教復興運動にも取り組んだLimは、儒教を巡る視点からも日本を評価していた。それが便宜的評価であった可能性はあるものの、¹³Limは持ち前の合理的思考により日本をモデル視し、華人や中国の近代化を志向したものと考えられる。そして、中国が近代化を図る上でStraits Chineseが重要な役割を果たすとの考えをLimは持っていた。

1903年に発表した論文で、中国の近代化に関して「外国人を知り尽くし、東洋と西洋を首尾よく調停し得る仲介者」の存在が重要であり、Straits Chineseは中国に無限の価値を見出せる旨の見解を示している(Lim 1903, 98)。また、Straits Chineseは中国の人々から「帰還した中国人の末裔」と見られ、実際同胞として認知される旨をLimはあわせて述べている。その見解の当否に関しては議論の余地があると考えられるが、Limが「擬態人間」としての二律背反性を積極的に活かそうと考えていたことが窺われる。

英国、中国、シンガポールへの「三重の忠誠心」を持っていたといわれる(Turnbull 117)とあり、Limは華語系華人のみならず一般的Straits Chineseとも異なる特徴を有していたと思われる。華語の能力¹⁴

や中国への志向性等の点から、Lim を Straits Chinese とは見なせないとする声がある (Rudolph 1998, 394)。そうした見方に対して、Rudolph (1998) は Lim の Straits Chinese 性に疑いの余地はないが、それが状況次第のものであったとの見解を示している (400)。異文化の狭間に自らの位置を見出すディアスポラとして Lim を捉える視点からは、Rudolph の見解は的を射たものと考えられる。また、シンガポールでの最近の Lim に対する再評価は、彼のそうした特徴を踏まえたものであるように思われるのである。

4. “world citizen”としての Lim Boon Keng の活動

以上の論考で明らかにした Lim Boon Keng の特徴を踏まえて、以下、華人や中国の近代化を巡る彼の取組を詳らかにしたい。華人社会の因習の打破、伝統文化の振興等、Lim は様々な活動に取組んだが、小論では特に彼の儒教観に注目して考察を試みたい。上述のとおり、近代化の手本となった日本の背景に Lim が儒教の存在を見ていたからである。

社会改革の具体的取組として、Lim は「辛亥革命の12年前に反辮髪(べんぱつ)の聖戦に着手した」(Song 236)。当時の Straits Chinese にとって辮髪は華人性の象徴であった。例えば、華人指導者としては Lim の先人であり、「中国人的であるのと同じ程度に英国人的である」(Turnbull 73)といわれた Whampoa Hoo Ah Kay は、英国へ留学させた息子が辮髪を落として 1847 年にシンガポールに戻った際慄然とし、その後矯正のために息子を広東へ送ったという (Turnbull 116)。Lim の取組はその約半世紀後のことではあったが、いかに過激な改革であったかがわかる。辮髪廃止を華人改革の第一歩と位置付けた Lim に対し、「聖戦」に抵抗した華人は Lim を狂信的で子供じみた文化的有害者と見なしたという (Rudolph 1993, 95-96)。

しかし、Lim は実際には華人の伝統文化の振興に心血を注いだ。辮髪廃止と並行して、1898 年に Lim は自宅で Straits Chinese 向けに華語教室を開始した。上述のとおり、Lim は伝統からの切断が種族の衰退を招くと危惧し、英語一辺倒でなく華語も習得することが「同胞の生存に関わる最優先事項」と考え、英国から戻った僅か 5 年後にその対策に着手した。

当時、華語は中国においても未だ国語としての地位が確立されておらず、シンガポールでは多数派の用いる福建語が華人の主要言語であったこともあり、Lim の取組は極めて画期的なものであったといえる。

翌 1899 年、Lim は Singapore Chinese Girl's School の開校に主要な役割を果たした。同校は主に英語で教育を行ったが、開校当初から Lim の妻が上級生を対象に華語で授業を行っていた (Rudolph 1993, 97)。華語で教育を行う学校の設立に情熱を傾けた Lim は、富裕な華人実業家から財政支援を受け、華語による教育を行う Chung Hwa Girl's School (中華女子学校) を 1911 年に創設した。

華語を巡る Lim の取組はシンガポールに留まらず、他の「南洋」¹⁵ 各地にも及んだ。1906 年に Lim はジャワを訪れ、華人向けに華語の教育を行う学校を 5 校創設している。また、後述する *The Straits Chinese Magazine* の共同編集人で、Lim の姻戚でもあった Wu Lien Teh は、1904 年にペナンで華語教室を開始していた。Lim が端緒を開いた華語普及活動は、Straits Chinese のみならず華語系華人も対象とするものへ変容していったが、活動の地域の点でも拡がりを持つものであったことは注目すべきものがある。

The Straits Chinese Magazine は、Lim が Song Ong Siang と共に 1897 年に創刊した英字誌である。これは「西洋と東洋の文化に関する季刊誌」(Song 235)であり、辮髪や阿片吸引等の因習の廃止や、華語や儒教の普及に関して、Lim は様々な論文を掲載した。

Lim は、華人の道徳・倫理観との関わりから儒教を特に重視していた。1899 年に発表した論文で、Lim は海峡植民地に生まれた者の人格向上を考える上で「道徳文化の全くの欠如」が深刻な問題であるとの見解を示し、道徳教育の重要性を訴えた (Lim 1899a, 102)。道徳教育は、この「邪悪な世界」で自身の占める適切な位置を見出すために不可欠である (Lim 1899a, 105)。それが Lim の信念であった。そのため、「儒教の偉大な倫理体系」の教育が必要である旨を Lim はあわせて主張している (Lim 1899a, 105)。この論文を発表した 1899 年までには、Lim は儒教への「改宗」を自認していたという (Doran 48)。

儒教が宗教ではないと西洋で批判されることに対し、「儒教は宗教である」(Lim 1917, 1-2)として Lim

は真っ向から反論している。「中国人は西洋の最も信心深い人々と同程度に宗教心がある」(Lim 1899b, 164)、「純粋な儒教が中国人にとっての最良の宗教であることには議論の余地がない」(Lim 1897b, 57) 等々の信念を Lim は持っていた。Lim は、アジアは科学技術面の後進性ゆえに西洋に支配されているが、道徳面で西洋に優越性があるわけではない、と繰り返し主張していた (DeBernardi 179)。西洋が標榜する民主主義に関しても、儒教における統治に関する考え方は民主主義的であったとして、中国では昔から民主主義が実践されてきたと Lim は信じていた (Doran 48)。また、キリスト教における教えより儒教では 500 年も早く「普遍的な愛」が説かれていたと Lim は述べている (Lim 1904b, 207)。さらに、「(中国の) 人はキリスト教徒になった途端、中国人でなくなってしまう」との見解さえ示し (Lim 1901, 325) Lim は「改宗」者として過激な主張を展開している。

Lim にとって儒教は、西洋に対して東洋の道徳的優越性を主張する拠り所であり、近代化を遂げ列強に伍する存在となった日本の成功の基盤を成すものと捉えられた。儒教思想が最もよく実現されているのは恐らく日本であり、遙か昔に儒教古典の倫理が日本文明の道徳的基盤になった旨を、Lim は述べている (Lim 1904b, 209)。「五・四新文化運動」では儒教が否定されたものの、それ以前から Lim は儒教に意義を見出してきた。それが「改宗」者の多分に理念的なものであった可能性はあるものの、儒教に対する Lim の着目は文化の「結晶化」の観点で理解することができるように思われる。

しかし、Lim の活動は移民による文化の「結晶化」の域に留まらなかった。1921 年、Lim は友人であり彼の信奉者でもあった Tan Kah Kee の要請を受けて、中国のアモイ大学の学長に就任した。同大学は Tan の尽力で創設されたものであり、中国文明の最良のものと近代的能力とを兼ね備えた「新世代の中国人」の育成が開学の精神であった (Wang 154-55)。教育のある Straits Chinese の中には、辛亥革命後に中国に奉仕した者が少なからずあった旨の指摘があるが、Lim はその代表であったといえるだろう。¹⁶ しかし、Tan や後に同大学に着任した魯迅が、中国人の模範として現代中国政治において賞賛されるのに対して、

Lim に対する評価はその「儒者」イメージもあって厳しいものがあるとの指摘がある (Wang 147)。

魯迅は 1926 年 9 月にアモイ大学に着任したが、Lim は「恐らく中国で最も尖鋭な筆致を持つ反儒者を採用したことに気づいていなかった」(Wang 149)。翌月、孔子生誕記念行事を開催した Lim は、儒教に関する講演を英語で行った。華語の運用能力が十分でなく要点が正確に伝わるか不安なため通訳を使う、Lim はそう説明したが、その異例さは自覚していたという (Wang 150)。講演の場と内容を勘案すれば必ずしも適切でない英語を用いたことは、Lim の持ち前の合理的思考によるものであったと考えられる。ちなみに、魯迅はその行事に参加しなかったが、着任後僅か 4 ヶ月で同大学を去っている。魯迅は Lim を「孔子の信奉者」と見たが、それより大学の経営問題や、魯迅に批判的な伝統主義者が学内で幅を利かせていることに不満があったという (Wang 151)。

しかし、「五・四新文化運動」で主要な役割を果たした魯迅が、Lim の儒教観を受け入れ難いと感じたことは明らかであると考えられる。Lim は「部外者」の華人であり、中国の伝統・古典に関して限られた知識しか持たないにも関わらず、中国人が何を学び、何を行うべきか規定しようと試みた、そう魯迅が考えたのは明らかであるとの見方がある (Wang 158)。ただし、シンガポールで「聖戦」に着手した Lim が旧文化の墨守を志向していなかったことは明らかであり、彼は決して頑迷な伝統主義者ではなかったと考えられる。「適者生存」の概念を踏まえて、必要に応じて変化し続けることが種族の繁栄につながると Lim は考えていた。そのため、西洋の先進的知識・技術と東洋の伝統的思想・文化の良い面を取り入れ東西文化の融合を図ろうとしていたと考えられる。しかし、中国に生まれて近代化の必要性を内側から理解していた魯迅との間には溝があり (Wang 158) 残念ながら Lim は受け入れられなかったのである。

アモイ大学における日々は、Lim にとって平穏なものではなかった。財政面の問題を抱えていた同大学に対する支援を取り付けるため、Lim は在任中にシンガポールやインドネシアへ 3 回赴いたという。教育水準の向上を図るため海外から教員を招聘したり設備の拡充を図ったりしながら、Lim は同大学の

運営に奔走した。しかし、1937年にTan Kah Keeが同大学を中国政府に委ねて経営から退いた後、Limも同大学を去ることとなった。同年にシンガポールに戻ったとき、Limはほとんど無一文同様の状態になっていたといわれている。

シンガポールに戻った後も、LimやStraits Chineseを取り巻く状況には厳しいものがあった。中国国内の動きに呼応して抗日救国運動が展開され、「漢奸の摘発制裁」が行われたのは既述のとおりである。Limの中国に対する貢献を勘案すれば、彼が「漢奸」でないのは明らかであると考えられるが、一般の華語系華人の目にLimがどう映ったかは判然としない。また、注13のとおり、第二次世界大戦中には不本意ながら「華僑協会」会長として日本軍政に協力したLimに対して、批判の声も少なくなかったと考えるのが妥当であろう。その後の「反黄」運動の時代に、「黄色文化」につながる者としてStraits Chineseが批判の対象とされたことも、上述のとおりである。

だが、Limは「骨抜きに近い状態」のStraits Chineseの改革に果敢に取り組む気概を持っていた。また、華語系華人が概して「僞性」を帯びた存在であり、種族ショービニズムに傾く危険性があったのに対し、Limはそうした桎梏から自由であったと考えられる。上述の1959年の演説でLee Kuan Yewは、マラヤで英語教育を受けた人の長所を次のとおり述べている。

長所の第一は、同質であるということです。第二は、基本的に自分たちのことを中国人、マレー人、あるいはインド人とは考えなくなっていることです。(黄・呉3)

種族や文化を巡る多元主義を標榜しシンガポールを発展に導いたLeeは、上述の長所を自負していたのであろうが、それらはLimにも当てはまるものと考えられる。「三重の忠誠心」を持っていたLimは、華人や中国を巡る活動のみならず、多民族が共存し繁栄する社会の創出を志向していた。1950年、SCBA結成50周年に際して、Limはシンガポールにおける多民族社会に関して次のような「夢」を語っている。

この小さな島には複数の種族がいる。(中略)彼等

と友好を深めよう。スタンフォード・ラッフルズの夢見たマラヤを実現するために。シンガポールの基礎を築く上で、あらゆる種族の人々がここで出会い、生活し、そして繁栄することを彼は願い、その希望を抱き続けたのではなかったか?¹⁷

LimをはじめとするStraits Chineseは、大英帝国と中国の中間に位置する多民族マラヤ国家や、その中で彼等が新たな混成文化の創出者として異文化間の前衛となる可能性を想像し、シンガポールにおける脱植民地期の政治文化に消し難い影響を及ぼしたと見る見解がある(Goh 484-87)。多民族マラヤ国家は結局実現しなかったが、Limが没した数年後に完全自治の獲得とマレーシアとの合併・分離を経て独立したシンガポールに、彼の理想は託されたのである。

5. シンガポールにおける多元主義の模索

シンガポールではマレーシア連邦への加入による植民地体制からの脱却が模索され、1963年にそれが実現したが、僅か2年後に同連邦を「追放」される形で独立を余儀なくされた。マレー系種族の優遇を唱える中央政府に対し、種族や言語を巡る多元主義の立場から「マレーシア人のマレーシア」を標榜し対立したことが、「追放」の直接の原因となった。¹⁸したがって、独立後のシンガポールでは多元主義が国家存立の基盤となったのである。

言語政策においては、アジア系の公用語(華語、マレー語、タミール語)のいずれか1言語と英語を習得させる2言語主義が採用された。しかし当初は、経済面の実用性や、共通語としての機能と中立性の点で英語が重視される状況があり、言語面で国民の英語化が進行した。そのため、「非文化化」に対する危惧が示されるようになったのである。対策として、アジア系の公用語を「母語」として普及する政策や、道徳教育の強化が唱えられ、まず、国民の多数派である華人を対象とする「母語」普及政策が1979年に開始された。同年に発表された『道徳教育報告』は、道徳教育を補完するものとして宗教教育に注目した(Ong and Moral Education Committee 12)。同報告書の発表と同時に宗教教育の宣伝が開始され、準備期間を経て1982年に「儒家思想」を含む「宗教知識」

教育が開始された(田中 146-47)。こうした政策は、上述の Lim の取組に原型が見出される。必ずしもその全てが成果をあげてはいないが、独立後のシンガポールでそうした政策により多元的社会的創出が試みられてきたことは、注目に値するといえるだろう。

種族や文化の問題に対するアプローチにも、Lim と現代の為政者の間で共通点が認められる。Lim は、「中国人は永久に中国人であると指定する」ことで「みずからが中国人たろうとする」、「中国人という民族のもつ原初的特性不変の論理」を用いていたといわれる(山本 43)。種族性を固定的・静態的に捉える発想は現代のシンガポールでも見られ、例えば、アジア系の公用語を各種族の「母語」とする政策は「民族に標準服を指定する発想」によるものである旨の指摘(太田 1994, 200)がある。こうした発想の根底には、種族や文化に対する本質主義的な見解が認められる。自他の差異を固定的に見てそれを強調するステレオタイプの言説には、議論の余地があると考えられる。しかし、例えば Lee Kuan Yew の「西欧とアジアの埋め難い隔たりについての所論」には「どこか重要な問題が含まれている」、「容易にきりすててよい論議ではない」との見方がある(梶原 8)。

植民地言説においては、ステレオタイプが植民者・被植民者の双方にとり主体化の出発点となった(バーバ 151)。また、植民地から独立した国家では、アイデンティティの追求が最も重要な課題となった(青木 1988, 144)。こうした点を勘案すれば、Lim や Lee が自他の差異を固定化し強調する本質主義の立場に立ったことは、一定の理解が可能と思われる。

植民者側では「不動の「共時的本質主義」の体系」(バーバ 125)である「オリエンタリズム」の言説が、被植民者側では「オクシデンタリズム」の言説が、ステレオタイプに基づき形成された。後者は、近代西洋に接触した人々が、その過程で近代西洋を自己と対照的な像として捉えることで「自分たち」についての文化の語りを紡ぎだす現象であり、植民地状況からの脱却後も「国家建設、維持の過程でますます頻繁に再生産され続けている」(鏡味 64-65)。「オクシデンタリズム」には、「西欧を肯定しながら否定する苦しい弁明的言説」という面があり、この二律背反は「非西欧世界における 20 世紀の宿命」で

ある旨の指摘がある(青木 1998, 217-18)。その宿命を Lim が負っていたことは小論の論考から明らかであり、Lee もまた、Straits Chinese のエリートとして Lim と文化的背景等を共有しており、その宿命から自由でなかったと考えられる。

シンガポールでは、社会文化領域では多元主義が原理であり、これに基づく「文化民主主義」政策で各種族の伝統文化や宗教が平等に扱われているとして、多くの国民が評価しているという(岩崎 249-50)。しかし、本質主義に立脚した政策は、差異を固定し文化的な「垣根」を構築することにつながるため、真に望ましい多元主義のあり方であるかは、議論の余地があると考えられる。「民族に標準服を指定する発想」による政策は国民統合の過渡期に必要とするものであり、やがてその見直しが必要になるという見解もある(太田 1997, 139)。依然、シンガポールでは国民統合が課題となる状況が続いているが、¹⁹種族や文化を巡る問題へのアプローチの再考が早晩不可避となるものと考えられる。

青木(1998)は、「現代アジア文化はその「雑種」構成に特色がある」と指摘し、「「混成」志向を強くしつつ独自の特色を創り上げてゆく試み」によって「「オリエンタリズム」の罫から脱することができるのではないだろうか」との見解を示している(249)。これは、シンガポールにおける上述のアプローチを再考する上で示唆に富む見解である。ただし、「独自の特色」の創出は必ずしも容易でない。太田(1994)は、Straits Chinese に象徴される同国の生活文化が「典型的な雑種文化」であると指摘しながらも、歴史の浅い同国で「独自の雑種文化を育成するのはこれからの課題」と述べている(230)。

しかし、太田の指摘から十数年が経過した現在、シンガポールにおける「雑種文化」のあり方は微妙に変化しているように見える。例えば、同国固有の英語の変種“Singlish”は「雑種文化」の一例である。福建語やマレー語の影響がある「混合言語」であり、言語学的には下位語と見なされ、“Singlish”の使用を抑制し「良い英語」を普及する政策が 2000 年に開始された。だが、固有の言語であり「シンガポール人意識」との関わりの点でも“Singlish”に価値を認める向きが当初からあり、現在この「混合言語」の位置

づけに微妙な変化が見られる状況となっている。²⁰

英語を母語としない人々が意思疎通を図る必要に迫られ、各々の母語の要素を取り入れ簡便な「混合言語」を創出した。それが“Singlish”であり、新たな英語の変種の誕生は言語の動態を示すものでもある。言語や文化、種族性といったものは固定的・静態的であり得ないと認識することが現実的と考えられる。最近の Lim をはじめとする Straits Chinese の再評価や、上述の“Singlish”の位置づけの変化は、「雑種」性がシンガポールで一定の認知を得つつあることの表れであり、「オリエンタリズム」の罫から脱する」方向へ同国が向う可能性を窺わせる。ただし、その可能性を確かにするか否かは、「雑種文化」を担っていく人々の姿勢次第であることを指摘しておきたい。太田(1994)が指摘するとおり、「文化づくりは政府だけの仕事ではない」(232)ことは論を俟たない。

6.おわりに

青木(1988)は、新興国のアイデンティティ追求の問題を語る文脈で、「中間層」が健全に発達するか否かが「国家の安定を示すバロメーター」になる旨を述べている(148)。シンガポールの「中間層」はどのような状況にあるのだろうか。岩崎によれば、社会の多数派である「中間層」の大半は「経済生活に個人的活路と満足を求める行動様式」経済社会的資産や地位を守るために「保守的」、「アパシーな態度」を採るといふ(264)。“Singlish”に“kiasu”(「失敗や損をすることへの怖れ」)という言葉があるが、これは同国の「中間層」の特徴に当てはまると考えられる。1990年代以降、同国政府は「公民社会」の創出を唱え、国家が強靱であるためには社会も強靱でなければならず、そのため「国民が専ら国家に依存するのではなく自立する必要があると説くようになった(岩崎 263-64)。²¹

「中間層」が“kiasu”主義から脱却し、国家に依存しない自立的な市民社会が創出され得るか否かに、シンガポールの存立の基盤である多元主義の行方がかかっているものと考えられる。“world citizen”として活動した Lim Boon Keng は“kiasu”主義と無縁であり、それも最近の Lim 再評価の一因であると見ることが出来る。21世紀に生きる我々は、“global citizen”

としての生き方が求められているが、「人間以外に何の天然資源もない」(田村 14)小国ゆえに対外的依存度が高いシンガポールで、今後そうした生き方がとりわけ重要になることは論を俟たない。

上述のとおり、シンガポール政府は現在の華人が Straits Chinese の状態になることを危惧している、との指摘がある(太田 1998, 127)。Straits Chinese の指導者が同国を繁栄に導いたことを考えれば、これは一見矛盾的な指摘に見える。しかし、小論の論考から、Lim や Lee Kuan Yew が問題視したように国民が「活力を失って骨抜きに近い状態」になることが危惧されているのは明らかである。最近の Lim 再評価は、そうした危惧を示唆するものであり、それに応えて真に望ましい社会を如何に創出し、維持していくかは、Lim から与えられた課題である。

参考文献

- 青木保『文化の否定性』中央公論社, 1988年.
 -----『逆光のオリエンタリズム』岩波書店, 1998年.
 -----『異文化理解』岩波書店, 2001年.
 明石陽至「シンガポール華人改革指導者林文慶と文化摩擦」永積昭編『東南アジアの留学生と民族主義運動』巖南堂書店, 1981年.
 綾部恒雄・石井米雄編『もっと知りたいシンガポール(第二版)』弘文堂, 1994年.
 荒井茂夫「マラヤ華人芸定着化の考察」『三重大学人文学部文化学科研究紀要(第四巻)』三重大学人文学部文化学科, 1987年.
 岩崎育夫『シンガポール国家の研究「秩序と成長」の制度化・機能・アクター』風響社, 2005年.
 黄彬華・呉俊剛編(田中恭子訳)『シンガポールの政治哲学 リー・クアンユー首相演説集(上巻)』井村文化事業社, 1988年.
 太田勇『国語を使わない国 シンガポールの言語環境』古今書院, 1994年.
 -----「シンガポールの言語と文化」小野沢純編『ASEANの言語と文化』高文堂出版, 1997年.
 -----『華人社会研究の視点 マレーシア・シンガポールの社会地理』古今書院, 1998年.
 太田勇・今富正巳「マレーシア、シンガポールの華

- 人社会の変貌」太田勇・大坪省三・前田尚美編『東南アジアの地域社会 その政治・文化と居住環境』東洋大学, 1987年.
- 鏡味治也「オクシデンタリズム 「民族文化」の語り方」青木保ほか編『異文化の共存(岩波講座文化人類学第8巻)』岩波書店, 1997年.
- 梶原景昭「対立から共存へ」青木保ほか編『異文化の共存(岩波講座文化人類学第8巻)』岩波書店, 1997年.
- 戴國輝『華僑 「落葉帰根」から「落地生根」への苦悶と矛盾』研文出版, 1980年.
- 編『もっと知りたい華僑』弘文堂, 1991年.
- 田中恭子『国家と移民』名古屋大学出版会, 2002年.
- 田村慶子『シンガポールの国家建設 ナショナリズム、エスニシティ、ジェンダー』明石書店, 2000年.
- バーバ, ホミ・K.(本橋哲也ほか訳)『文化の場所』法政大学出版局, 2005年.
- 方修『馬華新文学及其历史輪廓』万里文化企业公司, 1974年.
- 方北方(奥津令子訳)『ニョニヤとババ』井村文化事業社, 1989年.(原著:方北方『娘惹與峇峇』1954年初版、1964年再版.)
- ホワイティング, アレン S.(岡部達味訳)『中国人の日本観』岩波書店, 2000年.
- マツモト, D.(南雅彦・佐藤公代監訳)『文化と心理学 比較文化心理学入門』北大路書房, 2001年.
- 山本信人「リム・ブーンケンによる近代的中国人の創造 「進歩」の時代における初期南洋華人ナショナリズム研究試論」『法学研究(第68巻第5号)』法学研究会(慶應義塾大学法学部), 1995年.
- Clammer, John R. *Straits Chinese Society*. Singapore: Singapore UP, 1980.
- DeBernardi, Jean. "Lim Boon Keng and the Invention of Cosmopolitanism in the Straits Settlements" in Jean DeBernardi, Gregory Forth, and Sandra Niessen, eds., *Managing Change in Southeast Asia: Local Identities, Global Connections*. Edmonton: Canadian Council for Southeast Asian Studies, the University of Alberta, 1995.
- Doran, Christine. "The Chinese Origins of Democracy: Dynamic Confucianism in Singapore" in *Nebula* 7.4 (2010): 47-53.
- Goh, Daniel P. S. "Unofficial Contentions: The Postcoloniality of Straits Chinese Political Discourse in the Straits Settlements Legislative Council" in *Journal of Southeast Asian Studies* 41.3 (2010): 483-507.
- Khor, Eng Hee. "The Public Life of Dr. Lim Boon Keng." Honors thesis. University of Malaya, 1958.
- Lee, Kuan Yew. *The Singapore Story: Memoirs of Lee Kuan Yew*. Singapore: Prentice Hall, 1998.
- Lim, Boon Keng. "The Basis of Confucian Ethics" in *The Straits Chinese Magazine* 8.4 (1904b): 206-10.
- [Wen Ching]. *The Chinese Crisis from Within*. Ed. Rev. G. M. Reith. London: Grant Richards, 1901.
- "The Diamond Jubilee" in *The Straits Chinese Magazine* 1.1 (1897a): 25-28.
- *The Great War from the Confucian Point of View, and Kindred Topics*. Singapore: Straits Albion Press, 1917.
- "Our Enemies" in *The Straits Chinese Magazine* 1.2 (1897b): 52-58.
- "The Role of the Babas in the Development of China" in *The Straits Chinese Magazine* 7.3 (1903): 94-100.
- "Straits Chinese Educational Needs" in *The Straits Chinese Magazine* 8.1 (1904a): 9-11.
- "Straits Chinese Reform. III. The Education of Children" in *The Straits Chinese Magazine* 3.11 (1899a): 102-5.
- "Straits Chinese Reform. IV. Religion" in *The Straits Chinese Magazine* 3.11 (1899b): 163-66.
- Ong, Teng Cheong and Moral Education Committee. *Report on Moral Education 1979*. Singapore: Singapore National Printers, 1979.
- Rudolph, Jürgen. *Reconstructing Identities: A Social History of the Babas in Singapore*. Aldershot: Ashgate, 1998.
- "The 'Speak Mandarin Campaign' of the Babas" in *Commentary* 11.1 (1993): 95-102.

Singapore Heritage Society and National Library Board.
“Lim Boon Keng: A Life to Remember [1869-1957].”
2007. 27 Aug. 2011 <<http://exhibitions.nlb.gov.sg/limboonkeng/EN/about.html>>.

Song, Ong Siang. *One Hundred Years' History of the Chinese in Singapore*. 1923. Ed. Singapore: University Malaya Press, 1967.

Straits Chinese British Association. *S.C.B.A. Golden Jubilee Souvenir: 1900-1950*. Singapore: S.C.B.A. Golden Jubilee Brochure Sub-Committee, 1950.

Turnbull, C. M. *A History of Modern Singapore, 1819-2005*. Singapore: NUS Press, 2009.

Wang, Gungwu. *China and the Chinese Overseas*. Singapore: Times Academic Press, 1991.

¹ 英語版・華語版のウェブサイト (Singapore Heritage Society and National Library Board) に同展示会の内容が掲載されている。小論では、特に明記しない限り、Lim の主な経歴に関しては同ウェブサイトの情報に拠ることとしたい。

² “Baba”(女性を指す場合“Nyonya”または“Nonya”)、“Peranakan”等の呼称もあるが、基本的には同義である (Clammer 2-11)。

³ 例えば、Lee Kuan Yew は幼少時に中国的な伝統衣装を纏って叔母の結婚式に出席しており、その姿を写した写真を自伝に掲載し、“dressed in the traditional costume of the time”と説明を加えている (Lee 33)。

⁴ 移民が出身文化、習慣等を伝統的な形で維持する傾向を意味し、「文化の再確認」ともいわれる。

⁵ 福建語をはじめとする中国系方言や華語を母語とする者を、小論では便宜的に「華語系華人」とする。

⁶ 現在のマレーシア半島部とシンガポールを含む領域を指す。

⁷ 中国で「五・四新文化運動」が起こった1910年代以降も、上述のとおりシンガポールへの移民の流入が続いていることを、ここでは指摘しておきたい。

⁸ 20世紀初頭、シンガポール華人社会では福建、潮州、広東、海南、客家が五大幫を構成しており、多数派の福建幫が4割強を占めていた(綾部・石井85)。なお、幫には地縁的な「郷幫」のほか職業別の「業幫」もあった(戴1980, 34)。

⁹ 旧英領マラヤで口語体の華文(中国語)で書かれた文学であり、中国の「五・四新文化運動」の影響で1919年に誕生したこと、反帝国主義・反封建主義

を標榜するものであること等が特徴である(方修5)。

¹⁰ Lim 1917におけるA. W. Stillの端書き。

¹¹ “de-culturization”という言葉が多く用いられる。

¹² ダーウィンや社会進化論を提唱したスペンサーが「世界文明に革命的影響を及ぼした」として、Limは彼等の思想を高く評価している(Lim 1897a, 26)。

¹³ 日本軍政期、Limは強制的に「華僑協会」会長に任命され、巨額の奉納金集めの責任を負った。かつて日本を肯定的に見たLimの苦衷は想像に難しく、彼は日本軍政へ消極的不服従の態度を貫いたという。

¹⁴ 英国留学から戻った後、Limは華語の学習に努め、後に広東語や潮州語も習得した(Rudolph 1998, 386)。

¹⁵ 植民地時代、華人は統治者が定めた人為的国境を無視して、東南アジア全域を「南洋」と呼んでおり、華人が圧倒的に多かったシンガポールは、華人教育の中心地となっていた(Lee 331)。

¹⁶ Rudolphの指摘(1998, 397)。ただし、Rudolphは、Limのように聡明な者であっても植民地体制で上昇を図ることに限界があり、それに対する失望が彼をアモイに赴かせた大きな要因であったとする見方をあわせて示している。

¹⁷ SCBA結成50周年記念誌におけるLim Boon Kengのメッセージ(Straits Chinese British Association 21)。これは、Straits ChineseとしてのLimの最後の活動であったといわれている(Rudolph 1998, 387)。

¹⁸ 1965年5月、「マレーシア人のマレーシア」を求める声明が、PAP等の野党諸団体により調印された。「国家が特定の共同体あるいは種族の利益、福祉、優越性と結び付かないこと」が趣旨であり、「マレーシア人のマレーシア」の対照となるのが「マレーシア人のマレーシア」である、と主張された(Lee 605)。

一方、マレーシアでは1971年発表の「第二次マレーシア計画」でマレー系国民の優位が規定され、教育・文化政策ではマレー語と「マレー・イスラム文化を至上とする思想」が貫徹された(太田1998, 17-18)。

¹⁹ 20世紀末頃より中国等からの「新移民」の流入が続いていることから、シンガポールでは2009年に国民統合評議会(National Integration Council: NIC)が設立され、「新移民」の「国民」化が模索されている。

²⁰ 例えば、シンガポール国立図書館庁運営のブログで“Singlish”に関する声を紹介されている。“A Perfect Introduction to Singlish.” 22 Jan. 2010. 27 Aug. 2011 <<http://blogs.nlb.gov.sg/sg101/home/daily-dose-of-singapore/a-perfect-introduction-to-singlish/>>.

²¹ 国民が非政治的団体を組織することを国家が奨励し始めたとして、本来的でない「疑似市民社会」の創出が意図された旨を、岩崎は指摘している。

報告論文

(自由投稿論文 : Review)

プロジェクト：KDU 大学院留学生キャンパスガイドの作成を通じて留学生のニーズを把握する試み

佐久間 華
神戸芸術工科大学 大学院 芸術工学研究科

Project: the understanding of the needs of international postgraduate students through the production of KDU campus guide

SAKUMA Hana
Graduate School of Art & Design, Kobe Design University

The purpose of this investigation is to clarify the needs of international postgraduate students at KDU through the production of KDU campus guide by international student volunteers and teachers. This aims to improve our administration skills and overall learning environment for them. Our project focuses on; identifying particular pieces of information regarding to curriculum, facilities and services which are difficult for them to obtain or to understand; making all the information available in English. The project led us to find the accurate and effective way of assimilate information for them, for example the use of the key word/index translation rather than a full translation.

実施月日：2010年6月 - 2011年3月末
実施場所：神戸芸術工科大学 大学院・芸術工学研究科
参加者：大学院留学生有志2名、助手1名を含む教員3名の合計5名
GABRIEL STRZALKOWSKI MOREIRA
VELOZO DE SOUZA JANAYNA
相良二郎、岡村光浩、佐久間華
プロジェクト成果物：KDU大学院留学生用キャンパスガイド Guide for International Research & Graduate Students (英語)
対象者：英語表記で大学院関連の情報を必要とする大学院留学生
協力：神戸芸術工科大学国際交流課、広報課、大学院事務室

1-1 本プロジェクトの概略

本学には様々な施設・機材・サービスが存在するが、留学生の日本語能力や日本文化に対する適応能力に配慮した説明がされていない。「誰もが使える」

としながらもその情報公開が徹底していない為に施設を有効に使用できていないのではないかと。大学院留学生用キャンパスガイドを作成することで必要な情報を英語で公開しこのような口を軽減していきたいとの要望が大学院留学生から上がった。そして、その対応策として、大学院留学生から「次世代の大学院留学生の為に、より快適なキャンパスライフが送れるように大学院留学生用キャンパスガイドを作成したい」との提案があり、この要望に応える形で大学院留学生2名および教員3名の総勢5名の有志によるワーキンググループが発足され活動を開始した。

活動内容は、2010年6月頃から2011年3月の期間に数回に渡ってミーティング、ヒアリング、ブレーストーミングセッションを実施した。また、ここで挙げられた議案に関して、インフォーマルな形式ではあるが、他の留学生への聞き取りなども同時に行った。その後、項目設定、資料収集、文章作成・校正、デザインという手順で大学院留学生のための

キャンパスガイド Guide for International Research & Graduate Students が完成。2011 年 4 月に行われた新入生のオリエンテーションの際に実験的に配布した。今後、本ガイドを利用した留学生ユーザーからヒアリングを行い追加項目や構成など見直しを行い 2012 年度用に改訂版の作成を予定している。本報告は、2011 年度版が完成するまでの間に話し合った事柄をまとめたものである。本稿が、大学院留学生達がより有意義な学業を行える環境づくりに寄与することを強く願う。

1-2 本学における大学院留学生の人数構成

本学では、1989 年の開校当初より留学生の受け入れを行い、現在までに中国、台湾、韓国、タイ、イラン、ブラジル、メキシコ、ポーランドなど 20 を超える国・地域からの留学生が学んでいる。1993 年開設の大学院は特に留学生が多く、2011 年度の本校大学院(修士過程および博士課程)には、中国、韓国、イランを始めとする 15 カ国から 39 名もの留学生が在籍している。留学生の数は毎年流動的であり、年代によって受け入れる留学生の国の内訳にも変化がみられる。昨年度と今年度は特に大学院の在籍人数自体が多く、それに比例するかたちで留学生の数も増加し今まで以上に国際色豊かなキャンパスとなっている。大学院生総人数 95 名のうち留学生が 39 名、約 4 割が留学生だということになる。ちなみに昨年度は総勢 83 人中 33 名、2009 年は 66 人中 24 名が留学生で占められている。

本学の留学生は、下に記したように 4 つのカテゴリから構成されている。それぞれのカテゴリにおいて求められる日本語能力やサポートの内容についてここに併記したい。

大学院留学生

2 年間の修士課程または 3 年間の博士課程に在籍している留学生。日本の学士を得た後にそのまま日本の大学院に進学することもあるが、母国で学士を卒業し大学院から日本に留学する場合も多い。母国で社会人経験を積んでいる場合も多く、留学にあたっての目的意識も非常に明確である。特に博士課程

でその傾向は顕著であり、加えて年齢も比較的高く、20 代後半から 30 代が多く家族と共に日本滞在することもあり学部生とはそのサポートの内容も異なる。大学院のカリキュラムは、学部と比較すると基礎科目・選択科目の単位数は少ないが、その分、個人研究や個人制作の時間が多くとられている。論文または作品解説の執筆、場合によっては共同研究や学会発表などがある。本学では、英語での執筆も認めているが、授業自体はすべて日本語で行われ、また、個人研究のプレゼンテーションは基本的に日本語で行うよう指導している。従って、自分の研究分野に関して日本語を用いて口頭発表・質疑応答ができることが求められる。また、大学院、特に博士課程においては担当教員との面談が中心になり担当教員との意思疎通と円滑なコミュニケーションがキーとなっている。

研究生

本学では、研究員の制度を設け、修士過程への進学を希望するがなんらかの理由でその条件を満たさない者の為に日本語強化と個人研究の指導を行っている。研究生は、担当教員からの指導に加えて、学部・大学院の授業の聴講や一部イベントや大学院で行う展覧会などへの出品や個人研究の発表、大学の施設の使用などが認められている。学部や大学院のように学位習得には直結しないことや研究院生独自のカリキュラムがないこともあり、他学生や担当教員以外の教員からの認知度が高いとはいえ交流の機会を積極的に設けるなどの配慮が必要である。また、個人での行動が多くなる為、留学生間で自然発生的に行われる日常的な情報交換の輪から離れる場合もあるので国際交流課、大学院事務室、担当教員や助手などからの声掛けも積極的に行うことが望ましい。また、日本語の能力が一定の基準に達していないこともあるのでコミュニケーションにも十分な配慮が必要である。

交換留学生

本学では、北京理工大学(中国)、東西大学(韓国)、台湾芸術大学(台湾)、雲林科技大学(台湾)、高雄大学(台湾)、バンドン工科大学(インドネシア)お

よびヴァイゼンジー芸術大学（ドイツ）と交換留学協定を締結しており、交換留学生の受け入れを行っている。期間は一年間を目処とし、担当教員とのマンツーマンの指導を中心に上記の研究生と同等の教育を受けることが出来る。日本語の能力は十分でないこともあるが、短い滞在期間の中で日本文化に触れたり、研究・制作などを行うなど目的意識は明確である場合が多いので目的にあったサポートを行う必要がある。

1-3 大学院で学ぶにあたって必要な日本語

本学の大学院で学ぶにあたって、必要なコミュニケーション能力を含んだ日本語能力は上にも示したが、まず、主に大学院事務室が行っている履修登録を筆頭とした各種手続きに関する処理能力、教員・事務職員・学生とのコミュニケーションに必要な能力、掲示物・シラバスなどに掲載されている情報を正しく読み取る能力が必要である。大学院の授業や個人の研究・制作に関しては、講義の聞き取りと理解、参考文献・資料の読み取りと理解、ディスカッションや口頭発表を行う能力などが必要になる。また、制作を中心に行うものにとっては、店舗やインターネットショッピングサイトなど材料入手先の情報入手する能力、発注の際に発生する専門用語を交えた会話や交渉事をまとめる能力、取引に関する規定や取扱い説明書や関連資料の読解力と理解力、専門とする分野独自の共通意識やしぐみなどを理解する能力などが必要である。また、研究発表会の際のプレゼンテーション及び質疑応答の際にも高い日本語能力が求められる。一見、スタジオでの制作だと語学はあまり問われないと思われがちであるが、制作活動や個展などの作品発表、また、共同プロジェクトなど現場において交渉事も多く実践的な日本語やコミュニケーション能力が問われる。このように大学院では、専門的かつ実践的な日本語能力が必要とされる。しかし、実際には日本語能力にはかなりのばらつきがあり、なんらかのサポートを必要とする場合が多い。

1-4 大学院における留学生サポート

本学では、国際交流室が設けられ、入学試験応募、

入学試験、入学に関する各種手続き、留学生の生活相談・助成金や奨学金など各種支援・手続き、説明会や留学生歓迎パーティー実施など様々なサポートを提供している。留学生のサポートは国際交流室に委ねる部分も大きいですが、実際の授業内容、研究・制作活動の指導、施設の利用などに関しては大学院で行っている。大学院で学ぶにあたって必要な情報を留学生に分かりやすくまとめて提供していくことが、本プロジェクトの最大のテーマであった。

2 大学院留学生用キャンパスガイド Guide for International Research & Graduate Students 作成にあたって 「留学生に必要な項目」は何か？

本キャンパスガイドを作成するにあたって、本ワーキンググループのメンバーである大学院留学生 2人とその記載する項目に関して2時間ほどのミーティングを数回に渡って行った。その内容をまとめたものをここに記したい。

2-1 「研究」の定義

本校は学術研究だけではなく、実技をもって研究とすることも可能である。この「研究」の定義は本プロジェクト学生メンバーから強い要望があって記載することになった。海外の大学では、「研究」の定義はあくまで学術研究であり論文作成が必須とされている国があるのに対し、本学を含む日本の芸術系大学では実技をも「研究」とみなしている。実技で修士の学位を取得することが可能だということは日本では周知の事実であっても海外ではあまり認知されていない。そういった背景を考えると、このような実践を主軸にした研究が出来うる教育システムについての解説も必要となる。実際にあった例としては、本学に入学するまで作品が「研究」として認められていることを知らずに学術論文を書くつもりでいたが、実技ができると知って研究の方向性を変えたという大学院留学生がいる。彼の母国では選択肢がないのでみんな論文を書いているが、日本では実技でも学位取得できると知れば日本への留学を希望する者ももっとでてくるのではないかということであった。実技を学びたい者にとっては、日本の芸術系大学は非常に魅力的なものにみえるとのコメント

があった。このように日本ではごく一般的とされている事柄でも海外ではそうでない場合もあり、こういった留学生に必要な事柄や文化・教育的背景の相違などの洗い出しは今後の課題である。

2-2 「修士課程」「博士課程」の概略

本学の大学院の特徴である「総合的に教育研究する大学院」であるということ、アート領域とデザイン領域についてまた「博士課程」についての概要を掲載。前述の本学の「研究」の定義「学术论文」または「作品」の提出の評価をもって修士とするケースがあることをここでも明示した。

2-3 計画表

修士2年間に行われる主な研究科発表会やカオス卒業制作展などのイベントを表記することでこれからの2年間の研究プランを立てやすくした。大学院留学生は、日本語を用いたプレゼンテーションにも不安を感じるものが少なくない。修士2年間で何回プレゼンテーションを行う必要があるのかを明確にすることで十分な準備を行うことができる。また、本キャンパスガイドに加え、本年度版アカデミックカレンダー（日本語にふりがなと英訳）を別途配布した。これは、予定を伝えるだけでなく、日本語・英語併記することによって辞書的役割も果たせるように考慮した。

2-4 入学式・オリエンテーションに関して

4月に行われる催しのリスト（オリエンテーション、健康診断、大学院棟のスペース配分、履修登録、歓迎会など）を記載し、この期間には必ず大学に毎日くることを呼び掛けている。4月には上に記したように重要な催しや取決めが幾つもある。留学生にとっては慣れない環境で緊張の連続であるという。この期間は、シラバスや授業関連の配布物や健康診断アンケートなど情報量も多くまた日本語に慣れない大学院留学生にとっては難解に感じるものが多いという。そういった声への対応策として、英語に翻訳したアカデミックカレンダーと履修項目を別途希望者に配布した。

2-5 日本語教室について

大学院留学生、特に、研究生にとっては、修士過程に進学する為にこの日本語能力テストに合格することが一つの目標になっており、日本語コースに関する情報は非常に重要である。「研究生」に関する情報ページ内に日本語教室について記載している。内容は、学内で受講可能な日本語コースは日本語能力テストに合格するために用意されたものであり、初心者向けではないということ、個々の用途にあった日本語のコースは大学の近くの日本語教室で受講可能なことなどである。

2-6 大学院棟で使用できる施設・機材について

大学院が所有する施設・機材に関しては、自分が「何が使えるのか」を把握したいという声が寄せられた。機材などは流動的に変わるが、一つの目安として現在使用可能なものを記載した。また、大学院からのサポートを最大限に受けられるように分からないことがあれば助手に聞くようにとの呼びかけをしている。

2-7 大学院生用共有スペースについて

大学院棟3・4階のスペースは修士過程・研究生・交換留学生の共同スペースとして使用している。大人数でのシェアということで使用に関しての注意や延長届などについての記載をした。

2-8 事務職員や大学院助手が行う業務についての概略と場所について

各種手続きや提出物など事務職員や大学院助手のどちらに頼むか悩むことが多いという声があり、大まかな業務と部屋の位置を記載した。また加えて教職課で行える手続きなどについても別途記載した。

2-9 コンピュータールームとコンピュータラボについて

大学院棟2階のコンピュータールームに加えて全学で利用するコンピュータラボの使用も可能であることを明記した。コンピュータラボの場所に関しては、キャンパスマップを参照して場所を確認できるよう

にした。また、使用頻度の高いコンピュータ室の使用に関しては問い合わせも多く、A3までの大きさのプリントアウトは無料であるがペーパーは持参するように、またA1など大型プリント出力やインク交換に関しては助手に申し出るように等を記載した。

2-10 大学院ラボについて

大学院ラボは、大学院棟の裏手にあり、大学院棟3Fのドアからアクセスが可能である。絵画・アートスタジオとして利用されているが、一部屋のみ予約制で大学院生全員に開放している。分野の違うものには、あまり馴染みのない施設ではあるが、解放している部屋もあるので存在を知らせておく必要があると考え記載した。

2-11 キャンパス内にある施設についての概略

大学院生が最低限必要とすると判断された施設の紹介。前頁にある地図を参照して場所確認できるようにした。

3 「大学院留学生」と「日本語」

日本語表記について 伝えるにあたって留意すべきこと

日本語表記に関してもほんのちょっとした配慮で格段に理解し易くなるという。本プロジェクトを通じて挙がったコメントと提案を下に示した。

3-1 日本語の表記に関する提案：かなふりについて

かなふりさえあれば辞書が引けるので、配布物や掲示物に「かなふり」をして欲しい。

できれば配布資料はプリントにあわせてデータも欲しい。データの場合、そのままコンピュータ辞書で検索することができるという利点がある。

できるだけワープロの字を使用して欲しい。手書きの字（特に漢字）は判読が難しい。

授業関連の配布物では、本年度の芸術工学論Aの授業の配布物は仮名ふり、英語の概要の表記を取り

入れた。仮名ふりに関しては、漢字だけだと発音が分からず辞書が引けない場合が多いという指摘があり、逆にいえば仮名ふりをしていけば英語表記に頼らずに済み、また自分で辞書を引いて調べることで日本語の強化にも繋がるという。今年度は実施には至らなかったが、各種配布物の一部（件名・タイトル）だけでも仮名ふりまたは英単語を導入するだけで情報の把握が格段にスムーズにいくとの意見もあり今後検討が必要である。留学生の見解としては、膨大な情報から自分に必要な書類に行きつくまで、つまり、索引なりページのヘッド部分に関しては仮名ふりもしくは、英語表記を用いる。それ以降に関して、つまり、本文を読む際には自分で辞書などを引くという方法が一番いいのではないかということであった。こういった見解にもあるように留学生のニーズは「すべての文章を英訳して欲しい」というものではなく「自分で辞書を調べたり人に尋ねたりできるというところまでサポートして欲しい」というものであり、どこまでサポートが必要かを把握するためには、こうしたディスカッションやヒアリングを重ねていくことが最も重要なのではないだろうか。

3-2 学生名簿の表示方法について

留学生の名前には仮名表記がされているが、日本人学生には仮名表記がなく名前の発音がわからないので全員の名前を仮名表記して欲しい。

名簿の記載方法も留学生の氏名のみの仮名ふりから全員の氏名の発音がわかるように日本人学生の氏名にも仮名ふりをするよう改訂した。漢字圏からの留学生にとっても日本語の漢字の読みは非常に難しく、日本語の固有名詞・人名についても当然同じことがいえる。また、カタカナ表記もひらがなに比べて難しいと感じる留学生が多く、ひらがなでの記述が必要となった。

3-3 履修登録・シラバスについて

シラバスの科目名の記載・授業内容の説明が難解すぎるのももう少し分かりやすくして欲しい。

担当教員の経歴や業績など専門用語や固有

名詞が多く理解できない。英語のサマリーを作成して欲しい。

履修する科目の数・どこからいくつ選ぶのかなど分りにくいのもう少し分り易くして欲しい。

4 2011 年版大学院留学生用キャンパスガイド作成・配布の結果と反省

今回、本キャンパスガイドを作成・配布を行い得られた結果は以下の3点である。

(1) 大学院留学生が必要とする情報が把握できた。
(2) 資料の見出しを英訳する、または、日本語にふりかなをつけるなど留学生にとって有効な表示方法を知ることができた。

(3) 日本ではあまり意識されずに行われていることでも日本文化に馴染みのない留学生には説明すべき事柄があるということが理解できた。最たる例として、日本の美術大学における「研究」の定義 作品制作自体が「研究」に含まれることが挙げられる。

反省点としては、以下の2点である。

(1) 英語のみで中国語や韓国語など他言語版が作成出来なかった。

(2) 本キャンパスガイドデザインに使用される画像は広報課に許可を取って大学のパンフレットに使用されていたものを使用した。大学院オリジナルの画像を使うことができず残念であった。

2011 年版キャンパスガイドを配布した後にインフォーマルな方法ではあるが、実際に活用している大学院留学生に感想や要望などを聞いた。感想としては、「必要な情報が掲載されており、便利である」、「日本語と英語両方の記載があって分りやすい」、「去年は名簿に記載されている日本人学生の名前を読むことができず苦労したが、今年はかなふりされているので名前を覚えることができるので話しかけやすくなった」、「予定表があるのでプレゼンなどの準備しやすくなった」などがあった。また、いくつかの項目を加えて欲しいとの要望があったので下にまとめてみた。

2012 年版キャンパスガイドに追加する項目

(1) 履修登録について。4月と9月に履修登録が

あり、登録方法、必修科目、シラバス、締め切りと締切以降の扱い、それから担当教員の印鑑が必要なことなどを記載。すでに履修した科目は再度履修することはできないことなどの注意点を記載。

(2) 授業コマの長さ

(3) 授業の時間変更や集中講義の時間告知などに関する注意

(4) 成績評価と評価基準、評価表記方法について。A - D判定と該当なしのE判定について。

(5) 成績の通知方法について。

(6) 他大学院から移籍した際の単位の取り扱いに関して。

(7) 本学の修士課程・博士課程の正式英語名称について。

(8) ティーチングアシスタントについて。申請締め切り日や選考方法、注意事項。

(9) 総合プロジェクトについて。内容が多岐に渡る為、プロジェクトの背景や意図、対象学生などの説明が必要になる。

(10) 建築士養成インターンシップについて。

(11) 研究指導費に関する諸注意

(12) Web掲示板、メールアカウントに関する諸注意

5 項目、レイアウト、デザインについて

2011 年版 KDU 大学院留学生用キャンパスガイド
Guide For International Research Students & Graduate Students

本ガイドは A4 横サイズとし、プリンターを用いてカラー印刷、またはデータで配布した。デザインは以下に示す。



図 1 表紙



図 2 谷岡学園の概要・健学の理念の記載がある。「世に役立つ人物の養成」
Training people who contribute to our world'
大学キャンパス内のイメージを取り入れた。



図 3 研究生制度についての説明文。担当教員の個人指導のもと、自由なカリキュラムで学べることや学部・修士過程の授業の聴講などについて記載した。

また、研究生は修士過程入学に必要な日本語能力試験にパスする必要があるため日本語コースに関する情報も掲載した。日本語能力レベルなどについても注意書きをした。

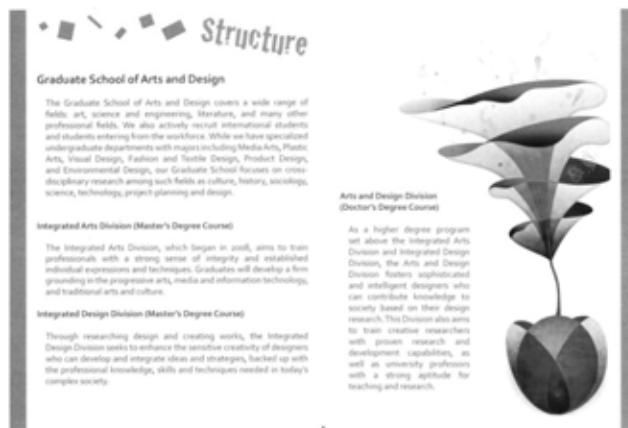


図 4 大学院 - 修士過程（アート専攻、デザイン専攻）及び博士課程の概略を記載した。



図 5 新学期に行われるオリエンテーション、健康診断、履修届、メールアカウントの開設などをリストアップした。また、交通費交付願や延長届などの書類について日本語正式名称も併記しながら説明。大学院事務室、助手室、国際交流室の担当者名と連絡先も記載した。

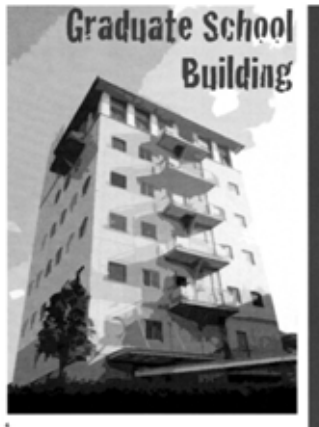


図 6 大学院棟内についての説明。大学院事務室、助手室、学生スペース、コンピュータールームの位置などを記載。



図 7 工房などでの制作風景をアレンジ

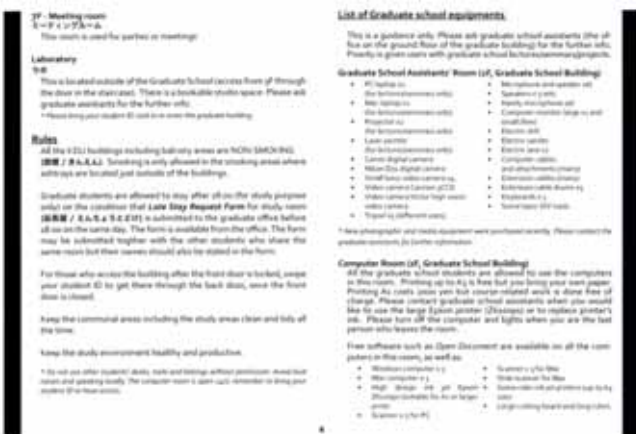


図 8 授業課で行うことのできる手続き、図書館各種サービス内容、クリエイティブセンター、コンピューターラボ、吉武記念ホール、ギャラリーセレンディップ、デザイン教育センターの位置・用途・内容について掲載。



図 9 修士過程学生のための情報。2年間に行われる研究科発表会、展覧会、カオス卒展などを明記したアカデミックカレンダーを記載。理論を主軸とした研究と作品制作を中心とした研究についても記載。



図 10 キャンパスマップ



図 11 キャンパス施設概略



図 12 食堂、購買部、カフェ、保健室、キャリアセンター、キャンパスへのアクセス方法などについて記載。



図 13 裏表紙 担当者名などの記載。

全体の構成

- 1 表紙
- 2 谷岡学園建学の理念
- 3 研究生について
- 4 大学院について
- 5 新学期に行われるオリエンテーション・手続きについて必要な手続きと各種オフィス連絡先
- 6 大学院棟について
- 7 制作風景イメージ
- 8 大学院棟使用の際の注意とルール
大学院が所有する機材のリスト
キャンパス内コンピュータルームについて
- 9 理論・実践を主軸とした「研究」について
アカデミックカレンダー
主任連絡先
- 10 大学キャンパスマップ
- 11 大学施設紹介
- 12 大学施設紹介
- 13 クレジット

2012 年版には、前述の追加項目を記載する。

6 まとめ

本キャンパスガイドを作成するにあたって、どこまでを英語に訳すのかという問題が浮上した。全てを英語に訳すのは作業上不可能であるし、日本語を勉強したいという留学生にとっても不必要である。このどこまで・・・という問いは簡単には答えは見つからない。しかし、本プロジェクトの大学院留学生ワーキングメンバーが言及するように、大学院は 2 年と短い。4 月に入学した時点で大学のシステム・施設を把握しているのといないのとはその後の研究の進み方にも差ができる。必要最小限の情報を英文にまとめて、希望する学生に配布することは自分に必要な施設を知らずに何か月も時間を無駄にすることを考えれば非常に大切なことである。大学院留学生、特に大学内の施設やサービスを最大限に生かしたいと願っている留学生にとっては、「全体の把握」が困難であることは多大なロスであるという。こういったことから本キャンパスガイドは有効利用できるものだといえる。

終末期医療をめぐる法的現状と課題

林 かおり

国立国会図書館調査及び立法考査局

Legal situations and issues concerning terminal care

HAYASHI Kaori

National Diet Library, Research and Legislative Reference Bureau

With advances in medical care, patients with serious conditions who were once fated to merely wait and die can now have their lives prolonged by life-sustaining treatment. At the same time, patients are refusing life-sustaining treatment, instead choosing death with dignity and even requesting euthanasia. Nonetheless, only a few countries and regions around the world have legalized euthanasia or death with dignity. In light of current conditions outside Japan, this paper touches upon the issues of “Slippery slope”, the relationship between euthanasia and palliative care, and patients’ right to self-determination. This paper also discusses how Japan should deal with the issues of euthanasia and death with dignity as part of terminal care in the future.

1.はじめに

2010年12月、厚生労働省の諮問機関である「終末期医療のあり方に関する懇談会」が最終報告書¹を発表した。同報告書によると、リビング・ウィルの扱いについては、一般国民の約6割が「法律を制定しなくても、医師が家族と相談の上その希望を尊重して治療方針を決定する」ことが適切であると回答している。医師や看護師などの医療従事者においても「そのような書面が有効であるという法律を制定すべきである」という意見と「法律を制定しなくても、医師が家族と相談の上その希望を尊重して治療方針を決定する」という意見が二分している。

日本尊厳死協会により尊厳死立法化の要望書が提出されているものの、概して日本では、リビング・ウィルや尊厳死の法制化運動は低調と言える。積極的安楽死に至っては、立法府での議論はほとんど無いに等しい。だが、世界的に見ると安楽死合法化の流れは漸進的ではあるが、絶えることなく続いてい

る。オーストラリア北部準州で世界初の安楽死法が制定されたのが1995年（その後、廃止）、オランダの安楽死法成立が2001年である。直近では、2009年にルクセンブルグで安楽死法が、米・ワシントン州で自殺補助に関する法律が、それぞれ制定されている。

安楽死そのものは、人類の病苦とともに存在する古いものであるが、安楽死「法」の歴史はまだ10数年と非常に浅く、その是非をめぐっては世界中で様々な論議がある。本稿では、究極の「自己決定」とも言える死への決断 - 安楽死・尊厳死が終末期医療として、どこまで認められるのか、その要件は何かという問題について、日本と海外の法的現状を踏まえて考察する。

2.定義

横浜地裁の東海大学附属病院事件判決は、安楽死の方法として、

「苦しむのを長引かせないため、延命治療を中止して死期を早める不作為型」の消極的安楽死、

「苦痛を除去・緩和するための措置を取るが、そ

¹厚生労働省終末期医療のあり方に関する懇談会『終末期医療のあり方に関する懇談会報告書』2010.12.

図：日本における主な安楽死関連事件

1949年	嘱託殺人（尊属）事件 1950年東京地裁：有罪（執行猶予）
1961年	嘱託殺人（尊属）事件 1962年名古屋高裁：有罪（執行猶予）
1975年	嘱託殺人（妻）事件 1975年鹿児島地裁：有罪（執行猶予）
1975年	殺人（尊属）事件 1975年神戸地裁：有罪（執行猶予）
1977年	嘱託殺人（妻）事件 1977年大阪地裁：有罪（執行猶予）
1990年	嘱託殺人（妻）事件 1990年高知地裁：有罪（執行猶予）
1991年	東海大学附属病院事件（医師による安楽死） 1995年横浜地裁：有罪（執行猶予）
1995年	関西電力病院事件（医師による安楽死） 2003年不起訴
1996年	国保京北病院事件（医師による安楽死） 1997年不起訴
1998年	川崎協同病院事件（治療中止 医師による安楽死） 2009年最高裁：有罪（執行猶予）
2004年	北海道立羽幌病院事件（治療中止） 2005年不起訴
2000～05年	富山県射水市民病院事件（治療中止） 2006年不起訴
2006年	和歌山県立医科大学附属病院紀北分院事件（治療中止） 2007年不起訴
2007年	岐阜県立多治見病院（治療中止の要求） 病院倫理委員会は中止容認（院長認めず）
2008年	亀田総合病院（治療中止の要求） 病院倫理委員会は中止容認（院長認めず）

れが同時に死を早める可能性がある治療型」の間接的安楽死、

「苦痛から免れさせるため意図的積極的に死を招く措置をとる」積極的安楽死の3種類を挙げている。

「自殺補助」は、患者の自殺を援助するために、医師または第三者が患者に致死薬などを渡す行為を言う。

厳密に「尊厳死」と「安楽死」を区別することは困難であるが、一般的に言うと尊厳死は「人間の尊厳を守るために、延命治療を中止あるいは拒否する権利を尊重かつ遵守するという考え、およびそうした考え方にもとづいて死に臨むこと²」と定義されているため、本稿では尊厳死を消極的安楽死と並列して取り扱う。

なお横浜地裁判決では、尊厳死を「無駄な延命治療を打ち切って自然な死を迎えることを望む」行為とし、「治療行為中止」の1つととらえている。

3.日本の現状

3.1 判例

日本では、戦後多数の安楽死関連事件が起きてい

る（図参照）。有罪になったケースはいずれも執行猶予となっている。中でも重要なのが1961年の嘱託殺人に対する名古屋地裁判決（1962年）と1991年の東海大学附属病院事件に対する横浜地裁判決（1995年）である。

名古屋地裁では、安楽死容認の要件が次のように示された。

病者が現代医学の知識と技術からみて不治の病に冒され、しかもその死が目前に迫っていること。

病者の苦痛が甚だしく、何人も真にこれを見るに忍びない程度のもとなること。

もっぱら病者の死苦の緩和の目的でなされたこと。

病者の意識がなお明瞭であって意思を表明できる場合には、本人の真摯な嘱託または承諾のあること。

医師の手によることを本則とし、これによりえない場合には医師によりえないと首肯するに足る特別の事情があること。

その方法が倫理的にも妥当なものとして許容しうるものなること。

一方、横浜地裁による要件は、以下のようなものである。

患者が耐え難い肉体的苦痛に苦しんでいること。

患者は死が避けられず、その死期が迫っているこ

² 『生命倫理事典』太陽出版,2002,p.421.

と。

患者の肉体的苦痛を除去・緩和するために方法を尽くし他に代替手段がないこと。

生命の短縮を承諾する患者の明示の意思表示があること。

横浜地裁の判決は、安楽死とともに「治療行為中止」についても論じ、許容要件として以下の3点を挙げている。

患者が治癒不可能な病気に冒され、回復の見込みがなく死が避けられない末期状態にあること。

治療行為の中止を求める患者の意思表示が存在すること。患者の事前の意思表示がある場合には、それが治療行為中止の検討段階での患者の推定意思を認定する有力な証拠となる。患者の事前の意思表示が存在しない場合は、家族の意思表示から患者の意思を推定することが許される。

治療行為の中止の対象となる措置は、疾病治療のための治療措置及び対症療法である治療措置、生命維持のための治療措置など、すべてであるが、どのような措置を何時どの時点で中止するかは、医学的にもはや無意味であるとの適正さを判断し、自然の死を迎えさせるという目的に沿って決定されるべきである。

川崎協同病院事件の第1審（横浜地裁）判決（2005年）は、治療中止を許容する根拠として、「患者の自己決定権の尊重」と「医学的判断に基づく治療義務の限界」という2つの原則を挙げた。その際、「終末期における患者の自己決定の尊重」とは、「自殺や死ぬ権利を認めるというものではなく、あくまでも人間の尊厳、幸福追求権の発露として、各人が人間存在としての自己の生き方、生き様を自分で決め、それを実行していくことを貫徹し、全うする結果、最後の生き方、すなわち死の迎え方を自分で決めることができる」ということのいわば反射的なものとして位置付けられるべき」ものであると意味付けている。自己決定の趣旨に沿うためには、「これを尊重できるように、患者の真意を探究していくほか」はなく、「その探究にもかかわらず真意が不明であれば、『疑わしきは生命の利益に』医師は患者の生命保護を優先させ、医学的に最も適応した諸措置を継続すべきである」と判示した。

一方、第2審（東京高裁）判決（2007年）は、第1

審がかかげた「患者の自己決定権」によるアプローチも「治療義務の限界」によるアプローチも「解釈上の限界」があるとしりぞけ、「尊厳死の問題を抜本的に解決するには、尊厳死法の制定ないしこれに代わり得るガイドラインの策定が必要」であり、「この問題は、国を挙げて議論・検討すべきものであって、司法が抜本的な解決を図るような問題ではない」とした。

川崎協同病院事件の東京高裁判決がきっかけとなり、厚生労働省、日本救急医学会、日本学術会議、日本医師会³などが終末期医療に関するガイドラインを発表した。これらはすべて消極的安楽死（尊厳死）を対象としたもので積極的安楽死を扱ったものではない。また、厚生労働省などのガイドラインでは、患者本人の意思が確認できない場合、終末期医療の決定は家族に判断が委ねられることになっている。事実、東海大学附属病院事件をはじめ、医療機関における治療中止または安楽死措置は親族や医師の判断によるもので、患者本人の要望によるものではない（この場合、本人の意思によるものではないので、「安楽死」ではなく、「慈悲殺」とする意見もある）。

2006年の岐阜県立多治見病院と2008年の亀田総合病院（千葉県）のケースは患者本人が文書による治療中止を希望したものである。だが、尊厳死が明確には認められていない現行法上、医師が刑事訴追されるおそれがあるとして、病院側が治療を中止することを拒んでいる。

2.2 学説

安楽死に対する是非論を大別すると、患者本人の「自己決定権」を重視する立場からの肯定派と「滑り坂理論（Slippery slope）」にもとづく否定派に分かれる。後者の「滑り坂理論」（または「クサビ原理」）に論拠を置く識者は、安楽死がいったん合法化され

³ 厚生労働省終末期医療の決定プロセスのあり方に関する検討会『終末期医療の決定プロセスに関するガイドライン』2007.5、日本救急医学会『救急医療における終末期医療に関する提言（ガイドライン）』2007.11、日本学術会議『対外報告 終末期医療のあり方について - 亜急性型の終末期について』2008.2、日本医師会第X次生命倫理懇談会『終末期医療に関するガイドライン』2008.2。

ると末期患者だけではなく、障害者や高齢者なども「生きる価値が低い者」と見なされ、徐々に安楽死の対象範囲が拡大していくのではないかと懸念している。

安楽死肯定派の1人である植松正氏は、「他の諸条件ごとに死にまさる苦痛との関係を考え合わせると、死期の切迫した者の生命を短縮する措置を講じても、それによって無用の苦痛を免れしめるという目的のある場合には、それを適法視することが許される。どんな場合にも生存を続けることが人道的であるとか、きめてしまうことは、一種の信仰であって、近代的な合理主義精神に合致するものではない。一定の事態のもとにおいては、生命の短縮を行うことが、かえって科学的合理主義に裏づけられた人道主義にかなうものである。」と主張している⁴。

また同じく肯定派の宮野彬氏は、「患者の生命の保護と激痛からの解放の2つの利益が衝突する事例があるならば、後者に道を譲らなければならない場合がある」とし、安楽死の条件付き適法説を支持すると述べている⁵。

その他、福田雅章氏、土本武司氏、大谷實氏といった刑法学者が患者の「自己決定権」を尊重する立場から安楽死を肯定する違法性阻却説を取っている。

一方、自己決定権にもとづく安楽死肯定論に反対する内藤謙氏は、「積極的安楽死を違法と解することに傾かざるをえない」と言う。「自殺と、積極的安楽死、すなわち他人の手による殺害との間には、後者が本人の自己決定権に基づく場合であっても、刑法の立場からみると、やはり一線を画すべき」であり、「本人の自己決定に基づくものであっても、それが弱い立場にある病者によってなされるだけに、他人の手による殺害が、結局は、『生存の価値なき生命の毀滅』に連なるおそれがあることへの危惧がある」として、安楽死の合法化には否定的である⁶。

甲斐克則氏は、「憲法上『生きる権利』は存在しても自殺を含め『死ぬ権利』ましてや『殺害の権利』

は存在しないであろう⁷」と述べ、自己決定権を絶対視する論調に疑義を挟んでいる。甲斐氏は、消極的安楽死は患者が延命を拒否すれば生命維持義務は発生しないため、適法と解すべきであり、間接的安楽死は、「被害者の同意と緊急避難の二本立て」で考えた場合、正当化されるが、そこまでが間接的安楽死の限界であり、積極的安楽死は責任阻却か刑罰軽減が考慮されるにすぎないのであって、たとえ患者本人の自己決定権にもとづくものであっても正当化できず、違法であると断言している⁸。

町野朔氏は、安楽死をもっぱら「人道主義」と「クサビ原理」に依拠して肯定または否定する議論のあり方を批判し、積極的安楽死を限られた範囲内で認めるならば、あくまで「自己決定」によるものでなければならぬと論じた⁹。ただし、1970年代には「自己決定」という厳格な条件付きで安楽死に肯定的であった町野氏も、1990年代になると「安楽死を合法とすることはやはり不当であり、...せいぜい責任阻却を認められるだけだとして、同情すべき行為者を免責するということがよいのではなからうか¹⁰」と慎重論に傾いた主張をするに至っている。

4. 海外の現状

4.1 オランダ

4.1.1 経緯

オランダでは、刑法によって囑託殺人と自殺幫助は禁止されている（刑法293条、294条）。だが、早くから判例は安楽死を容認する方向に動いていた。

(a) ポストマ (Postma) 医師事件

1973年、レーワルデン地方裁判所は、実母を安楽死させたポストマ医師に対して執行猶予付きの1週間の自由刑を科した。その際、同裁判所は安楽死容認の条件として、

⁷ 甲斐克則「末期医療における患者の自己決定権と医師の刑事責任」『刑法雑誌』29巻1号,1987,pp.163-164.

⁸ 同上 p.164、甲斐「安楽死問題における病者の意思 - 囑託・同意殺の可罰根拠に関連して」『九大法学』41号,1980,pp.103-113.

⁹ 町野朔「安楽死 - ひとつの視点(2)」『ジュリスト』631号,1977.2.15

¹⁰ 町野朔『犯罪各論の現在』有斐閣,1996,p.36.

⁴ 植松正「安楽術の許容限界をめぐって」『ジュリスト』269号,1963.3.1,p.45.

⁵ 宮野彬「安楽死(医と法の対話) 法学の立場から」『法学教室』147号,1992.12,p.49.

⁶ 内藤謙『刑法講義総論(中)』有斐閣,1986,p.540.

患者が不治の病に冒されていること、
耐え難い苦痛があること、
患者本人が生命終焉の要請をしていること、
患者の担当医または担当医と協議した他の医師によって安楽死が実施されることの4点を挙げている。
(b)スホーン Heim (Schoonheim) 医師事件 (アルクマール事件)

1984年、アルクマール地方裁判所は、患者の要請に応じて安楽死を実施したスホーン Heim 医師に対し違法行為ではないという判決を下した。アムステルダム高等裁判所の控訴審は、これを破棄し有罪としたが、最高裁判所の判決 (1984年) でスホーン Heim 医師の行為は緊急避難 (刑法40条) として認められた。

1990年代になると、オランダは「精神的苦痛に対する安楽死」と「子どもの安楽死」という困難なテーマに直面する。

(c)シャボット (Chabot) 医師事件

離婚と2人の息子の相次ぐ死により鬱病を患い、自らの死を希望していた女性の自殺幫助を行ったシャボット医師が刑法294条違反で起訴された。最高裁判所は、精神的苦痛にもとづく安楽死の場合、中立の立場の別の医師が診察する必要があると判示し、それを行わなかったシャボット医師を有罪とした (ただし刑罰は科されなかった)。

(d)プリンス (Purins) 医師事件

水痘症と二分脊椎症を負った乳児の両親が安楽死を要請し、プリンス医師がそれに応じた事件である。1995年、アムステルダム高等裁判所はプリンス医師による生命終焉行為は正当なものとした。

(e)ブロンゲルスマ (Brongersma) 事件

2000年にはハーレム地方裁判所が、疾病による「身体的苦痛」も「精神的苦痛」もないにもかかわらず、「生きる望みをなくした」と訴える84歳の元国会議員ブロンゲルスマ氏の自殺幫助事件を認める判決を下している。この事件は控訴され、2002年、最高裁判所はこの事案の合法性を認めず、担当医は有罪とされた。

判例の流れと並行して、1980年代以降、議会でも安楽死容認化の動きが進行する。1984年にリベラル左派の民主66党が安楽死法案を提出し、社会民主党

などがこれを支持したが、多数派のキリスト教民主同盟の反対により、法案通過は阻止された。

1990年にオランダ王立医師会 (KNMG) と検察庁が合議した結果、安楽死を実施した医師は報告書を提出し、それを検察長官委員会が審査して医師を起訴するかどうかを決定するという報告届出制度が定められた。1993年には、報告届出制度をもとに遺体埋葬法が改正され、安楽死を実施した医師は検死官に報告することが義務付けられた上、検察長官委員会が医師を起訴するかどうかを判断することが法制化された。さらに1998年には、検察長官委員会に代わり、安楽死地域審査委員会が起訴、不起訴の判定をする制度に改められた。

4.1.2 オランダ安楽死法の概要

以上のような過程を経て、1999年に本格的な安楽死法案が提出される。2年間の審議ののち、2001年に「要請にもとづく生命終焉及び自殺幫助法 (Wet toetsing levensbeëindiging op verzoek en hulp bij zelfdoding)」(安楽死法) が成立し、2002年に施行された。

オランダ安楽死法2条1項では、安楽死を実施する医師は次のようなケア基準を満たすことが義務付けられている。

患者の要請が自発的で、熟慮された上でなされたことを確信していること。

患者の苦痛が耐えがたいものであり、回復する見込みがないことを確信していること。

患者に病状と将来の見通しについて情報を提供していること。

他に代替手段がないことを患者とともに確信していること。

少なくとも1名の他の中立な立場の医師に相談し、当該医師が からの基準を満たしていることを文書で記していること。

正当な医学的ケアにより患者の生命終焉措置または自殺幫助を実施していること。

安楽死の意思表示が不可能な状態になっても、患者が16歳以上であり、意思能力があったときに生命終焉の要請書を記していた場合、医師は患者の要請に応じることができる (2条2項)。安楽死の要請は18歳以上から可能だが、16歳以上18歳未満の未成

年者の場合の安楽死措置は、医師が親または後見人と相談した上で可能となり（2条3項）、12歳以上16歳未満の未成年者の場合は、親または後見人が同意した上で措置が可能となる（2条4項）。

また、安楽死法3条により、司法から独立した地域審査委員会が、基準にもとづいて医師が措置を行ったかどうかを審査することが定められ、検察官による介入は避けられることになった。

4.2 ベルギー

4.2.1 経緯

ベルギーでは1950年代から政権についていたキリスト教民主党が安楽死法制化に強く反対していた。だが、70年代以降、国内で安楽死が社会問題となり、80年代からはキリスト教民主党を含め、各政党がそれぞれの立場から安楽死に関する法案を提出し始める。1997年5月に「安楽死の法的規制に関する生命倫理諮問委員会」の勧告が発表された。これ以後、各党による安楽死論争は活発になる。1999年6月の総選挙によりキリスト教民主党は敗北し、自由党、社会民主党、緑の党の連立政権が樹立された。連立政権は11項目の合意文書の中で「安楽死を含めた事項について責任ある行動を果たす」と記した。

2000年12月には与党が複数の法案修正案を提出した。第1案は安楽死を現行法の下で無罪とするというものだったが、最終案は刑法を改正せずに、条件を満たした場合にのみ安楽死を合法化するという案となった。2001年10月25日、44名賛成、22名反対（2名棄権）により法案は上院を通過した。2002年には審議の場は下院に移り、下院保健委員会では精神的苦痛による安楽死や緩和ケアが争点になった。同法務委員会では非末期患者に対する安楽死について議論が交わされ、委員の間で意見が分かれた。2002年5月16日、下院で投票が行われ、賛成86名、反対51名（棄権10名）で「安楽死法（28 MAI 2002 . Loi relative à l'euthanasie）」が成立した。

4.2.2 ベルギー安楽死法の概要

ベルギーの安楽死法では、安楽死の要件として、患者が成人（18歳以上）または親権を解除されている者であること、安楽死の要請が自発的で繰り返しなされているこ

と、

治癒の見込みがなく耐え難い身体的または精神的苦痛を訴えていることなどが挙げられている。

安楽死の要請を受けた医師は、患者の病状と余命について説明し患者の苦痛や要請の持続性を確認するため、患者と複数回面接することが義務付けられた。担当医は他の医師にも患者を診察させ、その医師も苦痛が持続的で耐え難いもので緩和できないものであることを確信しなければならない。患者の死期が迫っていないことが予測されるときは、精神科医または専門医の診察を受けさせ、患者の要請書作成から安楽死実施までの間に最低でも1か月の猶予期間を置かなければならない。

医師は安楽死実施の報告書を連邦管理評価委員会に送付し、委員会は適正に安楽死が行われたかどうかを審査する。適法性に疑惑が生じた場合は、報告書は検察に送付される。また委員会は立法府に対しても報告書を提出し、必要に応じて勧告を行う。

医師には安楽死実施を拒否する権利があり、その場合、患者の要請にもとづき患者が指名した他の医師に診療記録を引き渡す義務があるとされた。

4.3 ルクセンブルグ

オランダ、ベルギーに続いて、ルクセンブルグでも2009年に「安楽死・自殺補助法（Loi du 16 mars 2009 sur l'euthanasie et l'assistance au suicide）」が制定された。議会における投票結果は賛成30対反対26の僅差であり、元首アンリ大公が法律発布に際して署名を拒否していることからわかるように、安楽死反対派の勢力もかなり強かった。安楽死実施のためには憲法改正が必要になってくる。

ルクセンブルグの安楽死法では、

身体的苦痛に加えて精神的苦痛も安楽死の対象になっていること、

担当医は患者の病状について他の医師と協議すること、

安楽死の要請は書面で行うこと、

意思の表明が不可能になる将来に向けて、リビング・ウィルの表明を認めるといった事項が定められた。

4.4 スイス

スイスでは刑法 115 条(1937 年成立、1942 年施行)により、「利己的な理由」によるものを除き、自殺幫助が認められている(安楽死は禁止)。しかも自殺幫助に医師が立ち会うことを絶対条件としていない。

1980 年代になり、「DIGNITAS」、「EXIT Deutsche Schweiz」、「EXIT-ADMD Suisse Romande」などの自殺幫助を支援する団体が活動し始め、安楽死や自殺幫助が認められないヨーロッパ各国の末期患者を招き入れた。自殺幫助の様子はビデオ撮影され、患者の死亡後、警察や検死官に報告され、利己的動機がなかったことが証明されれば、支援団体は有罪にはならない。

近年スイスにおいても、精神疾患の患者の自殺幫助が認められるかどうかが問題となっている。2006 年 11 月、連邦最高裁判所は重篤な精神疾患による自殺幫助を必ずしも有罪とすることはできないという判決を下した。連邦議会では 2000 年以降、安楽死・尊厳死に対する法的規制を設けるべきか否かが議論されている。積極的安楽死と自殺幫助を正面から認める法案が出される一方、自殺幫助容認の根拠とされる刑法 115 条を改正し、自殺ツアーを抑制しようとする動きもある。連邦司法・警察省は規制に消極的な姿勢を取っているが、司法相が自殺幫助に対する法規制に前向きな発言をしたこともあり、自殺幫助をめぐるのは、連邦政府、議会ともに賛否両論が渦巻いている。

4.5 アメリカ

4.5.1 尊厳死合法化の動き

1976 年にニュージャージー州最高裁判所がカレン・アン・クインラン (Karen Ann Quinlan) の生命維持装置取り外しを認める判決を下したことに端を発して、カリフォルニア州で「自然死法 (Natural Death Act)」が制定された。1985 年には統一州法委員会全国会議によって「統一末期患者権利法 (Uniform Rights of the Terminally Act)」が作成され、同法は 1989 年に修正された。統一末期患者権利法は、18 歳以上の能力のある者が末期状態になり無能力になったときに備えて、自らの治療の差し控え・中止に関するリビング・ウィルを示すことを認められた

のである。1989 年統一法は患者自身だけでなく、患者の宣言書によって指名された第三者に対して、さらに宣言書が存在しない場合は患者の親族に対しても治療の差し控え・中止に関する決定権を付与した。すでに自然死法を制定していたカリフォルニア州は 1994 年に同法を改正し、他の大多数の州も統一法を採用した。

1990 年には連邦最高裁判所が、書面によるリビング・ウィルが存在しないことを理由に植物状態となった患者ナンシー・クルーザン (Nancy Cruzan) の尊厳死を認めないという判決を下した。同年には連邦法として「患者の自己決定権法 (Patients Self-Determination Act)」が制定され、医療機関には事前指示書にもとづき治療を拒否する権利があるということを患者に説明する義務が課された。

4.5.2 オレゴン州

オレゴン州の法案 Measure 16 は 1994 年 11 月の住民投票で 51.3% の賛成を得て承認され、1997 年に出された廃止法は 60% の反対票で否決された。その後も州と連邦により廃止の圧力がかかったが、連邦最高裁判所は 6 対 3 で法案を容認し、「(オレゴン州) 尊厳死法 (Death with Dignity Act)」が成立した。同法は名称こそ「尊厳死法」となっているが、実態は「自殺幫助法」である。

同法によれば、

自殺が認められる患者は 18 歳以上のオレゴン州民であり末期状態 (余命 6 か月以内) で回復の可能性がないこと、

自殺幫助を口頭と書面で要求していること。口頭による要請から自殺幫助実施までは 15 日間の猶予期間、書面による要請からは 48 日間の猶予期間を置くこと、

患者には決定能力があり、署名を強制されないこと。2 人以上の証人の署名が必要であること、

担当医が、患者は末期状態で判断能力があり、自発的に要請したと判定していること。さらに専門医が担当医の診断を確定し、患者は判断能力があり、自発的に行動し、説明を受けた上で決定したということを確認すること、

患者は自らの意思で致死量の薬物を服用することといった要件を満たした場合、自殺幫助が認められ

る。

4.5.3 その他の州

オレゴン州以外の州でも自殺幫助を合法とする法案が提出された。カリフォルニア州の Proposition 161、コネチカット州の Raised Bill 1138、ハワイ州の HB 806、マサチューセッツ州の HB 1468、ミシガン州の Proposal B、ニューハンプシャー州の HB 304、ニューメキシコ州の HB 814、ペンシルバニア州の SB 404、ワシントン州の Initiative 119 などである。1994年から2009年の間に24の州で113の法案が提出されたが、成立したのはオレゴン州とワシントン州（2008年）のみである。

2008年12月にモンタナ州地方裁判所が自殺幫助は州憲法で認められたプライバシー権であることを認め、2009年12月、同州最高裁判所は、「患者が医師による自殺幫助を要請することを違法とした州法の規定はない」と判示した。その後、モンタナ州では自殺幫助を合法化する法案と禁止する法案の両方が出されたが、どちらも議会の通過していない。

4.6 オーストラリア

オーストラリアの北部準州（The Northern Territory）は1995年5月に「末期患者の権利法（The Rights of the Terminally Ill Act）」を制定した（施行は1996年7月）。これは世界で初めての安楽死法である。

末期患者の権利法による安楽死容認の主な要件は、次のようなものである。

患者は18歳以上であること。

通常の治療法では治癒する見込みがないこと。

患者が耐え難い苦痛を訴えていること。

2名の医師（1名は精神科医）の所見があること。

患者の決定が自発的で十分に考慮されたものであると医師が確信していること。

患者が医師に対して生命終焉の決意を伝えたときから7日以上経過したあと、生命終焉の要請書に署名すること。

要請書の署名後、48時間以上の猶予期間を置くこと。

医師は生命終焉の援助をする場合、患者の死亡時まで臨席し続けること。

安楽死反対派は末期患者の権利法の制定直後から同法の廃止運動を起こした。1995年7月には同法を無効とするための訴訟が提訴されたが、北部準州最高裁判所はこれを却下した。議会にも同法に反対する法案が出されたが、これも通過しなかった。1996年9月には連邦議会に末期患者の権利法に対抗する Euthanasia Laws Bill 1996 が提出された。同法案は同年12月、連邦議会下院で大差をつけて可決され、1997年3月、上院では僅差で通過した。北部準州の末期患者の権利法の有効期間は約9か月であり、その間、同法によって生命終焉措置を受けた患者は4名のみであった。

末期患者の権利法の無効後、オーストラリアには安楽死を合法とする州は存在しない。現在のところ、まだ成立はしてはいないが、サウスオーストラリア州の The Dignity in Dying Bill、ヴィクトリア州の Medical Treatment (Physician Assisted Dying) Bill、タスマニア州の Dying with Dignity Bill といった法案が提出され、各州の州議会では引き続き、安楽死合法化問題が議論されている。

4.7 フランス

フランスでは1970年代から90年代にかけて、それぞれ尊厳死、自殺幫助、安楽死を容認する法案が複数の議員から提出されたが、いずれも成立しなかった。1990年代末になると尊厳死法の導入を促進することになる2つの法律が制定された。1つは「緩和医療へのアクセスの保障を目的とする1999年6月9日法」であり、もう1つは「患者の権利及び保健衛生制度の質に関する2002年3月4日法」である。どちらも患者が緩和ケアを受ける権利を明記したものである。

2005年4月、「患者の権利及び生命終焉に関する2005年4月22日法（LOI n°2005-370 du 22 avril 2005 relative aux droits des maladies et a la fin de vie et liens vers les decrets d'application）」（尊厳死法）が上院で可決された。同法は積極的安楽死ではなく、消極的安楽死（尊厳死）のみを認めている。尊厳死を容認する条件としては、

担当医が医師団の他の医師に相談し、尊厳死が適当であるかどうかをはかり、協議して決定すること、

患者が時間を置いて繰り返し尊厳死の要請をしていること、

尊厳死を希望する患者に治療中止の結果を告知したにもかかわらず、患者があえて尊厳死を望んでいることの3要件を満たすことが必要となる。

意識を喪失した患者についても、

「信頼できる者」または近親者などから尊厳死実施の意見が得られていること、

患者の事前指示書があること、

医師団が尊厳死実施の決定を合議していることといった諸条件が満たされれば、尊厳死が認められる。

フランスでは、尊厳死法が制定されたのちも政治家たちが積極的安楽死について公の場で発言している。2007年の大統領選挙では、社会党選出のロワイヤル氏が「フランスもオランダやベルギーのような積極的安楽死法を持つべきである」と述べる一方、サルコジ氏は積極的安楽死に反対する姿勢を示した¹¹。サルコジ氏の大統領就任後の2009年に積極的安楽死を合法化する法案が提出されたが、議会で否決された。2011年にも安楽死法案が出され、上院において170対142で否決されている。フィヨン首相は、同法案について「患者や医療福祉関係者にとって非常に危険」な法案とコメントした。

4.8 ドイツ、オーストリア

ドイツでは、2003年3月に連邦通常裁判所が尊厳死を認める判決を出している。脳障害のため意思疎通が不可能となった男性の息子（「世話人（der Betreuer）」）が父親の尊厳死を要請した。連邦通常裁判所は、無能力状態の患者に回復の見込みがなく、患者自身が延命措置を望まないという意思を事前に表明していた場合でかつ、「世話人」が後見裁判所の承認を得て尊厳死実施の同意をした場合、尊厳死が認められるという判決を下した。その上でリビング・ウィルによる尊厳死合法化問題は立法府において解決が図られることが望ましいという意見が付け加えられた。

¹¹ 鈴木尊紘「フランスにおける尊厳死法制 - 患者の権利及び生の終末に関する2005年法を中心として」『外国の立法』235号,2008.3,p.89.

連邦通常裁判所の判決後、連邦司法省や連邦議会は、リビング・ウィルに関する報告書、提言書を作成した¹²。これらにもとづき、2009年、「世話法第3次改正法（Drittes Gesetz zur Änderung des Betreuungsrechts vom 29. Juli 2009）」（患者指示法）が制定された。患者指示法の主な内容は、以下のようなものである。

患者が特定の医療措置を承認するか、または拒否するかを事前に書面中表示（患者の指示）した場合、「世話人」は患者の指示を実行しなければならない。

医師は患者の状況を見定めて、いかなる医療措置が適切かを検討し、「世話人」と協議しなければならない。

患者が医療措置によって、死亡または重大かつ長期の健康被害を受ける危険性がある場合、「世話裁判所」の承認を必要とする¹³。

ドイツに先立ち、2006年5月にオーストリアでも「患者指示法（Patientenverfügungs-Gesetz）」が制定された。同意能力喪失時に医療措置の拒否を表明した患者の事前指示書は、同法により法的効力があることが認められた。

4.9 イギリス（イングランド）

イギリスには1961年の「自殺法（Suicide Act）」が制定されるまで自殺に関する法規制は存在しなかった。同法により自殺幇助は14年以下の自由刑となる。

イギリスは他のヨーロッパ諸国に比べても安楽死・自殺幇助に関する議論が非常に盛んな国であり、世論調査でも国民の約8割、医師の6割以上が安楽死に賛成するという結果が出ている。安楽死法制定を求める声も多く、1936年の「任意的安楽死法案（Voluntary Euthanasia (legalisation) Bill）」以来、何度も法案が議会に提出されている。事前指示書にもとづく生命維持治療の中止は、2005年の「精神能力法（Mental Capacity Act）」によって認められるよう

¹² 渡邊齊志「尊厳死法制化に関する最近の動向」『外国の立法』227号,2006.2.

¹³ 山口和人「『患者の指示（リビング・ウィル）』法の制定」『外国の立法』240-1号,2009.8.1、新谷一郎「世話法の第3次改正法（患者の指示法）」『年報医事法学』25号,2010.

になった。

だが、積極的安楽死に関する法案はいまだに通過する見通しが無い。2000年以降もジョフェ卿(Lord Joffe)が Patient (Assisted Dying) Bill (2003) や Assisted Dying for the Terminally Ill Bill (2004) を提出しているが、議会の動きは停止したままである。安楽死法の制定を待ち切れない難病や不治の病で苦しむ患者の多くは、自殺幫助実施が黙認されているスイスへ次々と脱出するという社会問題も起きている。

4.10 カナダ

カナダ刑法 241(b)条では、自殺幫助を行った者は14年以下の自由刑に処せられる。

1993年にスウ・ロドリゲス(Sue Rodriguez)という筋委縮側索硬化症(ALS)患者の自殺幫助要請に対する最高裁判所の判決が下りた。原告は、近い将来介護なしには飲食や歩行などの日常生活が困難になり、人工呼吸器によって生命を維持しても余命は2~14か月しかないと宣告されていた。自殺を望んでもその余力が残っていない原告は自殺幫助を望み、刑法 241(b)条は「権利と自由に関するカナダ憲章」と憲法に違反すると訴えたが、最高裁判所は5対4で刑法の自殺幫助禁止条項は違憲ではないと判示した。

ロドリゲス裁判が契機となり、連邦議会上院に「安楽死及び自殺幫助に関する特別委員会」が設置された。また、当時の首相と法務相は議会において自殺幫助合法化に関する討議を開始する必要があると語り、実際それ以後何度か法案が提出されている。

議員立法により安楽死法を制定しようとする動きは継続され、現在、その先頭にいるのはフランシーヌ・ラロンド(Francine Lalonde)議員である。ラロンド議員は2005年に法案を提出したが、その後の選挙により法案は廃案となり、2009年に新たな法案C-384を提出した。法案の概要は、

18歳以上の患者を対象とする、

患者は重篤な身体的・精神的苦痛が継続的にあり、回復の見込みがないこと、

安楽死の要請時には意識が明瞭であること(ただし、実施時の意識の有無は問わない)というもので

あったが、法案C-384も2010年4月に否決されている。

4.11 ニュージーランド

ニュージーランドでは1961年の刑法179条により自殺幫助は禁止されている。事前指示書は1994年の保健・障害者委員法(Health and Disability Commissioner Act)により法的効力が認められている。

安楽死はニュージーランドでも認められていないが、安楽死合法化法案が議会に提出されたことはある。1995年にはマイケル・ローズ(Michael Rose)議員によってDeath with Dignity Billが、2003年にはピーター・ブラウン(Peter Brown)議員によって同名の法案が提出され、いずれも否決されている。

5. 課題

以上、日本及び海外の安楽死・尊厳死の法的現状の概要について述べてみた。

現在または近い将来、日本で積極的安楽死が合法化される可能性は低いと考えられているが、尊厳死に限ってみれば、適法と解する学説が有力となっており、世論も容認の方向に傾いている。終末期医療の一貫として、日本を含め各国が安楽死・尊厳死問題と取り組むに当たり、解決すべきと思われる課題をいくつか挙げておく。

5.1 決定権の主体

終末期医療の決定権に関する論議では、法律家は「患者本人の自己決定権」を、医師は「家族の意思」をそれぞれ尊重する傾向があると言われている。厚生労働省の『終末期医療の決定プロセスに関するガイドライン』では、次のように規定している。

患者の意思が確認できる場合は患者の意思決定を基本とする。

患者の意思の確認ができない場合で家族が患者の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、患者の意思を推定できない場合には医療・ケアチームが家族と十分に話し合い、患者にとって最善の治療方針をとることを基本とする。

家族がいない場合及び家族が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、患者にとっての最善の治療

方針をとることを基本とする。

日本は欧米に比較すると、医療の場においても「家族」が前面に出ることが多いように思われる。例えば、閉経後の母親が不妊の娘のために行った代理懐胎が公表されたとき、あるいは臓器移植のレシピエントとして親族を優先的に指名できる制度が採用されたとき、「家族への思いを尊重するのは当然」とする風潮があった。他方、「家族の重荷になりたくない」という理由から安楽死や尊厳死を望むという人が日本には少なからず存在する。だが、もっぱら家族の利益のために、あるいは家族の犠牲の上に立って、医療行為に関する決定、特に死に関する決定がなされるということは容認し難い。家族が最終判断を下さざるを得ない場合でも患者本人の意思を最大限尊重することが求められる。患者の現時点での意思が不明な場合も、リビング・ウィルなどにもとづき、何よりも患者本人の利益を考慮して決定がなされるべきであり、『ガイドライン』の原則は厳守されなければならないと考える。

5.2 未成年者と意識喪失者の自己決定権

ほとんどの国では、終末期医療の決定権は「成人（18歳以上）」に認められているが、未成年者には自らの生死を決定する権利がまったく付与されないままでよいのかという疑問が生ずる。

現在、法律により未成年者を対象とした自発的な安楽死を認めているのはオランダのみである。オランダ安楽死法によれば、16歳以上18歳未満の患者の場合、医師は親または後見人と相談した後、患者の安楽死・自殺幫助の要請に応ずることが許される。また、12歳以上16歳未満の患者の場合は、親または後見人が同意すれば、患者の要請に応ずることができる。

2011年2月、日本小児科学会倫理委員会作業部会が、回復の見込みがない重症児の終末期医療について指針案をまとめた。指針案では子どもの意思を尊重し、子どもが治療を希望しない場合、親または保護者が治療差し控えや治療中止を自発的に望み、それが子どもの最善の利益にかなうと判断されるとき

は治療差し控え・中止を認めるとした¹⁴。

日本では2009年の臓器移植法改正によって、臓器提供者の対象範囲が15歳未満の未成年者にまで広がった。それと同時に、未成年者でも臓器提供拒否の意思表示をすることが可能となった。今後は臓器移植に限らず、治療中止や安楽死・尊厳死などに関しても、ある年齢以上の未成年者には何らかの自己決定権が付与されるよう検討すべきかもしれない。

未成年者と同様のことは、意識喪失者にも当てはまる。井田良氏は、意識喪失状態時における自己決定の有効性について問題を提起している。意識喪失状態の患者の自己決定権はいかにして行使されるのか。意識喪失状態の患者の場合は、書面による事前のリビング・ウィルに依拠せざるを得ない。井田氏が指摘するように、患者本人の現時点での意思とリビング・ウィルが同一のものであるという保証はないが、リビング・ウィルは意識喪失状態の患者にとって「自己の決定権行使の可能性を確保する唯一の手段¹⁵」である。

患者の「自己決定」を尊重するとすれば、意識を喪失した患者の積極的安楽死や消極的安楽死（尊厳死）に関しても、本人の明確な要請にもとづいて実施されるという原則は貫かななければならないであろう。逆に言えば、患者の明確な意思が推定できない場合、それが意識を完全に喪失した状態であっても、患者の家族が代わって、生命の終焉に関する決定をすることは認められないと考える。

5.3 安楽死の実施者

日本の安楽死事件裁判の歴史を見ると、初期の頃は患者の家族が直接手をくだす「殺人」が主だったが、1990年代以降の裁判は（家族の依頼にもとづく）医師による安楽死・尊厳死事件に変わっている。今後もこの流れは変わらないであろう。

オランダ法、ベルギー法による安楽死、米オレゴン州などにおける自殺幫助の実施者は「医師」に限定されている。いずれも担当医が単独で判断するこ

¹⁴ 日本小児科学会倫理委員会作業部会『回復の見込みがない重症児の終末期医療の指針案』2011.2.

¹⁵ 井田良「安楽死と尊厳死」『現代刑事法』15号、2000.7,p.85.

とを防止するため、複数の医師による診察又は協議を求めている。スイスでは例外的に医師ではなく、民間団体が中心となって自殺幫助の活動を行っている。

安楽死や自殺幫助に関与しなければならない医師は、「患者の生命を救う」という義務感と「患者の意思を尊重する」という職業倫理のジレンマで苦悩するものである。ベルギー安楽死法 14 条では、「いかなる医師も安楽死の実行を義務付けられない」と規定しており、安楽死の実施を医師が拒否する権利を認めている。患者の自己決定権とともに医師の良心にもとづく拒否権も同時に尊重すべき権利ではないだろうか。

5.4 「耐え難い苦痛」と「回復不可能」の範疇

安楽死・自殺幫助実施には、「患者に耐え難い苦痛があること」と「回復の見込みないこと」(あるいは「末期状態であること」)などの条件を満たすことが必須とされている。問題は「耐え難い苦痛」が「身体的苦痛」に限り、「精神的苦痛」は含まれないのかどうかということである。オランダ安楽死法の 2 条 b 項は、安楽死の要件を「患者の苦痛が耐え難いもの」として、それが精神的苦痛にまで及ぶかどうかまでは規定していない。シャボット医師事件では、精神的苦痛も安楽死の要件として認める判決が下っている。ベルギー安楽死法 3 条 1 項は身体的苦痛とともに「恒常的で耐え難い精神的苦痛」も対象とすると明記している。

「耐え難い苦痛」と並んで「回復不可能な患者」とは何かという定義も難問である。「回復不可能」の範疇がどこまで拡大され得るかという条件次第で安楽死・自殺幫助が認められる者が決定される。前述の通り、ベルギー安楽死法では、身体的苦痛のみならず精神的苦痛のある患者も対象にしているが、どちらの場合も「医学的に解決法のないもの」という前提付きである。一方オランダでは、純粋に「医学的事情」を素因とするものとは言い難い安楽死の事例(ブロンゲルスマ事件)が発生している。医学的理由にもとづくものではなくとも、本人が「生きる希望をなくし、耐え難い苦痛があり、苦痛が改善される見込みがない」と主張すれば、それは一種の「回

復不可能な耐え難い苦痛」としてとらえてよいのだろうか。オランダ最高裁判所もブロンゲルスマ氏の自殺幫助を行った医師には有罪判決を下している。

精神的苦痛を安楽死・自殺幫助の要件に加えると「回復不可能な耐え難い苦痛」の範囲がとめどもなく拡大するおそれがある¹⁶。医学の進歩により、かつては不治だった病気も治癒可能となり、人々はより健康で長寿となった。それに伴い、孤独や絶望といった、非医学的な主観や社会環境から発せられる死への渴望を抱く事案が増してきた。

だが、安楽死や自殺幫助は第三者が介助する死であって、少なくとも日本では、安楽死・自殺幫助と自殺とは刑法上の意味が違う。もし仮に「精神的苦痛」に依拠した安楽死・自殺幫助を認めるとするならば、何らかの規制を設け、極めて慎重に対処していくしかないと思われる。

5.5 緩和ケアとの関係

オランダが安楽死の合法化へ向かっていたのと同時期、イギリスはホスピスを中心とする疼痛緩和ケアの充実を図る道を歩んでいた。イギリスの『医療倫理特別委員会報告書』(1994 年)には、安楽死に反対の立場を取るオランダ医師連盟(Nederlands Artsenverbond)が「オランダでも(イギリスと)同様の水準のケアを受けることができれば、安楽死を必要とする者は減少するだろう」と述べていると記された。また、「安楽死選択が可能になったことによって、オランダの緩和ケアの発達部分が部分的に妨げられているおそれがある」というオランダ福祉・保健・

¹⁶ 安楽死の要件に精神的苦痛を加えることに反対する意見がある一方で、人間の苦痛を極度に身体的なものに限定することの難しさを説く識者もいる。平等文博士は「人間にとって苦痛とは身体的次元の苦痛に限定されるものではなく、さまざまなレベルで人間は苦しむのであるという人間存在の多面性、重層性、総体性を示しているとするべきではないだろうか。…疼痛緩和技術やケアの質的向上にもなって、今日では安楽死が身体的な激痛からの脱出口というよりむしろ、『無意味さ』や『屈辱』という言葉で表現される全人的苦悩とのからみで問題になっていることがわかる。」と述べている。(「安楽死についての予備的考察」『大阪経大論集』53 巻 4 号,2002.11,pp.343-344.)

文化省幹部の証言も載せている¹⁷。オランダ安楽死法の法案提出者であったエルス・ボルス元保健相は後に「オランダが緩和ケアのプログラムの充実を待たずに安楽死を合法化させてしまったことは間違いであった」とまで語っている¹⁸。

この問題をめぐっては、緩和ケアが終末期医療の最終解決法として安楽死に代わるものであるという主張と緩和ケアがどんなに発達してもすべての患者を耐え難い苦痛から救うことは不可能であり、結局は患者の「自己決定権」に委ねるしかないという考え方があり¹⁹。安楽死選択以前に十分な緩和ケアが施されるべきという意見には異論はない。だが、終末期医療が果たすべき問題を緩和ケアのみで解決することができるかと問われると、即座には首肯できない。この点については、後述する。

5.6 安楽死合法化と「滑り坂理論」

生命尊重派は、ナチスの「安楽死政策」を典型例として挙げ、安楽死がいったん合法化されると、生命尊重の精神が崩れ、自発的ではない安楽死を招く可能性が一気に噴出する（滑り坂理論）と危惧している。一般国民向けの公的な医療保険制度が存在せず貧富の差の激しいアメリカではそのおそれが高い。逆に社会保障制度が発達し、家庭医（かかりつけ医）制度が根付いているオランダでは、社会的要因から安楽死を選択する必然性は低い。むしろオランダでは、前述の通り、緩和ケアの不備が安楽死選択の要因となっているのではないかとされている²⁰。

¹⁷ *Report of the Select Committee on Medical Ethics. Session 1993-94. HL Paper 21-1.p.67.*

¹⁸ *NRC Handelsblad. 2009.11.30.*

¹⁹ 阿南誠一『安楽死』弘文堂新書,1977,p.146、土本武史「安楽死合法化の根拠と要件(下)」『判例時報』1558号,1996.5.1,p.162.

²⁰ 自殺補助または安楽死が合法化されている米オレゴン州とオランダで行われた調査をもとに、高齢者や女性、無保険者、経済的困窮者、少数民族等の「社会的弱者」が特に高い比率で自殺補助・安楽死を選択しているという事実はないとする論者もいる。(Margaret P. Battin et al. "Legal physician-assisted dying in Oregon and the Netherlands :evidence concerning the impact on patients in "vulnerable" groups. *Journal of Medical Ethics*.vol.33 no.10,2007.)

その一方で、安楽死が非合法のままだと、かえって規制が働かず、水面下で安楽死が実施される危険性が高まるといった問題も提起されている。ヨーロッパ6か国（ベルギー、デンマーク、イタリア、オランダ、スウェーデン、スイス）を対象とした2001～2002年の調査²¹によると、「医師の幫助による死」はオランダが有意に高いが、「患者の明白な要請のない生命終焉措置」は、安楽死合法化以前のベルギーが最も高く、むしろオランダ以外の5か国では「患者の明白な要求のない生命終焉措置」が安楽死よりも頻繁に起こっていると報告されている。法律の存在のみで、水面下での安楽死が抑止されるかどうかを判断するのは時期尚早であるが、ある程度の歯止めとなっている可能性はある。オランダやベルギーなどの推移を今後も見守る必要がある。

5.7 結語 - 国家は個人に「生き続ける」ことを強要できるのか -

緩和ケアの充実により、安楽死に至るかなりの問題が解決されることが期待されている。だが、いかに医学や緩和ケア技術が進んでも、心身の状態が絶望的な状況のまま回復する見込みがない患者が皆無になることはないのであって、そうした患者の最後の砦として、緩和ケアと並び、安楽死・尊厳死という手段が残されていることは害悪であるとばかりは言い切れない。

福田雅章氏は、自己決定権にもとづく安楽死を肯定する立場から次のように述べている。

「...苦痛と意識朦朧状態を繰り返しながら確実に死に接近する末期の患者に対して、本人の真摯な希望があるにもかかわらず、なぜ『最後の服』の段階まで生き続ける、と命令することができるのだろうか。患者はなぜ『最後の服』まで待たねばならないのだろうか。苦痛とその除去、苦痛と睡眠状態の繰り返しを『全体としての苦痛』として把え、かかる苦痛から解放してやることも安楽死論の本来の任務ではなかったのだろうか。...『生命の不可侵性』という論理を盾に、国家はこのような場合にも、な

²¹ Agnes van der Heide et al., "End-of-life decision-making in six European countries: descriptive study". *Lancet*. vol.362 no.9381,2003.

ぜ最後の最後まで生き続けようと命令することが許されるのだろうか²²。」

自らの死は誰からも強要され得ない。個人の生死の決定は、国家はもちろんのこと親族、医師からも自由でなければならない。また、安楽死・尊厳死に対して賛否どちらの立場を取るにせよ、「(患者の)不任意の安楽死」と「推定的意思による安楽死²³」だけは合法化されるべきではない。

これら最低限の条件を満たしてもなお、安楽死問題は必然的に「生命保護の絶対性」と「自己決定権の無限性²⁴」との相克という壁に直面することになる。オランダ型の積極的安楽死あるいはスイス型の自殺補助活動を、イギリスで発展した緩和ケアと対比させ、二者択一を迫る議論は数多い。しかしながら、医療が高度に発達した現代に至っても、人類は生老病死に関するすべてを思い通りに操作できる地位に達したわけではない。万人がフリーハンドで「安楽死による苦痛なき死」か、「緩和ケアによる安らかな生」か、どちらか1つを選択するのは未だもって不可能である。

そうした終末期医療の現状の中であって、オランダの存在はひととき異彩を放っており、その先駆性で多くの人々を引きつけている。どんなに充実した医療・福祉制度に守られていても、他者に依存して生存する道は選びたくない。自己の尊厳を保ったまま生命を終結させたい。人生最後の選択は決して他者から押しつけられることなく、自分自身で行いたい。こうしたオランダ人の強烈な自主自律の精神こそが安楽死法を誕生させた原動力となったと言われている²⁵。

むろんオランダ以外の国民がオランダ人の価値観や人生観を模倣し、終末期医療に対するオランダ人の考え方に全面的に賛同する必要はない。だが、人間は人生の最後の瞬間にあって自らの意思で究極の

選択ができることを主張することで、オランダは人間の生死における1つの「モデル」を人類全体に提示していると言えるのではなからうか。重要なのは、安楽死・尊厳死か、緩和ケアかという選択の中味よりも、自ら選択ができるということ、それ自体なのである。

生命保護の思想を尊重しつつも、個人の生死の問題は最終的には自己決定により凶らざるを得ないという大前提を認めること、そして社会は患者本人が可能な限り自由な立場で生死のあり方を選択できるような環境を整備すること、それが現在、終末期医療について言える最大公約数の解であり、オランダのみならず、日本を含めた世界の医療界が今後めざすべき目標となるのではないかと思われる。

(主要参考文献)

- ・安楽死研究会、石原明編「諸外国における安楽死の動向(一)～(三)」『神戸学院法学』25巻3号～26巻1号,1995.7～1996.7.
- ・中山研一『安楽死と尊厳死 - その展開状況を追って』成文社,2000.
- ・恩田裕之「安楽死と末期医療」『調査と情報 - Issue Brief』472号,2005.3.11.
- ・『世界のリビング・ウィル』日本尊厳死協会,2005.
- ・五十子敬子『死をめぐる自己決定について - 比較法的視座からの考察』批評社,2008.
- ・John Griffiths et al., *Euthanasia and Law in Europe*, Oxford and Portland, Oregon : Hart Publishing, 2008.

²² 福田雅章「安楽死をめぐる二つの論点 - 安楽死はタブーか - 」『自由と正義』34巻7号,1983.7,pp.51-52.

²³ 町野朔「違法論としての安楽死・尊厳死 - 複合的な視点 - 」『現代刑事法』14号,2000.6,p.43.

²⁴ 同上

²⁵ 林(平野)美紀「死の自己決定 - 自殺と安楽死 - 」『精神保健研究』49号 suppl.,2003,p.72.

(参考資料)

1. 主要国の安楽死・自殺幫助・尊厳死等に関する規定

	安楽死、自殺幫助に関する規定	尊厳死、リビング・ウィルに関する規定
スウェーデン	安楽死、自殺幫助に関する法規制なし	
ノルウェー	刑法 235 条 (安楽死禁止) 刑法 236 条 (自殺幫助禁止)	
フィンランド		患者の権利法 (1992 年) (リビング・ウィル承認)
デンマーク	刑法 239 条 (安楽死禁止) 刑法 240 条 (自殺幫助禁止)	患者の権利法 (1998 年) (リビング・ウィル承認)
ドイツ	刑法 216 条 (囑託殺人禁止)	患者指示法 (2009 年) (リビング・ウィル承認)
オーストリア	刑法 77 条 (囑託殺人禁止) 刑法 78 条 (自殺幫助禁止)	患者指示法 (2006 年) (リビング・ウィル承認)
スイス	刑法 113 条 (慈悲殺人禁止) 刑法 114 条 (囑託殺人禁止) 刑法 115 条 (利己的な理由による自殺幫助禁止)	
オランダ	安楽死法 (2001 年)	
ベルギー	安楽死法 (2002 年)	
ルクセンブルグ	安楽死法 (2008 年)	
フランス		尊厳死法 (2005 年)
イタリア	刑法 579 条 (同意殺人禁止) 刑法 580 条 (自殺幫助禁止)	
スペイン	刑法 143 条 (自殺幫助禁止)	患者の権利法 (2002 年) (リビング・ウィル承認)
ポルトガル	刑法 134 条 (囑託殺人禁止) 刑法 135 条 (自殺幫助禁止)	
ギリシア	刑法 133、134 条 (安楽死禁止) 刑法 300 条 (自殺幫助禁止) 刑法 301 条 (自殺関与禁止)	
イギリス	自殺法 2 条 1 項 (自殺幫助禁止)	精神能力法 (2005 年) (リビング・ウィル承認)
アメリカ	オレゴン州尊厳死法 (1997 年) ワシントン州尊厳死法 (2009 年)	連邦患者の自己決定法 (1985, 1989 年)
カナダ	刑法 241 条 (自殺幫助禁止)	
ニュージーランド	刑法 179 条 (自殺幫助禁止)	
日本	刑法 202 条 (自殺教唆、自殺幫助、同意殺、囑託殺人禁止)	

(参考文献)

・ Council of Europe, “ STEERING COMMITTEE ON BIOETHICS(CDBI) Replies to the questionnaire for member states relating to euthanasia (20 January 2003)”

<[http://www.coe.int/t/dg3/healthbioethic/Activities/09_Euthanasia_en/INF\(2003\)8e_replies_euthanasia.pdf](http://www.coe.int/t/dg3/healthbioethic/Activities/09_Euthanasia_en/INF(2003)8e_replies_euthanasia.pdf)>

・ Assisted Suicide Laws around the World <www.assitedsuicide.org>

2. 各国の安楽死・自殺幇助法の比較

	オランダ	ベルギー	豪・北部準州	米・オレゴン州
制定年	2001 年	2002 年	1996 年 (1997 年廃止)	1997 年
法の対象	安楽死・自殺幇助	安楽死	安楽死・自殺幇助	自殺幇助
年齢	18 歳以上 * 12 ~ 17 歳(条件付き)(2 条 2 ~ 4 項)	成人(18 歳以上)または親権解放の未成年者(3 条 1 項)	18 歳以上(7 条 1 項)	18 歳以上の州住民(1.01 条)
病状	耐え難い苦痛があり、回復の見込みがないこと(2 条 1 項)	回復の見込みがなく、耐え難い継続的な苦痛があること(3 条 1 項)	他に治療法がなく、激しい苦痛があること(7 条 1 項)	余命 6 か月以内の不治・回復不可能な末期状態(1.01 条)
要請	熟慮の上、自発的に要請(2 条 1 項)	自発的で熟慮の上、繰り返しなされたもので書面によって要請(3 条 1,4 項)	健全な精神状態で自発的かつ熟慮の末に書面によって要請(7 条 1 項)	自発的に要請し、2 名の証人のもとでの書面による(2.01 条,2.02 条)
精神的苦痛	規定なし	含む(3 条 1 項)	規定なし	規定なし
待機期間	規定なし	書面による要請後 1 か月間(3 条 3 項)	口頭による要請後 7 日間、書面による要請後 48 時間(7 条 1 項)	口頭による要請後 15 日間、書面による要請後 48 時間(3.08 条)
セカンドオピニオン	担当医は 1 名以上の他の中立の立場にいる医師と相談し、後者の医師は患者を診察し、ケア基準を満たしていることを証明(2 条 1 項)	他の医師の診察(死期が切迫していない場合は専門医又は精神科医の診察)(3 条 2,3 項)	主治医以外の中立の立場にいる医師と精神科医の診察(7 条 1 項)	担当医以外の専門医が担当医の診断結果を確定し、患者の判断能力、自発性などについて証明(3.02 条)
評価制度	地域審査委員会(3 章)	連邦管理評価委員会(5 章)	規定なし	規定なし

報告論文

(研究ノート : Research Report)

「スピリチュアリティ」とは

- ヘーゲル『エンツィクロペディ』の体系区分を手掛かりに -

佐々木 健
日本国際情報学会

What is “Spirituality”?

—In Reference to the Table of Contents of Hegel’s *Enzyklopädie* —

SASAKI Takeshi
Japanese Society for Global Social and Cultural Studies

In this paper the author is concerned with the notion of “Spirituality” and makes a theoretical analysis of what spirituality is and what it is not. An attempt is made to show that the essence of what is spiritual does not lie in its being or existence, but in its relatedness to that principle which makes humans truly human and renders the life of human beings really worth living, giving it the universal meaning and significance which every person in this life is entitled to enjoy fully and in entirety.

1

近年、「スピリチュアル」あるいは「スピリチュアリティ」ということをめぐって、様々な議論や主張が展開され、出版界の一部を賑わせています。

神学・宗教学・哲学や生命倫理・医療倫理の分野から学問的な観点に基づいて出される専門的な議論があります。また、自信をもって人生を過ごすにはどうしたらいいかで悩んでいる人たちに、日常生活態度を「プラス志向」に切り替えるための「心のもち方」に関する実際的な処世術を提供しようとするものが見られます。さらに、吉を招き凶を退けるための占術まがいのハウツー物も書店のコーナーの一部を占領しているようです。

「スピリチュアル」あるいは「スピリチュアリティ」という言葉に対して、確定的な訳語は編み出されていません。訳語云々に拘泥せずに、問題の実質、何が問われているかの内実を突き止めることが大事でしょう。

また、正確な定義や厳格な論理が求められる専門的な学問的議論についてみても、異なった理論的な立場や思想傾向に立つ人々を広く納得させることの

出来る概念規定や問題解決の方向性の提示が、十分な形で行われるにいたっているとは、にわかには断定しがたいところがあります。いまだに堅固な理論的基盤のうえで議論が行われていないようです。

その原因はどこにあるのでしょうか。

私たちにとって、私たちが人間であることの根拠は何か、私たちが人間であることの根源的な意味は何か、という根本的な問いが等閑に付されているからではないでしょうか。

2

それでは、「スピリチュアル」あるいは「スピリチュアリティ」ということが人間存在にとってどのような関係にあり、いかなる意味を担うのか。ここで、この点を、回り道をしながら、考察してみましょう。

有力な題材となるのが、WHO（世界保健機構）憲章の前文に掲げられている「健康」の定義と、これに対して提出された改正案でしょう。（「スピリチュアル」あるいは「スピリチュアリティ」というトピックが脚光を浴び、学界や言論界で取り上げられるようになったのは、改正案がWHO総会の議題に

上った平成10年(1998年)頃より後のことであるように思われます。定義を見直そうとする機運が、広い関心を喚起し盛んな議論を引き起こす火付け役となったようです。)

まず現行の定義を掲げます。

Health is a state of complete physical, mental and social well-being and not merely the absence of disease or infirmity.

「健康とは、ただ単に疾病にかかっていない、あるいは病弱ではないということにすぎないのではなく、〔むしろ積極的に〕身体的、精神的、そして社会的に、申し分なく善くある〔安寧ないし幸福の〕状態のことである。」

(引用者試訳、〔 〕内は引用者補足)

以下は改正案です。これはまだ正式に採択されていません。

Health is a *dynamic* state of complete physical, mental, *spiritual* and social well-being and not merely the absence of disease or infirmity. (イタリックは引用者)

「健康とは、ただ単に疾病にかかっていない、あるいは病弱ではないということにすぎないのではなく、〔むしろ積極的に〕身体的、精神的、スピリチュアルな、そして社会的な次元で、申し分なく善くある〔安寧ないし幸福の〕状態を目指す前進的な動的過程のことである。」

(引用者試訳、〔 〕内は引用者補足)

「定義」のなかで、「健康」であることの条件の一つとして、「社会的」に「善くある状態」が掲げられていること自体が、驚きです。この上に、改正案では、イタリックで示した *dynamic* と *spiritual* の2語が加えられています。

ここで、*dynamic* については触れません。焦点を *spiritual* に絞ります。

たしかに、*spiritual* という横文字言葉がもつ文化的、学問史的な含意に着目すれば、西欧語としてのこの語と密接に関連している学問分野(例

えばカトリック神学)の理論的な枠組の中で、厳密な言語学的・文献学的・教義学的な考証を踏まえながら論じることが必要となるでしょう。個別的な専門分野の純粋に学術的なレベルでは、そのような手続きは必要不可欠であるかもしれません。

しかしながら、*spiritual* をそれだけ切り離して、単独で分析し吟味しても、今ここでの議論の脈絡から言って、さほど意味のあることとは思われません。

「身体的」、「精神的」、および「社会的」ということとの関連で、「スピリチュアル」あるいは「スピリチュアリティ」ということが「人間存在とは?」と「人間が生きる理由は?」という問題全体の中でどのような位置と意味を有するのかを確定することが肝心でしょう。「スピリチュアル」あるいは「スピリチュアリティ」ということが内包する問題の所在、あるいはこの語が示唆する問題の射程と深みを、まず、押さえなければなりません。

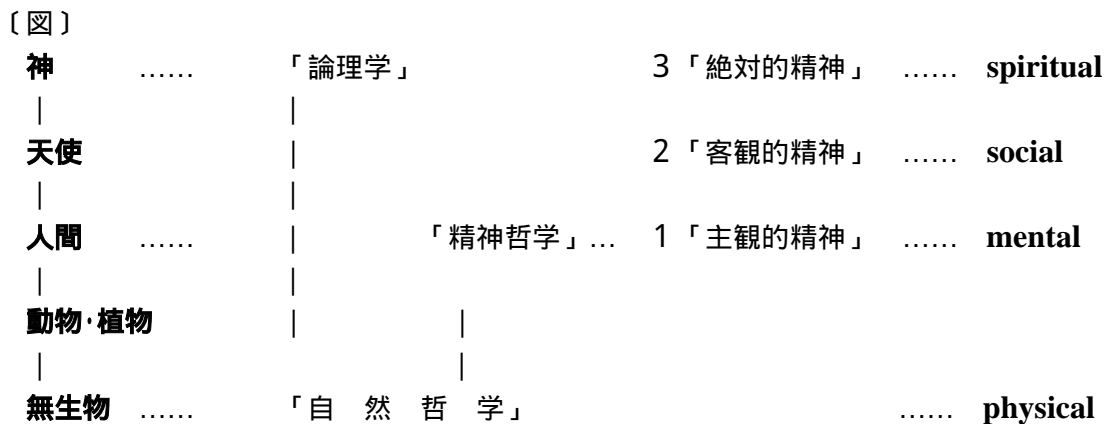
3

そこで、思い切って、19世紀ドイツの哲学者ヘーゲルの著作を引き合いに出します。ヘーゲルが自分の哲学体系に従って諸学問を整理し普遍的な連関において記述した著作『エンツクロペディ』(詳しくは『哲学的諸学問に関するエンツクロペディ綱要』)です。この著作の体系区分および内容構成・編成に、「身体的」、「精神的」、「社会的」および「スピリチュアル」を重ね合わせてみます。

たしかに、いかにも突拍子もない、唐突で突飛な企てのように思われるでしょう。しかし、あえて重ね合わせてみることによって、改正案を支える世界観の根底には、古代ギリシアより継承されヘーゲルによって理論的に集大成された西ヨーロッパの思想史的な伝統とも言うべき世界図式が下敷きになっていることが理解されるでしょう。

『エンツクロペディ』は、「論理学」、「自

然哲学」および「精神哲学」の3部からなります。



- 1) 図の左側に配した**神 - 天使 - 人間 - 動物・植物 - 無生物**という存在の階層序列は、図式的には、3角形のピラミッド型のヒエラルヒーの形態をとります。古代ギリシアのアリストテレスによって構想され中世の西ヨーロッパのキリスト教文明に摂り容れられた世界像です。
- 2) 上の階層序列の中で、**天使**は、徳・功德・卓越性 (virtue, aretē) を象徴しています。単に知性的でなく、道徳的・倫理的な実践の世界に対応します。
- 3) 『エンツイクロペディ』の叙述の展開は、「論理学」「自然哲学」「精神哲学」の順序で行われます。
- 4) ヘーゲル自身は「論理学」を、大宇宙と諸々の有限な精神を創造するに先立って神自身が描いた世界創造と世界統治の設計図を叙述したものであると規定して、一面では、「論理学」のもつ「神学的」側面を強調しています。
- 5) 「論理学」で描かれた理念が、神の世界創造の行為を通じて理念本来の姿を失って時間・空間、物質の運動、等といった形態を取るところから、「自然哲学」は始まります。
「自然哲学」では、力学(時間・空間、物質・運動、万有引力の法則)、物理学(光学、気象学、化学)、および有機体学(地質、植物、動物)の世界が論じられます。最後の有機体学の部分で生物が登場します。人間の身体的な部分
- 6) 「自然哲学」で理念は人間の身体の状態に到達します。この身体に「理性」的な部分が加わって、人間の精神が登場します。「精神哲学」はここから始まります。「精神哲学」はこの精神が自己を高め自己を自覚する自己形成の過程・道程を追究します。
- 7) 「精神哲学」は、第1部「主観的精神」(魂・心、意識、精神)、第2部「客観的精神」(法律・権利、道徳、倫理〔家族、市民社会、国家〕)、および第3部「絶対的精神」(芸術、宗教、哲学)から成っています。
- 8) 「精神哲学」のなかの、まず「主観的精神」の部分で論じられる世界は、内容的に、**mental**な世界に対応します。次の「客観的精神」の世界は **social** な世界にあたります。最後の「絶対的精神」の世界こそ、**spiritual** な世界に相応します。
- 9) 「絶対的精神」の世界は、芸術 宗教 哲学という行程を辿ります。いわば「神」という「根源」から出てきた人間存在、人間精神が、今度は、自分が向かうべき「目的」としての「神」を目指して運動し、神へと帰り還帰する道程となります。途中に「宗教」Religion の階梯があるように、この道程は、人間存在ないし精神が、

一端そこから切れてしまった自らの根拠 = 「根拠」である「神」と再び結びつく (=再・結合 re-ligio する) 努力の過程以外の何者でもありません。spiritual という言葉は、人間の存在根拠にかかわる次元を指し示しています。

上の〔図〕およびその説明の主旨を要約し図式化すれば次のようになります。

physical + mental

(身体と精神；人間は、身体と精神との有機的統一体としての全体的存在である)

social

(社会；全体的存在である人間は、社会的存在〔アリストテレスの言う「ポリス動物」〕であり現実的な存在である)

spiritual

(魂；社会的存在としての人間は、同時に、「再・結合」を求める存在、自己の存在根拠を追究する存在である。)

以上から明らかなように、spiritual、ないし「スピリチュアル」ということは、“人間存在の根拠に関わる”という意味です。人間を本当の人間であらしめるもの、人間の存在を真実の意味で人間らしい、尊厳のあるものにしていくものとは何か、人間にとって人生の意味は何か、という根源的な次元の問題を指し示しています。

4

したがって、spiritual well-being とは、人間自身が上記のような根拠を与えられ、またその根拠を自ら自覚して、真の意味で幸福になっていることを意味します。本来の真実の自己に気づかされること、そして同時に、自分の存在根拠に支えられることによって人生の意味が揺らぐことのない基礎を獲得できていることに他なりません。(spiritual well-being

という考えは、通常の憶念や世間的常識における「健康」概念とは問題の水準を異にし、それを超えていることは明白です。)

このような「幸福」は、私たち一人ひとりが生前、元気な間に与えられなければなりません。自分の肉体を失ってこの世を去る以前に実現していなければならないでしょう。この点は、どうしてもはずすことの出来ない論点でしょう。そうでなければ、「健康」の定義に、わざわざ「スピリチュアル」という語を挿入する必要は、原理上、ないからです。

以上のことと関連して、spiritual care ということについてみてみましょう。

spiritual care と言う場合、「スピリチュアル」という観念の孕む問題の内実をとことん突き詰めてその論理的な極限にまで徹底していけば、どういう帰結になるのでしょうか。

spiritual care とは、この二つの語の根源的な意味において、「存在根拠、人生の意味、等に関わる」「魂」の問題の解決に向けての「他者」*の努力に対して根本的な「配慮」をすること、と定義できるでしょう。

* 「私」にとって親密な間柄にある「あなた」は、世間的な意味で「他人」ではありません。しかし、「他者」です。自分ではない者、自己以外の者は、すべて「他者」です。

2種類の「他者」を区別しなければなりません。人間界の内部について言えば、親、子供、家族、友人、同僚、同胞、先生、弟子、地域の隣人、等のように、「私」が親密な、自分の存在にとって極めて重要な「関係」に置かれている「他者」(「自分の他者」と、全く見ず知らずの、何の関わりもない、疎遠な、赤の他人としての「他者」(「端的な他者」あるいは「他者一般」と)です。

spiritual care において「私」が関わる「他者」は前者のほうです。

今、ここで問題にしなければならないのは、次の2点です。

第1に、spiritual care は、死に直面している患者を対象とする「終末医療」の領域で「緩和ケア」との関連で取り上げられる傾向が強くなってきたように思われます。だが、spiritual care という場合、死に直面した患者の「肉体的」・「精神的」な苦痛を緩和するものにとどまってはならないでしょう。患者が生前に「幸福」になって「死」に向き合い、しかも、原理的には、「死後」においても「幸福」であり続けられることを可能にするものでなければなりません。

死に直面しているのは「終末期」の患者だけではありません。人間は誰も、その人生のどの瞬間においても死に向き合っており、そして死後、自分はどうなるのか、という根本的な問題に突き当たっています。この問題を抱え、自分は何のために存在しているのかで懊悩している者に対して、その「魂」の救済に配慮することもまた、spiritual care の営みの一環です。

第2点はこうです。spiritual care は、「医療者」という有限で死すべき人間が「患者」というこれまた有限で死すべき人間を「ケア」する事態、また「魂」の問題の解決をめぐる苦しみ悩んでいる「あなた」という他者を「私」が「ケア」すること、を指します。しかし、「スピリチュアル」ということが3の末尾で述べたような意味であるならば、spiritual care というものは、生命倫理・医療倫理の範囲を超えています。また、有限な人間が、他者である同じく有限な人間に向き合うという、人間と人間との間柄の次元においては、spiritual care は完成しません。

「ケア」は原理的に、ロジカルに言えば、**人間を超えた存在が、**(この存在にとって**本源的な「他者」**である)人間の「魂」の問題の解決に対する大きな慈悲ある深甚な配慮や思いやりを示すことによってはじめて完全になり完結するものでありましょう。それ以外のものではありません。

「スピリチュアル」というカタカナ言葉が内包している問題は以上のような射程と次元をもっています。そうであるとすれば、このような問題を真の意味で根底から解決することの出来る普遍的な思想原

理を、今ほど全人類が必要としているときはないと言わなければならないでしょう。

5

以上述べたことの1事例として、あるいは、上記の問題へのアプローチのための1つの理論的な出発点として、夏目漱石の作品『門』を「スピリチュアリティ」とは何か、という視点から、見てみましょう。

漱石の『門』が提起している問題、少なくともその一つは、結論的には、こう総括できないでしょうか。暫定的ながら、以下のように問題を整理しておきます。

宗助*は、「門を通らずにいられない」はずなのに、ずっと「門の下にたたずむ」のである。作品の末尾の言葉です。「門の下にたたずむ」とは、「門を通る」とは、どういうことでしょうか。

* 「宗助」という主人公の名前は象徴的です。

「宗教」の「助け」を絶対に必要としている人間、ということを示唆しています。「宗教」というのは、ここでは、まずは、re-ligioの意味にとっておきましょう。re=「再」、ligio=「結合」ということです。「再び結びつく」こと(「再結合」)。いつか失ってしまった自分自身の存在根拠と再び結びつくこと、遠い昔に忘れてしまった(あるいはもともと無自覚であった)自分の人生の意味を明確に自覚すること、そのことによって本来のあるべき自己が取り戻される、ないし絶対に確実なものとなること。

「門の下にたたずむ」のほうから吟味しましょう。

悩み・苦しみの絶えないこの世の人生、またそのような世間の中で生きていかなければならないこの自己のあり方を、暗示しているでしょう。この世は、またこの世での人生は、いつまでたっても、限りなく、悩み・苦しみがつき物であることを、宗助は、春が来て「またじきに冬になる」という言葉で表

現しています。春が来て、また冬になり、その果てしない繰り返しにすぎないではないか。これがこの娑婆世界の実相なのだ、ここでの人生の姿なのだ、という心の奥底からの叫びなのです。人生の本当の姿は、幸せな家庭生活や安定した社会的な地位、名誉や財産ではない。いつまで経っても苦悩の終わることのないこの世のなかであくせくしている自分は何者なのか。安井の突然の出現によって宗助に突きつけられた本当の問題はそこにあったのです。その問題を解決できないまま悶々としている宗助の（そして人類の）実際の姿を、漱石は「門の下にたたずむ」と総括したと言えるでしょう。

次に、「門*を通る」。人生の本当の意味は、地位や名誉や財産に存するのではない。これらのものは次から次に形を変えて悩みや苦しみをもたらし続ける。実は、魂の問題の解決こそが最重要な案件である。自分とは何か、何ゆえに自分はこの世に存在しているのか、そしてどこに向かって歩んでいるのか、これを知ることである。この魂の問題の解決は、門のこちら側では不可能である。この問題の解決のためには、「門を通ら」なければならない。大多数の人は門の向こう側には何もないと考えている。門の存在さえ疑ってかかっている。否定しさえする。このような懷疑や疑心を乗り越えて「門の向こう側に出ること」が、本来あるべき真実の自己に気づかされること、しかも同時に、自分の存在根拠を与えられることによって人生の意味がしっかりした基礎を獲得できることに他ならない。

* 「門」は、具象的には、ゲートのことであることはいいまでもない。同時に、「門」という語には、「教え」の意味があることを想起すべきでしょう。「八万四千の法門」の「門」です。

したがって、「スピリチュアル」ということを「自分の存在根拠、人生の意味、等に関わる」と概念規定することができれば、「スピリチュアル・ケア」とは、根源的な意味においては、他者が「自分の存在根拠、人生の意味、等に関わる」魂の問題の解決に向けて払っている努力に対して根本的な「配慮」

をする、という営み、しかも（同じ有限者同士の間であれば）そのことによって、ケアする者自身がケアされる事態のこと、と押さえることができるでしょう。

中国による高速鉄道技術導入の問題点

最近の特許騒動と事故の遠因

西海 重和

日本大学大学院総合社会情報研究科

Problems about importing high-speed train technology in China

—The cause of the disturbance of Japanese manufacture's patent and the recent accident—

NISHIUMI Shigekazu

Nihon University, Graduate School of Social and Cultural Studies

China had the earnest wish of realizing homegrown high-speed train system as soon as possible. Thus China decided to develop homegrown high-speed train using French, German and Japanese technology. But China hoped to acquire the top level of high-speed train technology in the world too. As a result, China has imported the high-speed car, signal system, traffic control system, track from various advanced countries, though it has been advised to import them as a total system set from the same country. This decision was mistake, and was the cause of disturbance of foreign patents and accidents. China has improved high-speed train technology of the advanced countries without leave, and applied for the international patent. The mixed high-speed train system from different countries has caused train service troubles and accidents. As regard Chinese manufacture's international patent application, Japan should think the possibilities of the patent disturbance before the publication of the patent application although Japanese technology has acquired patent in Japan. And Japan must make an effort to protect homegrown high-speed technology.

1.はじめに

本年（平成23年）に入ってから、中国の高速鉄道¹を巡る話題、非常に報道が多くなっている。一つは、北京 - 上海の高速鉄道が今年、完成・開業を迎えるとともに、営業運転の最高速度が世界最速の350 km/h から 300 km/h に下げる方向に変更されたためである。また、その開業時期に合わせたかのようなタイミングで、中国の企業が、日本等から導入した高速鉄道技術を独自に改良・発展させたとして、特許申請を米国、ロシア、EU、カナダ、日本の5カ国・地域に行ったことも大きな論議を呼んだ。さらに、開業した北京 - 上海高速鉄道で故障等が相次ぎ、安全性への懸念が指摘され始めた矢先に、寧波

- 温州高速鉄道において高速鉄道車両同士が衝突して多くの死傷者を出すという大事故が起こった。そして、この事故を巡って、中国鉄道部など政府当局が、原因不特定のまま僅か一日で運転を再開し、捜索・救助も事故車両を破壊し、埋めた後、早期に終了したために中国政府への非難がインターネットの言論空間で急速に拡大したことも中国国内外の大きな注目を集めた。

中国の高速鉄道を巡る論点は数多くあるが、本稿では、最近起こった特許騒動と事故を巡って指摘されている中国高速鉄道技術の導入の問題点を考察したい。指摘されている問題点とは、例えば、日本など各国の報道機関等が指摘した、中国の高速鉄道は、日本、欧州等からの技術のコピーに過ぎず、しかも各国の技術の寄せ集めのため、運行管理等に一体性が無く、故障も多く、安全性に問題があるといった

¹日本の報道機関では「中国版新幹線」と表記されることが多い

指摘や、外国からの技術を導入し、契約に違反して勝手に改良を加えて高速化し、中国独自で開発した技術と偽って特許を申請しているといった指摘等であり、これらの指摘に対して正確な事実関係、実像等を明らかにしながら、中国の高速鉄道システムの導入に係る基本方針や意志決定における真の問題点、さらに知的財産保護や安全対策の問題点についてまとめることとしたい。

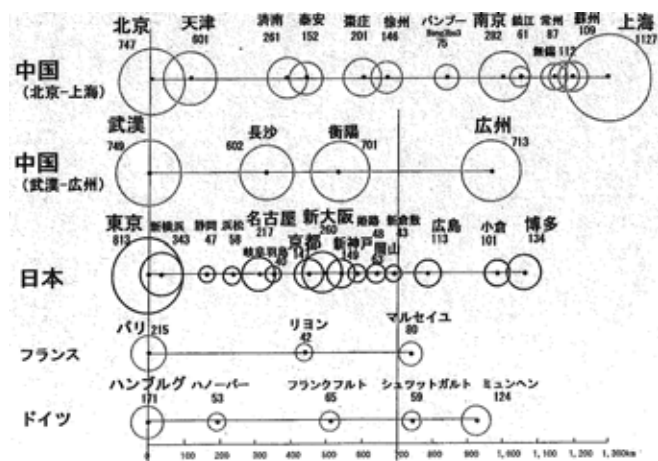
2. 中国による高速鉄道導入の経緯

まず、中国が高速鉄道を整備しようとした背景、また、技術を外国から導入しようとした理由と実際の導入の経過について事実関係を整理したい。

2.1 中国による高速鉄道整備の背景

鄧小平の南巡講話以降、中国経済が再び成長軌道にのった結果、大都市や産業都市を結ぶ高速大量輸送機関の整備は急務になってきつつあった。中国の場合、人口が多い大都市が幾つも連なる等人口の稠密性が高く、特に北京 - 上海間は、フランスやドイツの高速鉄道の沿線地域よりも人口の稠密性ははるかに高いため(図1)、都市間の高速大量輸送には高速鉄道が最適の輸送機関であった。

図1 高速鉄道沿線の主な都市人口(万人)の分布



出所：国土交通省鉄道局「中国高速鉄道セミナー説明資料」(日本語版原稿) 2005年11月作成。

また、中国は広大な大陸性国家であるため、貨物輸送における鉄道の役割が大きく、貨物鉄道が発達

していたが、これが旅客鉄道と軌道を共用しているため、既存の旅客鉄道の高速化・運行本数の増加の大きな制約となっていた。こうした高速鉄道新設の要請に加えて、1990年代末になると沿海部と内陸部の地域間経済格差の問題も表面化したため、中国は、新たに都市間の高速鉄道網を早急に整備する必要に迫られていた。

2.2 外国の高速鉄道技術の導入の経緯・理由

中国政府の担当当局(鉄道部;日本の国土交通省と現業部門である旧国鉄を合わせたような組織に相当)は、高速鉄道を国産で自主開発したいという基本方針を元々持っていた。このため、1990年代は、中国伝統の機関車列車に類似し、かつ協力関係も長かったドイツの高速鉄道ICE 1をベースとする動力集中方式(動力を先頭車に集中し、動力のない客車を引っ張っていく方式)を目標に自主開発を進め、2002年、試作車「中華の星」を完成させた。

一方、中国は、1996年以降、日本とも高速鉄道の技術交流を開始し、鉄道部総工師(国土交通省や旧国鉄の技監に相当)科学技術司長(旧国鉄の技師長に相当)等技術部門を中心に日本の新幹線の動力分散方式を高く評価し、この研究と自主開発を同時並行的に進めていた。その結果、2002年、電車方式の「先鋒号」の自主開発にも成功し、2002年は「中華の星」と「先鋒号」の2つの試作車の試験運転が行われた。ところが、試験運転の結果、2つの試作車とも300 km/h前後の最高速度を記録したものの、営業車両として運用するまでの信頼性には達しなかったため、鉄道部は早期の実用化は困難との結論に至った。

この結果を受け、鉄道部と国務院は、輸送力の増強と高速化が切迫してきたことも踏まえ、2003年春、従来の自主開発という基本方針から外国技術の導入と吸収によって高速車両技術の飛躍的發展を図る方針へ大きく転換した²。

これにより、それまでの日本との技術交流や世界

² 2003年に着任した劉志軍鉄道部長(2011年2月、汚職で更迭)が掲げた、輸送力の急速な拡充と技術装備レベルの急速な向上を目指す「跨越式發展」の中で方針転換が示された。

の技術動向をもとに、中国の高速鉄道車両の方式は、大量で効率的な輸送が可能な動力分散の電車方式（図2）に採用が決定された。

図2 日本方式と欧州の動力集中方式との比較



出所：国土交通省鉄道局「中国高速鉄道セミナー説明資料」（日本語版原稿）2005年11月作成。

2.3 在来線 200 km/h 化の各技術の導入と契約内容

以上のような経緯で日本をはじめとする外国から高速鉄道技術を導入することとなったが、諸外国からは、中国伝統の技術基準や欧州の基準、日本の新幹線基準等が中国では混在していたため、運行の安全性やダイヤの回復性が確保されないのではないかと懸念された。このため、中国は、非常に短い納期に対応する必要性にも配慮し、原型車（営業実績がある、ベースとなる外国の車両）の技術使用・基準をベースに導入し、中国で運行するために不可欠な条件のみ変更することに合意した。

こうした合意を踏まえて、2004年、在来線の高速化（青島 - 済南、北京 - 瀋陽、徐州 - 鄭州、杭州 - 長沙の4区間）のため、中速車両（200 km/h）の発注が実施された。しかし、入札参加条件の段階になって、本来の基本方針である国産化の考え方が反映され、現地生産のための技術移転、中国企業との共同受注（合弁での受注）を条件として入札が行われることとなった。これを受け、日本、フランス、カナダのメーカーがそれぞれ中国企業と組んで応じた。2004年11月の契約（第一次契約）では、200 km/h 級の「動車組」（中国の動力集中方式高速鉄道

車両の総称）として、川崎重工と中国の南車四方機車車両有限公司（以下、南車四方という。）のCRH2（60編成）、カナダのボンバルディア社と南車四方機車車両有限公司のCRH1（20編成、後20編成追加）、フランスのアルストム社と長春客車のCRH5（60編成）の導入が決まった。なお、この第一次入札ではドイツ勢が入っていないが、ドイツは入札参加条件である中国企業との共同受注に難色を示し、合弁のパートナーも見つからなかったため、第一次入札に応札できなかった。

この契約で川崎重工業は、分割併合運転により路線網を弾力的に運行することが可能なE2系1000番台（JR東日本の「はやて」ベース）で、60編成480両、契約総額1,400億円（うち川崎重工800億円）を受注したが、中国への技術供与や現地生産割合に条件が付けられた。具体的には、60編成のうち、3編成は完成車で、日本から出荷されて南車に納入されたが、6編成は中国で組み立てるロックダウン車両として納入され、残る51編成は、中国で南車四方との共同で製造し、中国鉄道部へ納入することとされた。この時、JR東日本も、川崎重工に対し、設計図面の使用や特許技術の中国国内での使用を許諾し、車両は2006年3月より順次納入された。

しかし、高速鉄道の安全な運用には、車両と一体的に運用できる信号システムや運行システム、き電等の技術も導入することが必要である。このため、信号装置は、中国のこれまでの各種信号方式（CTCS-2；欧州方式がベース）に対応するシステムと、200 km/h 以上の高速走行用に対応した日本の新幹線と同じ信号方式であるDS-ATC（デジタル式自動列車制御装置で、信号は高速走行のため線路脇でなく車両内にある仕組み；車上信号）が採用されることとなった。この結果、高速走行時とそれより減速した走行で2つの信号方式が併存することとなり、車両には速度表示をするDS-ATCの信号を含めて5つの信号のディスプレイが設置され、複雑となった。こうした調整結果を踏まえ、車上信号装置の発注が行われ、日本の日立工業が中国側企業の和利時と協力して80編成分（日本との合弁車両55編成分、カナダ・ボンバルディアとの合弁車両20編成分、フランス・アルストムとの合弁車両5編成分）を受注

するとともに、フランスの CSE 社が 60 編成分（アルストムとの合弁車両 55 編成分、日本との合弁 5 編成分）を受注した。契約総額は約 40 億円、2006 年 2 月より納入された。このうち、フランス CSE 社の納入した車上信号装置が、本年の寧波 - 温州間高速鉄道の事故が起こった区間に設置されていたものとみられる。

他にも、架線から通電するパンタグラフについては、中国の架線の高さが日本より高いため、欧州ベースの中国製パンタグラフを採用することとなり、無線方式も中国は各種あるため、先頭車屋根上中央に複数のアンテナを配置する等の工夫が講じられた。

2.4 導入後の保守の方式・基準

日本のはやてをベースとした CRH2 の保守については、当初予定していた欧州方式から、最終的に、日本以外の国との合弁も含め全ての CRH で、日本の新幹線方式に統一された。新幹線方式の保守の特徴は、交番検査、仕業検査等の日常検査を行う車両基地と、一定期間を経て行う全般検査・代車検査等全ての検査と部品類の検修も行う総合車両基地に役割分担して車両保守基地を配置する点である。勿論、日本方式に合わせたといっても、日本以外の国の技術をベースとした各 CRH の保守の周期や保守基準については、原型車の方式にならうこととなった。

3.さらなる高速鉄道技術（300 km/h）の導入

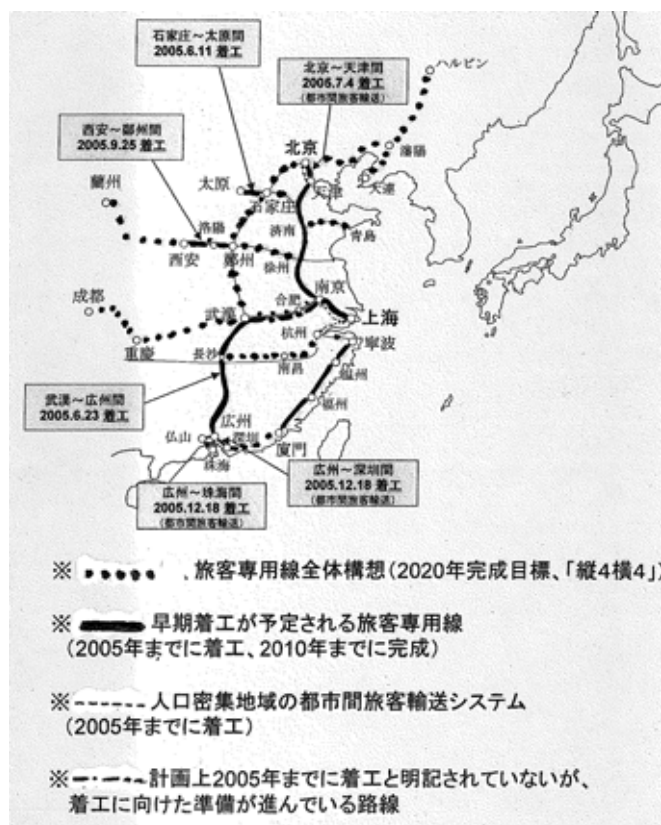
一方、さらなる高速化と高速鉄道路線網の拡大という差し迫った課題から、中国政府は、300 km/h 級の高速鉄道の旅客専用線建設のプロジェクトを決定した。しかしながら、300 km/h 技術では、中国は後述の通り、日本側が安全確保のため求めた車両、信号、運行管理システム等の分野の一体導入に一度は同意しながら、最終的には、国産化と世界最先端レベルへの早急な到達のため、各分野で各国の先端技術を導入する方針に大転換し、混合システムを許容する結果となった。

3.1 300 km/h の高速化の概要

さらなる高速化 300 km/h のプロジェクトは、北京 - 上海高速鉄道だけでなく、12,000 km（四縦四横）

に及び旅客専用線と都市間旅客輸送線を 2020 年までに整備する、という大規模なもの（「中長期鉄道網計画」；2004 年 1 月国务院承認）となった。計画では、2005 年までに着工、2008 年までに完成を目指す路線として 1 区間（北京 - 天津の都市間旅客輸送線）、2010 年までの完成を目指す路線として 5 区間（北京 - 上海、武漢 - 広州、西安 - 鄭州、石家荘 - 太原、寧波 - 廈門）、その他 2005 年までに着工すべき路線として、南京 合肥 武漢、広州 - 珠海（都市間旅客輸送船）及び南京 上海 杭州（都市間旅客輸送船）が盛り込まれた（図 3）。そして、2005 年 6 月の石家荘 - 太原間及び武漢 - 広州間の着工を皮切りに、北京 - 天津、西安 - 鄭州間、広州 - 珠海間が 2005 年内に着工した。さらに、北京 - 天津及び武漢 - 広州が、2006 年 3 月までにシステムを決定した。

図 3 中長期鉄道網計画及び早期着工路線の概要



出所： 国土交通省鉄道局で、2006 年 1 月作成。

3.2 300 km/h 級高速鉄道システムの一体導入方針

各線区の高速鉄道システムの決定については、中

国鉄道部の中に設置された「システムインテグレーション・プロジェクトチーム」(総責任者;張曙光運輸局長)が中心的な役割を担うこととなった。当初は、欧州と日本の先端技術を用いた高速車両を、中国の信号システム(CTCS-2;欧州方式がベース)を用いて運行することを検討していたが、300 km/h 級で走行する旅客専用線に異なった技術が混在して導入されることに対し、日本側は強い懸念を中国側に示した。特に、車両、信号、運行管理システムの3点セットが揃わない限り一切協力できないというJR東日本の強い懸念が伝わり、2005年下期より中国側もトータルシステムでの導入の重要性について理解を深めていった。その結果、2005年12月には、日中技術交流の場において、張曙光運輸局長より「車両、信号、運行管理システムの3点に、き電、旅客サービス、インフラ施設を加えた6部門からなるトータルシステムとして技術導入を進める。日本、ドイツ、フランスの技術は混在させない。」との意思表示がなされ、前出のシステムインテグレーション・プロジェクトチームの対外総窓口である袁宝軍処長名で文書³(抄;「日本連合が、トータルシステムと6つのサブシステムにつき一つの統一されたチームを組成し、競争性交渉に参加することを希望する。」)が手交された。

そして、中国側は、北京-天津、武漢-広州、西安-鄭州等5路線をトータルシステム一括導入の検討対象とし、2006年1月、まず北京-天津間でのトータルシステムでの一括導入を前提に、日本、ドイツ(シーメンス社)、フランス(アルストム社)の3つと技術交流・見積書提出・契約交渉が行われた。

3.3 300 km/h 高速化の車両・信号等の導入方式

旅客専用線を走行する300 km/h 級の高速車両(高速車)については、2005年12月、川崎重工と中国の南車四方に、旅客専用線を走行する300 km/h 級のCRH2(CRH-300、1編成8両)について、60編成480両が発注された。また、中速車両の入札で合併

に難色を示して応札できなかったドイツのシーメンスは、唐山客車と合併し踏み切り、2005年11月に、300 km/h 級のCRH3(60編成480両)を受注した。なお、この時、中国政府は国内世論に配慮して対外的な公表を控えるとともに、日本側関係者にもその旨の指示がなされた。

300 km/h への高速化改良に当たり、南車四方は、川崎重工に協力を求め、同社は「車両の一部設計の変更の請負」という形で技術支援を行うこととした。しかし、車両の生産に必要なE2-1000型「はやて」車両の設計図書の使用に関するJR東日本の承諾のないまま、川崎重工のリスクにおいて行われた不完全なものであり、設計図書の使用に関するJR東日本の承諾は、3点セットが確約された後に行われることとなった。また、川崎重工と南車四方との契約では、CRH2-300(-300は300 km/h 級の表記)一層の高速化のための技術支援により、営業最高速度を200 km/h から275 km/h に引き上げるとしていたが、2007年12月から順次完成した車両は、2008年8月の北京オリンピックに合わせて開業した北京-天津間旅客専用線で、営業最高速度350 km/h と契約を大幅に上回る速度で運行を開始した。この営業最高速度の引き上げは、川崎重工に相談なく行われたため、日本連合は中国に抗議し、川崎重工は時速275 km/h を超えて走行した車両については、故障や事故等を含め一切免責されるとの書面を中国鉄道部から取り付けた。その後も、CRH2-300は、同じ300 km/h 級であるドイツをベースとするCRH3(シーメンスと唐山車両)とともに350 km/h で運行(営業運転としては世界最高速度。現在は330 km/h で運行)されることとなった。この契約違反以降、後述するように、中国による高速鉄道技術の一体導入方針の破棄、350 km/h への急激な技術改良と自主開発の強調など、中国の高速鉄道整備の変質を窺わせる事案が相次いで発生するようになった。

中国の高速鉄道技術導入の変質は、信号や運行管理システムでも続いた。300 km/h 級の高速車に搭載する車上信号装置及び旅客専用線に敷設される地上信号措置については、中国鉄道部は、日本側からの再三に渡る懸念を受けてCTOS-2(欧州方式がベース)導入を見直し、トータルシステムの一環として

³ 2005年12月11日付、北京天津城際軌道交通工程システムインテグレーションプロジェクトチーム(袁宝軍サイン)発出、日本連合宛文書。

日本の新幹線用の DS-ATC の導入も検討するようになり、2006 年 5 月、6 月に、武漢 - 広州間、広州 - 深圳間、西安 - 鄭州間の信号システムに関する技術入札が実施され、日本、ドイツ、フランスそれぞれとの間で、優先交渉権の交渉まで行われたが、中国側の方針転換で、欧州技術をベースに国産化した CTOS-2 が基本形として採用され、日立が僅かに技術支援することとなった。また、運行管理システムについても、日本側の懸念は中国側に容れられず、中国独自の運行管理システムが採用された。

一方、インフラ部では、中国側が日本のスラブ軌道（無道床軌道）⁴の施工性・メンテナンスでの優位性に高い関心があったことから、2007 年 5 月、技術移転契約が中国鉄道部との間で締結され、武漢 - 広州間のうち、約 23 km がスラブ軌道となり、2005 年 7 月の契約で整備された広州駅付近のスラブ軌道試験線 7 km と併せて、武漢 - 広州間の 30 km でスラブ軌道が採用された。しかし、スラブ軌道の採用は限定的となり、日本の企業連合は、この時の技術移転契約で、スラブ軌道技術の保全のため、技術資料の提供及び中国内における使用許可は中国国内に限定すると明記した。さらに、特記事項として、スラブ板の製作等に当たっては、日本の経験と実績に基づく範囲内での協力とすること、日本と異なる信号でも走行可能とするために中国側が要求したスラブ板の絶縁対策は中国側が責任を持って行い、日本側は責任を負わないことも明記された。

4. 高速鉄道技術導入の方針転換

4.1 自主的な高速化改良の拡大

中国側の方針転換は、300 km/h 級の高速鉄道区間である武漢 - 広州間、広州 - 深圳間、西安 - 鄭州間の信号システム等の技術入札で明確となった。この入札で日本は新幹線システムで応札し、ドイツ連合、フランス連合との競合となったが、2006 年 10 月、中国鉄道部は全ての技術入札をキャンセルし、自主開発による国産化の方針のもと、各技術分野で個別

⁴ バラスト（砕石）を使用せず、鉄筋コンクリート板を路盤上に連続して敷設したもので、世界では日本とドイツ（レーダー軌道）がこの技術を、それぞれ異なる形式で保有。

に交渉する方針に大きく転換した。

この方針転換が、日本、ドイツ、フランスに与えた影響は大きく、特に日本にとっては、同時期にハルビン - 大連間についてのみ、日本の 3 点セット側の導入を要望したいとの意向が中国側から示されたため、中国側の意向、真意を再三確認しなければならない事態が生じた。

確認の結果、日本側は、「中国鉄道部が、自主的な開発・調整により、各国の技術を個別的に導入するとの方針に転換し、入札方式を一方的に変更した」との認識に立って対応方針を改めた。3 点セットが実現されない以上、「日本の新幹線システムではない」との前提に立って、個別分野ごとの技術について、各メーカーが個別に対応することとし、JR 東日本の協力が必要な分野については、JR 東日本の知的財産権の取り扱いでどこまで協力が可能か検討し、対応することとした。

他方、中国側から日本の 3 点セットで進められないかと打診があったハルビン - 大連間については、日本が経験したことのない極寒地対応の問題があることから、中国鉄道部が自主開発案件とし、共同開発を要請される場合は、各メーカーの検討に加え、JR 東日本も協力者の中に入り、検討に参画する方針を中国側に伝えた。その結果、中国鉄道部より、中国側が各国の技術を集めて自主的にシステムを建設することとする、日本企業の協力を歓迎する、という意向が示された⁵。本件については、中国側も王毅在日本大使と中国鉄道部幹部とで発言に矛盾が出るなど、中国政府部内の足並みも乱れたため、日本側にも混乱を生じた。

その後の北京 - 上海高速鉄道では、外国技術の導入による自主開発の傾向は更に明確となり、車両だけでなく、線路、橋梁、トンネル等の土北工事の技術は中国独自で技術開発することとされ、信号・通信・電力供給システム等は、システムの総合開発を通じて中国の実状にあうよう自主開発されることとなった。

⁵ 2007 年 7 月 4 日付、中国鉄道部国際合作司副司長発出、国土交通省鉄道局宛文書。

4.2 自主的な高速化改良の拡大

一方、在来線の高速化を含む 200 km/h の中速車両運行区間でも、システム一体で技術を導入する方針に変化が生じ、中国による自主開発の方向性が強くなった。

中速車両は、2007 年 1 月より上海 - 南京等の一部区間において、160 km/h で試験走行を実施していたが、同年 4 月のダイヤ改正以降、本格的な運用を開始し、広く「和諧号」として 200 km/h 走行で使用されるようになった。しかし、新幹線型車両については、上海 - 昆山間及び青島 - 高密間の一部区間で、契約で営業最高速度とされた 200 km/h を上回る 250 km/h で運転を開始するという問題が再び発生し、日本側は、中国側に対し、契約上の問題、安全上の問題を指摘した。

今後も新たな高速化改良路線や、高速車・中速車の在来線への乗り入れが一層拡大するため、日本側は、中国に対し、線路整備状態の管理とともに、継続した状態監視を要請し無ければならない事態となった。

5. 技術支援と特許申請騒動

既に述べてきたように、中国は 300 km/h 級の高速車区間から、外国の先端技術の幅広い導入と自主開発の方針を鮮明にし、その過程で日本企業の技術が無断で大幅に高速化の改良をされる等、知的財産の問題や運行の安全確保を脅かしかねない問題も顕在化してきた。本年大きな論議を呼んだ南車四方による国際特許申請は、こうした問題を更に深刻化させると捉えるべきなのか、また、どのように対処すべきかを以下にまとめる。

5.1 申請された特許の内容の確認

まず、中国の南車四方が申請している特許の内容が何であるか掴む必要がある。国際特許出願制度では、南車四方が中国国家知識産権局へ出願してから特許が公開されるのは「1年半後」である。それまでは分からない。また、川崎重工業が日本で申請している特許と似たものを米国で特許申請しても認められることはない。特許として認められるには、日本の新幹線はやての技術に別の仕様が加わった工夫

が施されなければならない。日本の一部報道では、国鉄時代の技術も侵害する恐れがあると JR 東海社長が発言していると大きく取り上げる向きもあるが、新幹線の国鉄時代の技術は、長年に渡って使用されている「公知の技術」であり、基本的には特許侵害の問題は生じないのである。

5.2 川崎重工の契約内容の確認

次に、今回特許侵害の対象と報道されている川崎重工が、当時どのような契約を結び、技術協力していたのか、事実の確認が必須である。2004 年当時、川崎重工は、入札条件に基づき、南車四方へ車両の製造技術を技術提供したが、実際には、最低限国産化が可能な協力はしたものの、設計技術等は提供しておらず、川崎重工から提供した図面だけ見ても新幹線は製造できない程度に協力を留めていた。高速鉄道を完全に自国で製造できるようにするためには、車両全体をシステムとして動かすための設計技術も含めて移転することが必要であるが、そこまでは踏み込んでいなかった。つまり、新幹線の核となる部分の技術までは提供していないということとなる。設計技術の他にも、例えば、住友金属が製造している車軸の部分については、完成品を部品として南車四方に提供する等、ブラックボックス化して技術提供をしていない技術もあり、中国がほぼゼロから日本タイプ的高速鉄道を製造できる構図にはなっていないのである。その上で、川崎重工等は、「日本から中国へ提供した技術については、いずれも中国国内でのみ使用可能とする」という契約を結んでいた。

5.3 国際特許の仕組み

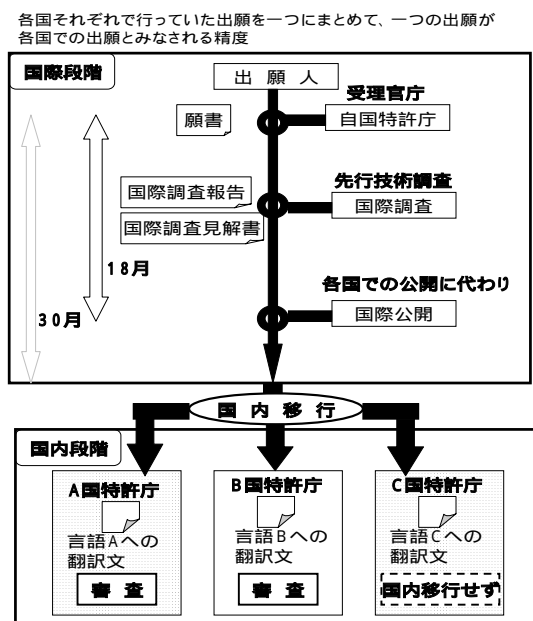
それでは、今回注目された国際特許というのはどういう仕組みであろうか。国際特許は、国際機関(世界知的所有権機関; WIPO)ではなく、申請を受けた各国の特許庁が、それぞれの基準に基づいて審査し、特許が認められるかどうかを判断することとなっている。特許申請の内容については、1年半後の国際公開時に知ることができる。その後、審査が始まるまでに、各国の特許庁へ情報提供を行うことができる。また、仮にどこかの国で特許が認められてしまった場合でも、そのタイミングで異議申し立て

ができることとなっている（図4）。

仮に、中国が特許申請した技術がいずれかの国で認められた場合には、他人にその技術を使わせない権利、他人にライセンス料を課した上でその技術を使わせる権利等の効果が生じる。その結果、日本の技術を中国の特許を認めた国において使おうとすると、その技術を使えない、あるいはライセンス料が発生してしまう。

但し、アメリカ等の先進国では、日本で既に特許がとられている技術であれば、特許を認めることはまずないと言って良い。

図4 国際特許出願制度の概要



出所： 特許資料等をもとに、2011年7月24日作成。

5.4 今後の見通しと問題の本質

今回の特許申請騒動により、報道では川崎重工が被害を受ける可能性が高いように報じられているが、既に日本において特許が取得されている高速鉄道の技術⁶、又は「学术论文等で公知の高速鉄道の技術」については、新規性がないため、米国で特許を取得

⁶ 例えば、「先頭部分の形状と車体の容積確保を両立するための技術」、「高速走行時に発生する蛇行道を抑制し安定走行を確保する技術」など。特許庁検索システム等において公開。

することが不可能であり、これを中国が特許申請したところで同じ結果となる。

特許全般に共通する論点として、個別の技術について特許申請を行うか否かは、当該国において必要とされる技術は何か、その技術が特許に馴染むか、その技術の特許を取得する必要があるか、特許を取得して技術を公開するメリット・デメリットは何か等を総合的に勘案した上で判断するべきである。従って、全ての発明を海外に特許申請するという事は、出願費用、翻訳費用や権利維持費用（1件につき100万円が相場とされる）等を考慮すると現実的ではない。さらに特許出願せずに秘匿の方が望ましい場合もある（前出の住友金属が製造している高速鉄道の車軸は、国内で製造された完成品しか海外に納入していないが、こうした技術は特許になじまない）こと等から合理的ではなく、海外での事業戦略に基づいて必要と考えられる国に対して必要な技術に関する特許権を取得することが重要である。

以上から、中国が、日本、ドイツ、フランス、カナダから導入した高速鉄道技術をベースに世界に特許を申請して各国・企業と国際訴訟を頻発させることはデメリットやリスクも大きいと気付くはずである。しかも、今回のケースで、仮に中国の特許申請が認められても、中国固有の技術に係る特許取得ならば、日本等の先進国では高速鉄道技術は既に確立されていることから、余程の画期的な高速鉄道の基礎技術の特許でない限り、特段問題は生じない。仮に、日本、ドイツ、フランス、カナダの高速鉄道技術が含まれていれば、特許申請の内容が公開された段階で異議を申し立て、国際訴訟に発展し、今後中国国内での幅広い鉄道ビジネスや中国国外への輸出展開等でのビジネスパートナー、合併に支障を来すため、中国側も望まないであろうと予測される。

5.5 残る問題点と対策

しかしながら、中国の申請した技術が特許を得ても川崎重工や日本の新幹線の海外展開への影響が皆無と言い切れるか、また、中国が今後の日本側とのビジネス・技術の提携関係の維持を困難にするような特許申請はしない筈と言えるかという点については、楽観論に流されず、慎重に検討されるべきであ

ろう。

例えば、中国が独自に改良を加えたという主張が認められて特許を取得する可能性も、申請内容が分からない現時点では、完全に否定はできない。中国が国際特許に力を入れているのは確かであり、2006年に3900件だったのが2010年には1万2300件に激増している。日本との特許を巡る係争も発生してきており、代表的な事例では、2009年に工場の排気ガスのイオン成分の除去の技術について、中国はいち早く日本で特許を取得し、逆に日本が訴えられて6億円の損害賠償を支払った例がある。一部の経済誌⁷が指摘するように、鉄道関連特許の出願状況でみると、鉄道業界のビックスリー等海外企業は、先進国やブラジル、インドといった新興国においても特許を出願しているが、日本企業は日本市場のみで出願する傾向があり、「米国を含む海外で特許出願をすませておけば、少なくとも日本由来のベースとなる技術が海外企業に使われることはない」という主張⁸は、一面では間違っていない。

また、特許審査は各国で独立している上、審査の水準にも差があり、特許の制度自体が成熟していない場合もあるため、今回申請した国だけでなく、今後は新興国、途上国で日本等高速鉄道の先進国の技術が侵害される可能性も全く否定はできない。日本はアフリカ等の途上国に対しては審査官の育成を行っており、日本に非常に近いものとなっているが、そうした経済協力を行う対象にない新興国等の特許制度の詳細や審査の実態等を、日本として把握している訳ではない。なお、今回の日本等5カ国で特許が認められなくても、国際特許の中国国内への審査の移行段階で、中国でのみ特許が認められる可能性も全く否定はできず、今のところ、中国の特許庁が、一企業のために法解釈を曲げることはないと考えられる状況である。

いずれにせよ、高速鉄道技術の特許問題については、やみくもな特許出願は、日本であろうが、中国であろうが間違いであり、前述のように、特許が良いか、特許して使用料さえ払えば公開・使用されて

⁷ 週間ダイヤモンド 2011年7月30日号、元データはPatBase

⁸ 特許庁 山本信平国際課地域政策室長。

いいのか、秘匿すべきか、信頼に足る適切なビジネスパートナーを選び契約でプロテクションをかけるべきか、各技術につき戦略的に整理する必要性が、日本等先進国側は勿論、中国側にもあると言えよう。

6. 高速鉄道技術の導入と責任の範囲

交通運輸分野での技術協力は、運行の安全や乗客の安全等にも強い関わりがあるため、故障の続発や事故が起これば、その原因と責任の所在を巡って国際的な係争となり易い側面を持つ⁹。ここでは、中国への高速鉄道システムの技術供与の場合、どのような問題点があるかをまとめる。

6.1 技術供与と事故の責任等との関係

技術供与した高速鉄道で事故が起こった場合の問題点について考えてみよう。事故が起これば、責任の所在や損害賠償の可能性があり、さらに外国への輸出に当たっての信用の低下といった問題もともなうことが考えられるが、中国の場合、これらの問題点を考慮せざるを得ない事例が過去にある。

まず、事故や深刻なトラブル時の基本姿勢や報道発表の問題である。中国国民が持つ「鉄道建設を通じた外国による侵略」という負の歴史への配慮から、外国の技術を導入して製造された高速鉄道車両について、政府は対外的な公表を控えるとともに、営業運転開始に際しては、全て「和諧号」と名付け、「国産車」と喧伝した。その一方、政府の責任が問われそうな事故・故障の場合、例えば、2007年8月にCRH5が故障のため5時間線路上で立ち往生し、利用者から厳しい批判を浴びた際には、「この車両は、フランスのアルストムの技術で作られた」と報道されている。本年7月23日に発生した衝突事故においても、事故原因の特定より早い段階でフランス式の信号装置が落雷で故障したと説明しており、こうした正確な事実に基づかない拙速な公式発表や報道・インターネットは、技術供与した外国企業

⁹ 韓国の現代ロテムが韓国鉄道公社に納入した高速鉄道車両KTXが故障を繰り返した結果、公社は、被った遅延による営業損失についてロテムに対し補償を求めた。しかし、ロテム側が十分な支払いに応じていないため、公社はロテムを提訴している。

への感情的な反発や損害賠償請求を呼ぶとともに、適切な再発防止策の検討の妨げにもなる。

次に、契約の面からみてみよう。中国が川崎重工の技術供与により製造した車両に事故やインシデント等安全上の問題が生じた場合に川崎重工の責任となるであろうか。2004年、川崎重工は、200 km/h 対応車両を受注した際には、契約書に営業運転最高速度 200 km/h、最高試験速度 250 km/h と明記していた。即ち、時速 200 km/h を超える営業運転を行い、これに起因して安全上の問題が生じた場合には川崎重工の問題とはならないという契約を結んでいた。こうした契約上の免責範囲の設定は、2005年、さらなる速度向上を目指す中国側の要求に応じて、「車両の一部設計の変更の請負」という形で技術支援を行った場合や、その後無断で営業運転最高速度を、契約の 275 km/h を大幅に上回る 350 km/h に改造された場合においても同様に行い、十分対策を講じている。しかしながら、中国の事故調査機関は、アメリカの運輸安全委員会（NTSB）のように中立公正な独立機関ではなく、日本の運輸安全委員会のように国土交通省に置かれていても、省外の専門家を中心とする独立性の高い八条機関でもない、中国鉄道部自身である。技術供与した外国企業が、事故原因として責任を追及されても、抗弁して調停する十分な仕組みは期待できない。また、日本等が技術供与した際の契約に抵触してさらなる高速化の改良を行い、日本側から安全運行の確保を脅かすとして抗議を受けても、そのまま改良、投入を行った事例のように、日本側と異なる契約の解釈運用を行うのではないか、という懸念もある。

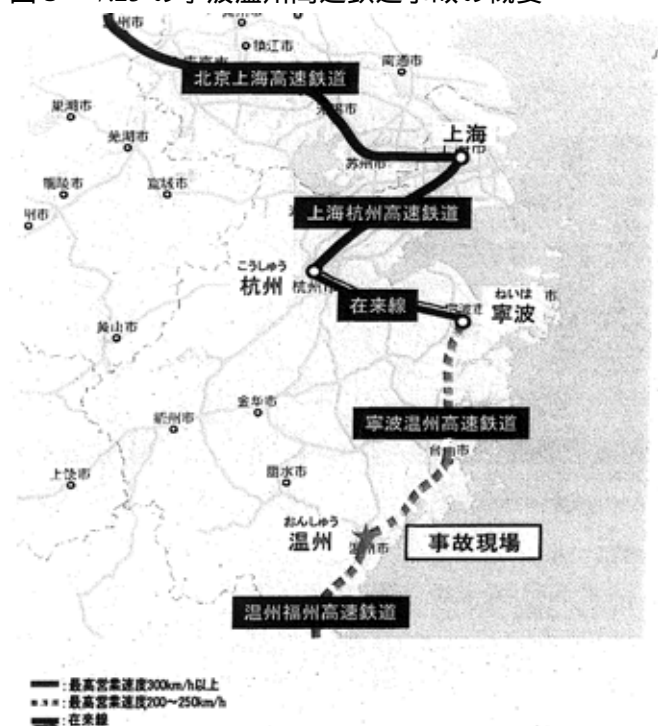
6.2 今回の事故で浮かび上がった問題点

本年7月23日、寧波 - 温州間で発生した衝突事故（図5）とその直前の北京 - 上海高速鉄道の最高営業運転速度の 350 km/h から 300 km/h への引き下げ、故障等トラブルの発生は、中国による高速鉄道技術導入の問題点を3点浮かび上がらせた。

一点目は、信号方式はフランス方式がベース、追突車両はカナダのボンバルディアがベースの車両と日本の川崎重工が技術協力した東北新幹線はやてがベースの CRH380A（A は 200 km/h の中速という意味）

であったように、高速鉄道技術のシステム一体での導入でなく、各国からの先進技術を混合システムで導入することの危うさである。二点目は、高速鉄道技術の導入や自主改良について、速度等経済的合理性を安全より優先し、かつ安全対策もハードの設備に偏り、運行要員の養成・習熟を軽視した、という問題点である。三点目は、事故の原因究明や再発防止の提言を行う独立性の高い機関の欠如、事故の教訓をいかした確立されてきた各国の安全技術への無理解といった問題である。

図5 7.23の寧波温州高速鉄道事故の概要



出所： 国土交通省鉄道局で2011年7月24日作成。

7.まとめ

中国の高速鉄道については、断片的な報道や固定観念、偏見に基づく報道等による誤解が多い¹⁰。このため、本稿では、まず、中国が高速鉄道を導入しようとした背景、外国から高速鉄道技術を導入しようとした理由、経過の事実関係を正確に整理した。

¹⁰ 最近の総合雑誌の寄稿、城山秀巳「中国版新幹線乗ってはいけない」『文藝春秋9月特別号』、2011年8月でも、正確な点もあるが、憶測の記述も多い。

そこから分かることは、高速鉄道システム（車両、インフラ、信号・運行管理システム、き電等）全てに渡る中国の国産化への強いこだわりである。中国への高速鉄道の輸出は、日本、欧州、カナダ等にとって、中国企業との合弁や高い現地生産率の条件等厳しいビジネスとなったが、中国が元々国産化を目指して「中華之星」等を自主開発したものの、信頼性の低さのため外国からの技術導入に方針転換したという経緯を踏まえれば、当然の帰結であった。

また、日本、欧州等の企業は利益をほとんど得られずに、技術だけ盗まれ、あげくのはてに特許申請までされたという批判については、入札条件を吟味して応札を見送ることができた訳であるし、契約書で提供した技術の使用を中国国内に限定するなど技術流出の予防策も講じていることから、不当に厳しい批判であろう。

寧ろ問題があるのは、国産化と世界最高の技術水準への到達を急ぐあまり、安全上必要な車両、信号、運行管理システム等の高速鉄道技術の一体導入の方針を破棄し、「自主的な開発・調整により、各国の技術を個別的に導入する」との方針に転換した点である。これにより、中国と各国の混合システムで高速鉄道が整備・運営されることとなり、運行の安全確保や故障の抑制等運行サービスの維持を難しくすることとなった。

こうした事態を招いた背景、あるいは根本的な問題点として、経済合理性や国威の発揚を優先する政治的な思惑や介入が挙げられる。中国鉄道部の技術陣による客観的な検討結果より、高速鉄道網の早急な整備や国産化、世界最高の営業速度の到達等の政治的要請・国威発揚が優先された結果、党・国家行事に合わせた無理な工期短縮¹¹や、安全な運行管理を脅かす契約違反の350 km/hへの高速化改良、運転習熟機関の短縮といった問題が引き起こされてきた。

一方、今回大きな論議を呼んだ中国による高速鉄道技術の国際特許申請、知的財産保護の問題については、日本側は事実に基づく冷静な分析・対応が、

¹¹ 例えば、北京 - 上海高速鉄道の場合、開通時期が当初予定された2012年から大幅に前倒しされ、2011年6月の共産党創立90周年に間に合うよう、着工から3年2ヶ月に工期が短縮された。

また、中国と日本双方には、特許を含む知的財産保護の戦略と話し合いが必要なことが分かった。

中国の国際特許申請については、申請から1年半は申請内容を把握できず、その一方で、日本の新幹線の技術には、論文等で公知の技術や日本で既に特許を取っている技術もあるため、特許が認められる可能性が低いことが分かった。また、コアの設計技術を供与対象から除く等技術供与の範囲を限定したり、契約書で技術の使用を国内に限定する等の予防策も講じていることから、本件については双方の冷静な対応が必要である。

それでも、日本の技術保護・流出防止策が十分だったとは言い難く、今後、特許については、コストがかかっても特許を取得すべきか、特許出願せずに秘匿する方が望ましい技術か、また、特許にして使用料さえ払えば公開・使用されてもいいのか、信頼に足る適切なビジネスパートナーを選び契約でプロテクションをかけるべきか、技術ごとに戦略を整理することが必要な時代に日中とも入ったと言えよう。

さらに、契約書で対策を講じていても、契約に抵触する恐れのある提供技術の独自改良や特許申請は今後もあり得るため、契約書の解釈運用についての双方の確認や係争になった場合の官民双方のレベルでの調停の仕組みが整備されることが望ましい。近年、上海のリニアモーターカー（トランスラピッド）で、中国側が建設技術の特許を申請したためにドイツ国内が紛糾し、シーメンス社も問題視したため、リニアモーターカーの杭州までの延伸計画が無くなったという事例もあり、注意が必要である。

最後に、この度の重大事故を機に、中国側には改めて高速鉄道は、各分野の技術を同じシステムで一体的に運用することが重要であることを伝えるとともに、事故が起こった場合の責任・免責の範囲の契約書での明記と、事故の原因、責任・賠償の範囲を客観的・科学的に行う独立性の高い事故調査機関の設置を中国側に呼びかけることが必要であろう。

[付記]

本書の見解は、全て個人的なものであり、文責は筆者にある。

参考文献

(邦文書籍、論文、資料)

- (1) 小野田滋「秦瀋旅客専用線と中華之星動車組」『鉄道車両輸出組合報』2007 No.4
- (2) 小野田滋「中国鉄道部第六次高速化の実施とCRH 動車組」『鉄道車両輸出組合報』 No.233、2007年
- (3) (株)アジアインフォネット・コミュニケーションズ「中国の都市間高速鉄道の現状と発展計画」『鉄道車両輸出組合報』 No.216、2003年3月
- (4) 久保田博「鉄道工学ハンドブック」グランプリ出版、1997年2月
- (5) JETRO「第11次5カ年計画で中国はどう変わるか」海外調査シリーズ No374、2008年
- (6) 庄司孝雄「中国鉄道高速化の経緯とCHR 動車組の概要」『鉄道車両工業』No.450、2009年4月
- (7) 田中修「中国第11次5カ年計画の研究」内閣府経済社会総合研究所 Discussion Paper Series No170、2006年
- (8) 中国高速鉄道日本連合「中国高速鉄道旅客専用線トータルシステム提案」、2005年12月
- (9) 「中国高速鉄道技術協力の進め方について」(中国高速鉄道官民連絡会申し合わせ)、2005年12月
- (10) 海外鉄道技術協力協会誌「JARTS」各号

(中国語書籍、論文)

- (1) 王強「“中華之星”縁何成了流星？」『商務周刊』2006-No.5、2006年
- (2) 何華武編「中国鐵路既有線200 km/h 等級提速技術」
- (3) 張陽明「秦瀋客運專線 中国鐵路的新視点」『鉄道知識』No.117、1999年
- (4) 「新建時速200公里客貨共線鐵路設計暫行規程(鉄建設函〔2005〕285号)」中国鉄道出版社、2005
- (5) 「既有線提速200 km/h 条件 試行(鉄科技函)〔2006〕747号」中国鉄道出版社、2005年

- (6) 「新建時速300~350公里客運專線鐵路設計暫行規程 上下(鉄建設〔2007〕47号)」中国鉄道出版社、2007
- (7) 中華人民共和国鉄道部「鐵路-五規画」、2006年
- (8) 中華人民共和国鉄道部運輸局組織編「CRH2型動車組司機手冊」中国鉄道出版社、2006年
- (9) 「中国鐵路機車車輛工業50年」中国鉄道出版社、2000年

書 評

(Book Review)

【書評】

乾 一字 著

『力の信奉者ロシア - その思想と戦略』

(J C A 出版、2011 年 5 月) 318 頁全 340 頁

佐々木 孝博

(日本大学大学院総合社会情報研究科博士前期課程修了生)

Takahiro SASAKI

Nihon University, Graduate School of Social and Cultural Studies

本書は、冷戦期から現在に至るソ連及びロシアの軍事思想とその戦略を客観的かつ体系的に分析したものである。著者の長年にわたるロシア研究の集大成でもある。

まず、本書の内容そのものを論評する前に、著者のロシア研究者としての背景について述べてみたい。著者は、自衛官出身であり、長年、部隊勤務を続けつつロシア研究を行ってきた。その中で特筆すべきは、米国国防総省語学学校においてロシア語を履修した後に駐ルーマニアの初代防衛駐在官として勤務したことである。冷戦期真っ只中の東欧において、当時全てが明らかにはされなかったソ連の軍事戦略について、日本国内では得られないような情報に接し分析に携わっていたことは、後の著者のロシア研究に多大な成果を及ぼす一因となったものと考えられる。防衛駐在官というものは、その勤務を通じ、他をもって変え難い人脈を構築することが可能である。その人脈を駆使した情報収集や分析が可能であり、他の研究者とは一線を画す研究が可能であるという大きなアドバンテージをもっている。著者は、このアドバンテージを最大限に活かし、帰国後、陸上幕僚監部の調査部や防衛研究所でロシア研究を継続し、多数の論文を発表した。その間、ハリエット&ウイリアム・スコット著『ソ連軍 - 思想・構築・実力』の翻訳なども手掛けた。

防衛庁（現防衛省）退官後は日本大学大学院において、教授及び講師として後進の指導にあたりるとともにロシア研究も継続してきた。

著者の今ひとつのアドバンテージは、先述のように、米国国防総省語学学校においてロシア語を履修するなどロシア語が堪能な点である。ロシア分析にあたっては、ロシア語で



乾 一字

力の信奉者
ロシア
その思想と戦略

書かれた一次資料を当たるのが重要となってくる。なぜならば、ロシアではその思想や戦略は欧米の西側標準の考え方では計り知れないものがあり、ロシア語の一次資料をあたれない研究者の研究は、西側訳者の欧米的な考え方のバイアスが入っていると云わざるを得ない。そのような見地から、著者は研究に際し、必ずロシア語の一次資料に当たっており、より正確な分析が可能となる大きなアドバンテージをもっていると評価できるであろう。

さて、本書の内容そのものに移りたい。

本書において、著者が読者に対して訴えたいことを一言で言い表せば、冒頭の一文にある「ロシアは力を信奉する国である。パワー・ポリティックスの立場から、どの国も大なり小なり力を重視する。ロシアの場合は、それが度を超している」ということである。そして、その力の源泉となっているのが軍事力そのものであるということである。

著者は、このような「力を信奉する」ロシアの戦略を、「国家安全保障構想（戦略）」「軍事ドクトリン」等の公文書を読み解くことによって、その背景、軍事思想も含めて解明している。

そして、冒頭、ロシアの安全保障観の根底に流れる過剰防衛意識というものを言語学の見地から説明している。著者曰く、「ロシア語には安全（Security）という言葉はない。『危険でないこと』『危なくないこと』（bezopasnost'（ロシア語の英語表記）=without danger）という一つの単語で安全（あるいは安全保障）という意味を表現する」と。すなわち、危険や危険の源泉となる不安定要因をなくすことが安全を意味しているのである。しかし、その安定している状態というものはいつ壊れるかもわからないものであり、常に怯える気持ち根底に流れているのである。そのため、「危険のない状態」を求めて勢力圏の拡大を図り、西は旧東欧諸国に、南は旧ソ連圏のカフカス（コーカサス）諸国及び中央アジア諸国に、東は太平洋岸にまで進出してきた。それが、旧ソ連から現在のロシアの根底に流れる安全保障観であると分析している。これを理解すれば、著者が序章から本論にわたって詳細に分析しているロシアの戦略を理解できるのである。

著者は、第二次世界大戦後のソ連・ロシアの戦略を、戦後から50年代前半までを「通常戦戦略期」、50年代中盤から70年代までを「核戦戦略期」、70年代後半からソ連崩壊までを「核脅威下の通常戦戦略期」、新生ロシアになってからを「ロシアの核脅威下の通常戦戦略期」と区分して分析を試みている。大きくは、核戦争を重視していた「核戦戦略期」と核抑止を考慮した上で通常戦を重視した「核脅威下の通常戦戦略期」の2期に区分していると言えるだろう。常識的な区分であり一見何の変哲もないような区分であるが見えるが、他にこのような区分に基づきソ連・ロシアの戦略を体系的に分析した研究は、評者の知るところではなかったものと思う。

本書は、読み始めてみるとその内容の把握が難しいと思うかもしれない。それは、安全保障という国家の存亡に関わるような事項の研究であるため、客観的かつ論理的な証明が必要となり、必然的にその論証ためにロシア語の直訳による引用の部分が多くなっていることがその一因となっている。そのような向きには、まず、「まえがき」「むすび」「あ

とがき」を先に読むことをお勧めしたい。ここに、著者の言わんとする思いが集約されているからである。そこから本論に入って行くのも本書の読み方の一つである。

次に、本書の意義について纏めてみたい。

本書の最大の意義は、すべての分析がロシア語で記述された一次資料を主体に分析されていることである。それは、驚くほど充実している章末の注からも窺える。先述したように、ロシア研究においては、ロシア語で書かれた一次資料を丹念に読み込まなければロシア人特有の思考や思想を把握することはできない。第三者の訳したものや分析などの二次資料を使用した場合は、訳者等の主観の入った分析になってしまうためにロシア人の思考を読み違えてしまう例が多々ある。特に、欧米を始めとする西側標準の思考の入った英語訳等を使用した場合にそのような分析になってしまう例が多い。また、我が国におけるこれまでのロシア研究には、ロシアに過度に傾倒してしまうような研究が多かったとの感がある。換言すれば、ロシア語を勉強することにより過度にロシアに対するシンパシーを感じてしまい、一次資料の分析に否定的な影響を及ぼしてしまったような例が多かったようであるということだ。著者は、ロシア語が堪能な上に安全保障の専門家でもあるために、ロシアに対する過度なシンパシーを感じることはなく、第三者的に安全保障の専門家としてソ連・ロシアの軍事思想と戦略を客観的に分析しているのである。

章末の注を確認すると、その根拠文書の一次資料が如何なるものなのか、それがどのように入手できるかなどの情報が得られる。また、著者がこれまでに分析してきた各種論文や「国家安全保障構想（戦略）」、「軍事ドクトリン」などの全訳が著者のホームページに掲載されている。そのために、本書は、評者のような駆け出しのロシア研究者を始め多くの研究者にとっても、ロシア安全保障研究のバイブル的な存在に位置づけられるであろう。事項索引や人名索引なども充実しており、根拠を確認するための字引としても大いに活用できるものである。端的に申せば、国際的に見ても類書はなく、画期的な業績であると言える。

また、本書を読んでいると、ロシア・中国間の興味深い安全保障関係を間接的に読み取れることも意義として取り上げたい。すなわち、中国が多くの安全保障面で、ソ連・ロシアの後追いをしているのではないかということである。特に、ロシアの採ってきた積極防衛戦略と類似した戦略の採用、質を重視した軍建設（ロシア語では軍事力整備のことを軍建設と表現する）、表面的なデタント的な発言と実際の行動の乖離などが挙げられる。

個々に例示すれば、まず、ロシアが採用してきた積極防衛戦略には「先制的な攻撃」もその範疇に入っている。中国においても、国防という名の下において1979年2月には中越紛争時に人民解放軍が国境を越えてベトナム領内奥深くにまで攻め込んだ例がある。本事例は、中国がロシアのもつ積極防衛戦略に類似した戦略を保持している一端を示していると言えるであろう。

質を重視した軍建設については、中国が掲げる「科技強軍」（科学技術力による軍の精強化を示す）の言葉に強く現れている。

表面的なダタント的発言と実行の乖離については、中国の国防白書にあるように「中国は永遠に覇権を求めず、経済がどんなに発展しても、現在も将来も軍事的拡張はやらない」と宣言しているにもかかわらず、近年の南シナ海、東シナ海における海洋権益を巡る周辺国への強圧的な行動が示すとおりである。さらに、1989年以降十数年続く国防費のおよそ二桁の伸びもその一例である。

力を信奉するロシアの軍事思想及び戦略を知ってか知らずか、ロシアに追随するかのよように、中国はロシアと類似した戦略を採用している状況が窺えるのである。そのような見地から、本書は、中露の安全保障研究にも興味深い示唆を与えてくれる書物でもある。

最後に、本書について気になった点について述べてみたい。

本書は、ソ連時代からエリツイン政権のロシアまでの分析は、背景の分析、人物の分析、トピックスを織り交ぜるなど、非常に深い分析となっている反面、プーチン政権以降の軍事戦略については、特に、メドベージェフ政権におけるその分析量が少ない。「2020年までの国家安全保障戦略」が発表されたのが2009年5月、「軍事ドクトリン」が改定されたのが2010年2月ということ考慮すれば、発表後間もないということで、分析に要する期間が短かったこと及びロシアの本質を示すような資料が未だ少ないことがその要因であろう。

また、これに関連して、現代ロシアの戦略における継続性と変化について、特に、変化の部分についての分析が少ないとの感がある。第二次世界大戦後のソ連の軍事戦略は、過剰防衛思考をもつ安全保障観の下、「経済復興はさておいて、安全保障（軍事）第一の方針」であった。ソ連から新生ロシアになり、そのような安全保障観を根底に保持しつつも、現実路線に変化しつつある状況も窺える。すなわち、プーチン前大統領が示した長期の国家戦略「2020年までの発展戦略」によれば、「経済発展を阻害しない範疇で、軍事力整備していく」という姿勢が示されていることだ。さらに、これまでは、軍人が戦略策定に関して非常に重要な地位を占めていた時にはできなかった軍改革を、現在、政治主導で、文国防大臣の下で実施している状況もある。このような状況は、軍事思想や戦略に変化を生じさせる事項であるかもしれないため、さらなる深い分析が必要であろう。しかし、本書はこの点に関する分析が少ないとの印象がある。この理由も明確であり、そのような変化とみられる事象が生じ始めてから本書の発刊までの期間が短かったことが大きな理由である。したがって、現状分析に要する時間をもう少し確保できれば、この点も解消されたであろう。

いずれにしても、評者のような駆け出しのロシア研究者にとっては、本書はバイブル的な存在に位置付けられ、最後に挙げた指摘についても些細なことであり、著者の渾身の一冊である本書が長く後世に残るであろうとの高い評価になんら影響を与えるものではない。

日本国際情報学会誌規程

日本国際情報学会誌規程

第1条（目的）

1 日本国際情報学会（英文名：Japanese Society for Global Social and Cultural Studies、以下「学会」という）は、学会の活動成果の発表を目的に日本国際情報学会誌『国際情報研究』（英文名：The Journal of Japanese Society for Global Social and Cultural Studies、以下「学会誌」という）を発行する。

第2条（編集委員会）

- 1 学会誌の企画、原稿の募集（依頼）及び編集のために編集委員会を置く。
- 2 編集委員会は、編集委員長、編集副委員長各1名、および編集委員若干名によって構成される。
- 3 編集委員長は、会長、副会長、理事の中より理事会が選任する。
- 4 編集副委員長は、編集委員長が会員の中より推薦し、理事会が選任する。
- 5 編集委員は、編集委員長が会員の中より推薦し、理事会の承認を得るものとする。

第3条（執筆者の資格）

1 執筆の資格を有する者は次の各号に掲げる者とし、執筆は公募及び依頼とする。

(1) 会員

(2) 会員を筆頭執筆者とする共同執筆者

- 2 前項各号に掲げる者以外の者から執筆の申し出があった場合には、編集委員会はこれを承認することがある。
- 3 会費未納者については執筆資格を停止する。

第4条（原稿の要件）

1 学会誌に執筆する原稿の要件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 未発表の原稿であること。
- (2) 完成原稿であること。
- (3) 原稿の種類は、次のいずれかに該当するものであること。

研究論文 (審査論文: Original)

報告論文 (自由投稿論文: Review、研究ノート: Research Report)

書評 (Book Review)

その他編集委員会が認めたもの

- (4) 論文の原稿は、表、図、写真を含め12ページ以内とすること。研究ノートその他は特に形式は定めないが、論文に準拠することが望ましく、またそのまま掲載できる完全原稿とし、400字原稿用紙で20枚以内とする。ただし、編集委員会が、特別の事由を認めるときはこの限りではない
 - (5) グラフを含む表、図、写真は、そのまま製版できるように作成すること。
 - (6) 原稿の使用言語は、印刷可能な言語の範囲内とすること。
- 2 年度における投稿は、研究論文、報告論文、及び書評で各2稿以内、または合計3稿までとする。ただし共同執筆は、この数に含まない。

第5条 (原稿の採択)

- 1 執筆原稿が学会の主旨及び第4条・第7条に規定する原稿の要件・形式に合致しないとみとめられる場合には、不採用とする。また不採用になった原稿の執筆者は、結果に対する異議申し立てをできないものとする。
- 2 投稿原稿の採否は、以下の(1)から(5)の細則に従い、各分野の専門家(レフェリー)に投稿原稿の審査を依頼し、その意見をもとに編集委員会で審議し、決定する。
 - (1) 投稿原稿は、まず編集委員会において、その内容について第一次審査を行う。
 - (2) 第一次審査にパスした原稿は、匿名でレフェリーに送られ、審査を受ける。レフェリーからの審査意見は、編集委員長に伝達される。
 - (3) 投稿原稿は、レフェリーの審査意見をもとに編集委員会で審議し、採否を最終決定する。
 - (4) 審査にあたる、レフェリーの名前は公表しない。
 - (5) 編集委員会の判断により原稿執筆者に、内容変更の依頼を行うことがある。

第6条（学会誌の発行）

- 1 学会誌は、各年度1回発行することとし、各年度の原稿募集（依頼）・執筆期限・発行期日等は、編集委員会が決定し、公表する。

第7条（論文原稿の形式）

- 1 学会誌に執筆する論文原稿の形式は、編集委員会が別に定める「日本国際情報学会誌執筆要領」によるものとする。ただし、「日本国際情報学会誌執筆要領」ではその論文の真価を表現できないと編集委員長が認めた場合は、別途編集委員会が定めた形式による。

第8条（論文等の転載）

- 1 学会誌に掲載された論文の転載は、その学会誌発行後半年を経過していない場合は、編集委員会と協議し、承諾を得るものとする。
- 2 転載論文等には、学会誌に初出した旨を付記するものとする。

第9条（校正）

- 1 校正は著者校正とし、校正期限を遵守し、校正時に大幅な訂正を行わないこととする。
- 2 前項の規定に反し、執筆者が校正時に大幅な訂正を行い、学会誌の発行に重大な支障をきたすおそれがある場合には、第5条第1項の規定を準用する。

第10条（原稿料）

- 1 原稿料は、会員以外の者への依頼原稿を除き、無料とする。

第11条（改廃）

- 1 この規程の改廃は、編集委員会の議を経て、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成17年5月1日から施行する。
平成17年5月 第5条を改定する。
平成21年12月 第1条を改定する。
平成22年6月 第4条、第5条を改定する。
平成23年8月 第3条2項、第4条2項を追加する。

初回 平成 15 年 8 月 30 日理事会決定

第 4 回改定 平成 23 年 8 月 8 日理事会決定

編集後記

3.11 の惨事が未だ記憶に新しいにもかかわらず、ダイの洪水やトルコの地震が続きました。その度に産業、経済のグローバル化が進んでいることを実感いたします。日本の震災が世界の自動車産業などに影響を及ぼし、タイの洪水が再び自動車や電子機器に影響を与えました。世界は未だかつてない早さで、距離と時間を短縮したと言われます。その影響は産業経済に限らず、社会や政治にも影響を与え、中東には大きな変革が起こりました。

また、ヨーロッパではユーロ危機が大きな問題となり、その反対の太平洋沿岸諸国では TPP についての協議が注目をあびております。事のよし悪しは抜きにして、既に一国では生きていけない社会になってまいりました。

本学会は設立当初より「グローバル化」と言うキーワードの基、広範囲な研究分野の方々に集っていただきました。既存の枠組みにとらわれることのない、会員相互の連携と自由な研究と努力により、今回も素晴らしい果実が実りました。

通巻 8 号、月日を経る度に、益々内容が充実していることを実感しております。学会誌を通じて、会員の皆さまにもご賛同いただければ幸いです。

編集委員会 委員長 佐々木 健
委 員 村上 恒夫
委 員 増子 保志
委 員 坊農 豊彦

『国際情報研究』第8号 2011年度 日本国際情報学会誌

2011年11月18日発行 領価2,000円 (CD配布・送料込み)

発行 日本国際情報学会
静岡県静岡市駿河区谷田52-1
静岡県立大学国際関係学部
諏訪一幸研究室
TEL 04-2996-4160
FAX 04-2996-4163
URL <http://gssc.jp/siss/>

編集 日本国際情報学会 編集委員会

無断転載を禁ず

Japanese Society for Global Social and Cultural Studies 2011

Original

C. S. Lewis's Refutation of Freudianism in *The Pilgrim's Regress*
SAKURAI Naomi ----- 3

Metaphorgram: As a Component of a Metaphorprint
- Disclosing the Chronological Features of Conceptual Metaphors -
SHIMIZU Toshihiro ----- 14

Cloud Computing and Information Security
- Safety Measures that Must Be Taken when Adopting Computing –
OGASAWARA Hiroshi
NAGAI Toshimitsu
BONO Toyihiko ----- 26

Reevaluation of Lim Boon Keng in the Context of Singapore's
Pluralism:
A Cross-Cultural Study of the Straits Chinese
YAMADA Hiroshi ----- 35

Review

Research Report

Book Review